

第29期 定例会・特別委員会・常任委員会における質疑と答弁（まとめ）

1. 定例会

- ①平成23年第3回定例会（平成23年9月27日）…………… 3
 - ・ 中小企業・雇用対策について
 - ・ 北東北三県・北海道ソウル事務所について
 - ・ 地域商業の活性化対策について
 - ・ 修学旅行の誘致等について
 - ・ 道内高校生の学力について
- ②平成24年第2回定例会（平成24年6月25日）…………… 11
 - ・ 原子力防災計画の見直し等について
 - ・ 北海道観光の振興について
 - ・ 本社機能の誘致について
 - ・ 移植医療について
 - ・ 札幌市教育委員会への指導・助言について

2. 特別委員会

- ①平成23年予算特別委員会第一分科会（平成23年7月1日）…………… 18
 - ・ 廃棄物処理について
- ②平成23年予算特別委員会第二分科会（平成23年7月5日）…………… 21
 - ・ 商業振興について
- ③平成24年予算特別委員会第二分科会（平成24年3月16日）…………… 26
 - ・ 包括的な学校改革等について
 - ・ 高等学校における推薦入試について
- ④平成24年予算特別委員会第二分科会（平成24年9月28日）…………… 32
 - ・ 北海道建設産業支援プランについて
 - ・ 今冬の節電対策について
- ⑤平成24年予算特別委員会第二分科会（平成24年10月1日）…………… 40
 - ・ 北海道観光のくにつくり行動計画について
 - ・ 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区について
- ⑥平成25年少子・高齢化社会対策特別委員会（平成25年2月20日）… 50
 - ・ 認知症高齢者グループホームにおける防火安全対策について
 - ・ 社会福祉施設における自然災害対策について

3. 常任委員会

- ①平成 23 年保健福祉委員会（平成 23 年 11 月 24 日）…………… 54
 - ・ 認知症疾患医療センターについて
- ②平成 23 年保健福祉委員会（平成 23 年 12 月 8 日）…………… 58
 - ・ がん対策推進条例（仮称）の策定について
- ③平成 24 年保健福祉委員会（平成 24 年 6 月 18 日）…………… 62
 - ・ 臓器移植について
- ④平成 24 年保健福祉委員会（平成 24 年 7 月 5 日）…………… 65
 - ・ 北海道病院事業改革プランについて
- ⑤平成 24 年保健福祉委員会（平成 24 年 8 月 7 日）…………… 68
 - ・ 北海道病院事業改革プランについて
- ⑥平成 24 年保健福祉委員会（平成 24 年 9 月 10 日）…………… 75
 - ・ 次期病院事業改革プランについて
- ⑦平成 24 年保健福祉委員会（平成 24 年 12 月 21 日）…………… 77
 - ・ 道立病院について
- ⑧平成 25 年保健福祉委員会（平成 25 年 2 月 5 日）…………… 81
 - ・ 新・北海道病院事業改革プランについて

1. 定例会

①平成 23 年第 3 回定例会（平成 23 年 9 月 27 日）

質問	答弁
<p>おはようございます。</p> <p>自民党・道民会議、札幌市豊平区選出の吉田祐樹でございます。本会議における初の一般質問であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、通告に従いまして、大きく5点について質問をさせていただきます。</p> <p>最初に、道内の中小企業を取り巻く金融制度などについてお伺いいたします。</p> <p>2010年後半から、1ドル80円台前半で推移していた為替レートは、ここに来て、米欧経済の先行き不透明感の高まりなどもあり、一時、75円台に突入するなど、過去最高水準の円高が続いております。</p> <p>本道経済を取り巻く環境は、リーマンショック以降の長引く景気低迷、ことし3月に発生した東日本大震災による消費者マインドの落ち込みや、来道観光客数の大幅な減少、そして、ただいま申し上げた円高の急速な進行など、非常に厳しい状況が続いており、本道経済を支える中小企業に与える影響が懸念されるところで。</p> <p>そこで伺いますが、こうした状況が本道の中小企業にどのような影響を及ぼすと認識しているのか、また、経済環境の変動により、業績の悪化を来している中小企業者を対象として、セーフティーネット貸し付けなどの融資制度も用意されていると聞いておりますが、こうした制度の利用状況をお伺いするとともに、今後、中小企業者に対する金融の円滑化に向け、どのように取り組んでいこうとされているのか、所見を伺います。</p> <p>また、本道における雇用情勢を見ますと、若干の持ち直し感は見られるものの、依然として厳しい状況が続いております。それに加え、東日本大震災や急激な円高の影響により、観光や製造業などの雇用不安が広がっており、今後とも、雇用悪化の回避はますます重要な課題と考えます。</p> <p>緊急雇用対策としては、これまで、平成20年度に国の第2次補正予算で創設されました、ふるさと</p>	<p>◎知事高橋はるみ君</p> <p>吉田祐樹議員の御質問にお答えをいたします。</p> <p>最初に、中小企業・雇用対策に関し、まず、雇用関連交付金事業の今後の対応についてであります。道といたしましては、厳しさが増す雇用情勢に加え、東日本大震災や円高の影響にも機動的に対応していくため、雇用関連交付金事業の継続と追加交付を国に対し強く働きかけているところであります。</p> <p>今後とも、国の第3次補正予算の動きを踏まえ、本道への雇用関連交付金の配分増額や、地域の実情に即した活用が可能となるよう、要件の緩和を国に求めるとともに、市町村や企業、NPOの方々などとの連携を強めながら、観光や地域産業の活性化など、より雇用創出効果の高い事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>なお、中小企業の経営環境などについては、担当の部長から答弁をさせていただきます。</p> <p>次に、北東北3県・北海道ソウル事務所に関し、まず、今後の韓国との経済交流についてであります。道では、平成14年—2002年にソウル事務所を設置し、観光商談会の開催や道内企業の市場調査など、韓国での活動を幅広く支援してまいったところであります。</p> <p>また、昨年10月には、交流をさらに推進するため、ソウル特別市との間で友好交流協定を調印いたしましたところであります。</p> <p>この間、観光入り込み客数が約3倍に増加するなど、観光、物産の両面で交流が拡大し、韓国は、本道にとってますます重要なパートナーとなっていると認識いたしております。</p> <p>今後は、両地域の交流の着実な推進に向け、北海道マラソンとソウル国際マラソンの提携を初めとする、スポーツ、文化などの幅広い交流を進めるとともに、韓国大手百貨店での物産展の開催、旅行関係者の招聘など、道産品や本道観光の情報発信を積極的に行い、これまでに構築した人的ネ</p>

雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業臨時特例交付金は、本年度までの3年間にわたり、震災対応を含め、国の基金を活用し、地域の強みを生かした雇用の受け皿づくりや、つなぎの雇用機会の提供など、道や市町村の雇用対策はもとより、産業や地域の活性化などの面でも大きな役割を果たしてきたと私は考えております。

そこで、道では、雇用関連交付金事業のこれまでの取り組み実績や成果を、どう自己評価しているのか、見解を伺います。

また、本基金事業は、創設当初には、平成23年度で終わる予定でしたが、現在、国においては、第3次補正予算案に、震災や円高対策として2000億円を雇用対策基金に積み増しすることが検討されていると聞いております。

本道の厳しい雇用情勢を踏まえ、この基金事業をさらに活用し、より大きな成果を上げられるようにすべきと考えますが、道では、今後、この基金事業を生かし、どのように対応していこうと考えているのか、見解を伺います。

次に、北東北3県・北海道ソウル事務所についてお伺いをいたします。

訪日渡航者数が第1位である韓国は、中国、台湾などと並び、北海道にとって重要な観光客誘致のターゲットであると私も考えているところであります。

道では、そうした韓国からの観光客の誘致、文化交流の促進事業などを展開するため、2002年から、青森、岩手、秋田の北東北3県と合同でソウル事務所を開設しておりますが、これまで、韓国との経済交流に具体的にどのように取り組んできたのか、伺います。

また、これまで、北海道のためにソウル事務所をどう活用してきたのかについても、あわせて伺います。

昨年、道とソウル特別市との友好交流協定が結ばれ、さらには、ソウル事務所は、来年で10年という節目の年を迎えます。ますます両地域の交流の活発化が期待されるところであります。

現在、韓国経済は、好調な内需により、景気が回

ネットワークをさらに広げながら、韓国との経済交流の拡大に向けた取り組みを進めてまいる考えであります。

なお、韓国との経済交流の現状については、担当の部長から答弁をさせていただきます。

次に、地域商業の活性化対策に関し、まず、買い物弱者への対応などについてであります。高齢者や障がいのある方々などが食料品などの日常の買い物が困難となっている地域が顕在化しているところであり、こうした課題への対応も重要と認識いたしております。

このたびの条例におきましては、道民の暮らしと生活の基盤を支えるという地域商業の役割を位置づけることといたしており、こうした方々に対し、地域の商店から安定的に商品を生供給していくための取り組みを促進していくことも、地域商業の活性化につながるものと考えております。

このため、これまで以上に、まちづくりや福祉といった視点から施策の連動を図り、庁内一丸となることはもとより、経済団体や住民組織などとの連携も強化しながら、地域の実態に応じた取り組みが推進されるよう進めてまいる考えであります。

次に、今後の取り組みについてであります。条例の制定に向けて、これまで、全道約50カ所において、市町村や商工団体、商店街の皆様から御意見を伺い、地域の実態に柔軟に対応し得る支援策や、大型店による地域貢献活動の一層の促進が必要であるといった御意見をいただいております。

私自身も、さまざまな機会を通じて、商店街の皆様から商店街の活性化に対する思いなどを直接伺ってきているところであり、こうしたお声を踏まえ、地域の皆様と手を携えて、まちのにぎわいづくりを進めていくことが重要であると、強く認識いたしております。

このため、条例においては、暮らしと消費生活の基盤や地域コミュニティの場として大切な役割を担う地域商業の活性化に向け、具体的な取り組みの方向性を示す取り組み方策の策定や、地域

復基調にあり、一時期の不況から抜け出しておりません。

また、最近、現地では、日本食もブームとなっており、日本食材、特に健康志向の高まりにより、安心、安全な道産食材への期待が高まっている状況にあると思います。

このことは、道内への観光客誘致や物産の販路拡大において、強力な追い風になるのではないかと考えております。

そこで、この追い風を受けて、今後の本道と韓国との経済交流をどのように進めていこうとしているのか、また、新たに、次の10年においてソウル事務所をどう活用していくお考えなのか、知事の見解を伺います。

次に、新たな地域商業の活性化に関する条例について伺います。

道では、我が会派の提案を受けて、地域商業の活性化に関する条例制定の検討を進めていると伺っております。

いろいろな検討課題がある中で、商店街など、商業に携わる皆さんから関心の高い問題として、大型店の進出や撤退といったものがあるのではないかと考えています。

そこで伺いますが、いわゆる大型店が進出してきたときに、地域貢献活動計画の提出を求めるということですが、その計画が、その後、計画どおりに実施されているのかについて、定期的にチェックする必要があると私は思っております。条例では、そのことについてどう対応するのか、見解を伺います。

次に、札幌駅南口の西武百貨店跡などもそうですが、大型店が中心部から撤退した場合に、新たな出店がないまま、空き店舗や空き地になっているといった問題が道内各地で散見されております。それについても条例でいかに対応するのか、伺います。

大型店の問題と並び、条例において、もう一つの重要な課題として、高齢化による、いわゆる買い物弱者の問題があるかと思っております。地域商業の活性化を考えると、そうした高齢者や障がい者を念頭

貢献活動の強化を図るなどして、実効性の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、地域貢献活動計画などについては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

最後に、修学旅行の受け入れについてですが、このたびの震災の影響により、道内の多くの中学校が修学旅行先を道内に振りかえたことにより、子どもたちにとっては、北海道の魅力を再発見するよい機会となり、また、受け入れた地域の活性化にも大きく寄与し、将来の北海道観光振興にもつながるものと、改めて認識をいたしたところであります。

こうしたことから、道では、道教委とも連携をし、今年度の実施状況や今後の課題などについて、中学校へのアンケート調査を実施しているところであり、この結果なども踏まえて、地域における受け入れ環境の整備や、教育効果が高く、より魅力のあるルートづくりを進めてまいる考えであります。

また、道外の子どもたちにも、北海道のすばらしさを体験してもらうことができるように、これまでも、観光振興機構とともに、首都圏や関西圏などの学校関係者や旅行代理店に対し、教育旅行セミナーなどを開催してきたところであり、今後とも、多くの子どもたちに、修学旅行の機会を通じて、北海道の魅力に触れてもらうことができるよう努めてまいる考えであります。

以上でございます。

◎経済部長坂口収君

中小企業・雇用対策に関し、初めに、中小企業の経営環境などについてであります。日銀短観や、道の円高影響調査におきましても、大震災や円高の進行の影響による収益の悪化が見られるなど、道内の中小企業は依然として厳しい状況にあるものと認識しております。

こうした業況の厳しい中小企業を対象としたセーフティーネット貸し付けを初めとした道の融資制度は、保証規模や対象業種を拡大した平成20年度の緊急保証制度導入直後ほどの利用がないも

に置いた利用者対策が必須であると私は考えます。

また、こういった福祉的な視点を持ち、関係部が連携しながら、この条例制定に当たるということも重要と私は考えますが、知事の見解を伺います。

知事は、御自身の公約において、「これまで以上に「対話」を大切に、道民の皆様の切実な声をしっかりと心に刻み、市町村の方々と手を携えて、徹底して「地域」にこだわった道政を進めます。」と宣言をされております。

この地域商業の条例の制定に当たっても、まさに知事が言っておられるように、地域の切実な声を一つ一つ紡いでいくという努力が求められるのであります。

現在、全道各地に職員を派遣し、市町村や商工会議所、商工会はもとより、個々の商店街の皆さんからも御意見を伺っているとのことではありますが、具体的にどのような声が寄せられているのでしょうか。やはり、そういった貴重な御意見をいかに条例に反映させていくかが重要なのではないかと思います。

地域のさまざまな御意見を踏まえ、これからの条例制定に向け、どのように取り組まれようとしているのか、知事の見解を伺います。

次に、修学旅行の誘致についてお伺いをいたします。

私は、北海道の義務教育における修学旅行等は、北海道内で行い、北海道のたくさんの魅力を教え、体験させることで、各地域のすばらしさを理解することが必要だと考えております。

北海道には、知床の世界遺産を初め、道内各地に、世界的に観光客を呼び寄せることのできる観光コンテンツがそろっております。

しかし、意外に、道民であっても、住居から離れた道内の各地域には訪れたことがないという方も多いのではないかと考えております。

生徒が、修学旅行で、道内各地のすばらしい風景、風物や歴史、産業などを見聞したり、体験したりすることによって、将来、道外または海外に出ていったときに、自信を持って北海道のことを語ることは、道内観光の一層の活性化にもつながるのではな

いの、今年度の新規融資実績も、7月末現在、1037件、205億9100万円で、比較的高い水準となっております。

道といたしましては、円高などにより、製造業や宿泊業を初め、中小企業の厳しい経営環境が続くものと予想しておりますことから、金融機関への積極的かつ弾力的な融資の取り扱いを要請するほか、関係機関と連携を密にして、制度融資の利用促進を図り、引き続き、中小企業の金融円滑化に向けて取り組んでまいる考えであります。

次に、雇用関連交付金事業の取り組み状況などについてであります。平成20年度から22年度までの実績は、道と市町村を合わせ、約3000事業を実施し、1万7700人の方々に雇用機会を提供したところでございます。

また、このうち、約1160人の方々が正社員となっており、継続的な雇用創出にも一定の成果が見られております。

本年度においても、引き続き、観光、介護・医療、環境・エネルギーなど、成長が期待される分野に重点を置いて、約1700事業を実施し、9400名の雇用の創出に取り組んでいるところであります。

道といたしましては、引き続き、雇用関連交付金事業の効果的な実施に取り組むとともに、その成果を生かして、1人でも多くの雇用機会の創出が図られるよう努めてまいる考えであります。

次に、北東北3県・北海道ソウル事務所に関し、韓国との経済交流の現状についてであります。道は、これまで、平成16年度より、食品見本市への出展など、道産品の販路拡大に努めますとともに、国際旅行博覧会に毎年出展するなど、観光客の誘致にも取り組んできたところでございます。

これらの取り組みに当たっては、ソウル事務所を活用し、現地事業者との打ち合わせ、道内企業の現地での事業後のフォロー、関連情報の収集や発信などにより、事業の効率的な実施に努めているところであります。

いかと思っております。

さて、今年度は、東日本大震災の影響で、道内の中学校では、修学旅行の行き先を道外から道内に変更した学校が多いと聞いておりますが、昨年度までと比べて、今年度はどの程度の中学校が行き先を道外から道内に変更しているのか、また、道外から道内に変更しても、修学旅行の目的が十分に達成されていることが大切であると考えますが、実態について、道教委ではどのように把握されているのか、あわせて伺います。

また、今年度は急だったこともあり、道内の各地域の受け入れ体制も整わなかったなどの反省点もあったかと思われます。しかし、これからの北海道観光を広げる意味でも、そうした諸問題について、道教委と観光局とが連携しながら、修学旅行向けの観光ルートづくりを進めていくべきと考えますが、知事の見解を伺います。

あわせて、道外の学校の道内への修学旅行誘致も重要であると考えておりますので、その対策と取り組み状況もお聞かせください。

私としては、北海道の未来を担う子どもたちには、義務教育において、ふるさと・北海道のすばらしさを知り、ここに住んでいることを誇りに思える郷土愛をはぐくむことが、教育的にも重要であると考えます。

修学旅行を通じて、本道の豊かな自然や産業、北方領土、アイヌの人々の歴史や文化などに触れることは、広い知見と豊かな情操を育成するためにも、大きな意味を持つものと考えますが、教育長の見解を伺います。

最後に、道内の高校生の学力についてお尋ねいたします。

本年度は、ちょうど本日から実施されるようでありましたが、小中学校における全国学力テストにおいて、北海道は常に下位にいる状況であります。そして、その影響は、恐らく高校教育にも大きく影響しているのではないかと考えられます。

平成23年度北海道高等学校学力等実態調査の結果によると、この調査では、期待正答率という学習内容の定着度をはかる目標を作問委員会が示して

また、原発事故の影響を緩和するため、関係団体とともに韓国を訪問し、観光客の回復に向け、本道の安全、安心な環境をPRしたほか、土壌や水産物のモニタリング結果の韓国語での公表や、道のソウル事務所による流通関係者への訪問、消費者に対する道のウェブ紹介など、正確な情報発信に努めているところでございます。

次に、地域商業の活性化に関し、地域貢献活動計画についてであります。大規模集客施設の立地に関するガイドラインでは、地域貢献活動は、大型店など、事業者の社会的責任として、活動計画の届け出を求めており、その実施状況についても、毎年度、報告書の提出を求め、公表してきたところであります。

現在検討を進めている条例においては、こうした報告書の提出や公表に加え、新たに、実施状況に関し、事業者による住民の理解を図るための説明会の開催なども検討しており、道としても、こうした取り組みを通じて、地域貢献活動の実効性を高めてまいりたいと考えております。

最後に、大型店の撤退などについてありますが、中心市街地から大型店が撤退をし、後継店舗が決まらないまま、長期間にわたり、空き店舗や空き地の状態が続くことは、中心市街地における集客力の低下を招き、まちの活力が失われていくことが懸念されております。

この条例においては、新たに、大型店の撤退に関し、事前の届け出や説明会の開催などにより、住民に対して情報提供を行っていくことを検討しており、こうした取り組みによって、大型店の撤退による地域に与える影響が緩和されるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎教育長高橋教一君

吉田祐樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、中学校の修学旅行の状況についてでございますが、札幌市を除きます道内の中学校の修学旅行の行き先は、平成21年度におきましては、道内が約47%の割合になっていたところでござ

いるのですが、国語は、期待正答率が 59.2%に対して、全道平均は 51.6%と健闘しているものの、数学は、52.3%に対し 27.9%、英語は 58%に対し 31.7%と、この程度は理解してほしいという値の約半分の正答率となっています。

ちなみに、このテストは、高校 2 年生、3 年生に対して、高校 1 年生までの習熟度を見るテストでありますから、道内の高校生の学力がかなり厳しいものと言わざるを得ません。

こうした結果を受けて、道では、今後、高校生の学力向上にどのように取り組んでいくおつもりなのか、その対策を伺います。

また、この調査では、あわせて学習状況の調査も行われております。

その結果によると、ほとんどの生徒は、勉強は大切であり、自分の将来に役立つと考えている一方、全体の半数の生徒は、学習への意欲は低く、授業の理解も十分ではないと答えております。

また、標準的な A 問題を選択している学校では、学生の 50%以上が家庭で 1 分も勉強していないという結果でございます。

こうしたことから、教育現場はもとより、家庭へも学力向上の重要性を啓発していくべきと私は考えますが、見解を伺います。

こうした高校生の学力低下は、次なる進学先である大学などの高等教育機関でも大きな問題となっております。

例えば、ある大学では、入学者の学力ではすぐに大学の授業についていけないため、教授が基礎から教え直すといったことも行われていると聞いております。しかも、高校数学ではなく、算数から教え直さなければならないという声まで聞かれています。

こうした最終学府の大学にまで影響が出ている状態では、今後の北海道の研究分野や人材育成という面から考えても、将来の北海道経済に、いずれ大きなゆがみとなってあらわれてくるのではないかと考えます。

現在の高校生は、大学全入時代に入ったため、大学入試での推薦入試や A O 入試などの割合が高く

いますが、今年度は、実施校 529 校のうち 393 校と、74%が道内となっております、これまで道外を行き先とした学校の半数以上が道内に行き先を変更したところでございます。

行き先を道内に変更した中学校からは、北方領土や、アイヌの人々の歴史、文化、世界遺産である知床の自然などに触れることにより、ふるさと・北海道への認識を深めさせることができた、田植えや搾乳などの農業体験を通して、本道の産業についての理解を深めさせることができたなど、その成果を評価する声があった一方で、目的地への移動に時間を要し、学習活動を選択したり活動時間を確保したりする上で制約があった、また、急な行き先の変更に伴う課題といたしまして、道外の歴史や文化などの事前学習をさせていたことから、学習課題を変更せざるを得なく、学習が深まらなかったなどの声があったところでございます。

次に、修学旅行の意義についてでございますが、修学旅行は、集団生活を通して、社会生活上のルールや人間的な触れ合い、協力することの大切さについて学ぶだけでなく、豊かな自然や文化に触れる体験を通して、見聞を広め、学校における学習活動を充実させることをねらいとしているものでございます。

こうした中、生徒が、道内の修学旅行を通して、本道の豊かな自然や文化、農業や漁業等の産業などに直接触れることは、本道の広域性や多様な地域性について理解を深めさせ、郷土への一層の愛着や誇りをはぐくむといった観点からも、意義あるものと考えているところでございます。

道教委では、知事部局と連携して、各学校に対しまして、今年度実施した修学旅行にかかわる評価や改善点について、アンケート調査を実施したところでございまして、その結果などを踏まえ、特に、道内の行き先として検討される地域の受け入れ環境等の整備に関する情報を市町村教委や学校に提供し、修学旅行の実施に役立ててまいりたいと考えております。

次に、本道の高校生の学力向上のための取り組

なっていることから、競争が生まれにくい状況であると言えます。

学力の向上は、適正な競争なしではあり得ないと私は考えますし、過度な平等を求めず、学力にかかわらず、競い合うことの楽しさや、競い合って勝った人を皆で賞賛するという文化をつくり出すべきと考えます。

私は、学力向上に向けて、教員の資質向上ももちろん必要なこととは思いますが、こうした慢性的な競争環境のなさが小学校から大学受験まで続くこと自体が、日本、そして北海道の学力低下を招いている一要因であると考えますが、最後に、学力向上と適正な競争との関係について、教育長の見解を伺いまして、以上で私の初質問を終わります。

ありがとうございました。

みについてでございますが、本年度の高等学校学力等実態調査の結果では、基礎的な分野で理解が十分でない状況や、科目によっては、全体の正答率が3割程度にとどまっている状況もあり、学校における指導の工夫改善にさらに取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

このため、今後、一般教員を対象とした教育課程研究協議会や、指導主事による学校訪問などを通して、生徒の理解の状況に応じたきめ細やかな指導方法などにつきまして、具体的な指導を行いますとともに、学校全体で授業改善に取り組んだり、家庭との連携を強化するなどして、学力の向上に効果のあった学校の実践を新たに事例集として取りまとめ、活用することなどを通して、各学校における学習活動の改善を一層推進し、本道の高校生の学力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、家庭への啓発についてでございますが、道教委といたしましては、学力等実態調査のペーパーテストや学習状況の結果に関する保護者への説明は、必ずしも十分とは言えない状況にあると考えているところでございます。

このため、道教委では、各学校に対しまして、全道の状況についてまとめた保護者向けのリーフレットを送付し、保護者会や保護者向け通信などを通して、全道及び各学校の状況をあわせて説明するよう指示したところでございまして、さらに、各管内で開催されるPTA研修会などにおきましても、各教育局から説明を実施しているところでございます。

道教委といたしましては、引き続き、家庭学習の重要性などにつきまして、保護者の理解が深まるよう、各学校からの情報提供はもとより、高等学校PTA連合会とも連携を図り、一層の啓発に努めていく考えでございます。

最後に、学力の向上についてでございますが、一人一人の児童生徒が、夢や目標の実現に向けて粘り強く努力し、お互いを高め合う姿勢をはぐくんでいくことは大切なことであり、そのため、教育活動の中で、称賛や励ましなどを通して、よい

	<p>意味での競争心を高めることは、学習の動機づけの効果的な一つの方法であると考えているところでございます。</p> <p>近年、18歳人口の減少に伴う大学全入の時代とも言われる中、子どもたちが、学校での学習に自分の将来との関係で意義が見出せず、学習意欲が低下し、学習習慣が確立しない状況が見られるといった指摘があることや、高等教育機関におきまして、高校までの学習内容について、補習を実施せざるを得ない実態もあることは承知しているところでございます。</p> <p>道教委といたしましては、今後とも、子どもたちが将来、社会人、職業人として自立できるよう、各学校において、キャリア教育を重視する中で、みずから目標を設定して、学ぶこと、切磋琢磨することの大切さを理解させる教育活動の充実に努めてまいりたいと考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
--	---

②平成 24 年第 2 回定例会（平成 24 年 6 月 25 日）

質問	答弁
<p>それでは、通告に従いまして、知事並びに教育長に質問をさせていただきます。</p> <p>昨年 3 月の東日本大震災では、自然災害の恐ろしさをまざまざと見せつけられたところであります。</p> <p>あわせて発生した福島第一原発事故は、原発への依存度をより高めようとしていた我が国のエネルギー政策を根本から見直す契機となりました。このことで、これまでの想定をはるかに超える原子力災害が現実になり得るという前提で、原子力防災を見直さなければならなくなったものと私は理解しております。</p> <p>こうした中、国では、原子力防災対策のかなめともなる新たな組織の発足や、いわゆる防災指針など、関連する法案等の審議が遅々として進まなかったわけではありますが、先月末、ようやく国会で審議入りされ、今月 20 日、原発の安全規制や防災対策に関する法律が成立したところでございます。</p> <p>国として、早期に原子力防災体制を確立されることがもちろん最優先であると考えますが、私は、このような状況であっても、道が主体性を持って、原子力防災計画の見直しを実施すべきと考えております。</p> <p>そういった観点から、以下、何点か伺ってまいります。</p> <p>本年 3 月、原子力安全委員会において、福島原発の事故を踏まえ、防災指針の見直しに関する考え方の中間取りまとめを示したことは、私も承知しているところであります。今後、この中間取りまとめにおける新たな考えをベースに、防災対策を講じていくものと思われま。</p> <p>中間取りまとめにおいては、防災対策を重点的に実施すべき地域も、これまでのEPZにかえて、対象範囲を30キロメートルとするUPZへ拡大される見込みとなっております。</p> <p>このような中、知事は、原子力防災対策の見直しに向け、どのように取り組まれようとしているのか、所見を伺います。</p> <p>また、原子力防災対策に関する国の見直し作業が</p>	<p>◎知事高橋はるみ君</p> <p>吉田祐樹議員の御質問にお答えをいたします。</p> <p>最初に、原子力防災計画の見直し等に関し、まず、原子力防災対策についてであります。原子力発電所については、何よりも安全を最優先に取り組むべきものであり、こうした観点から、原子力災害に伴う放射線被曝から住民を守るための原子力防災対策が不可欠であると考えているところであります。</p> <p>私といたしましては、福島原発の事故の被害が広範囲に及んだことを教訓として、防災対策を重点的に実施する地域を拡大し、住民避難計画の作成や、防災資機材、通信設備の整備に加え、計画を作成する 13 町村を初め、避難先となる周辺自治体と連携した、実効性のある原子力防災訓練の実施などに速やかに取り組んでいく必要があるものと考えております。</p> <p>次に、原子力防災計画についてであります。道の計画は、防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲を定めるとともに、緊急時に道が実施すべきモニタリング体制や、町村において、避難や屋内退避など、住民の防護対策を実施するために作成すべき避難計画の内容などを定めるものであり、福島原発の事故を踏まえた計画の修正とともに、町村における避難計画の作成が必要と考えているところであります。</p> <p>このため、道では、昨年 5 月に有識者専門委員会を設置して、現行計画の課題を抽出し、対応方針を取りまとめたほか、昨年 10 月、後志管内の市町村を対象に、防災実務者会議を設置し、町村の避難計画の作成作業を支援するとともに、地元の御意見もお伺いをしながら、道計画の修正作業を進めているところであります。</p> <p>今後、国における原子力災害対策特別措置法の改正を踏まえ、防災関係機関とも協議を行い、本年秋ごろをめどに、北海道原子力防災計画を修正してまいります。</p> <p>次に、防災訓練についてであります。昨年の</p>

思うように進まない状況にあります。私は、原発が稼働している、していないにかかわらず、原発が存在する限りは、福島原発のような事故が起こり得ることを常に想定し、原子力防災計画は早急に見直すべきと考えております。

他県では、独自に、これまでのEPZを拡大し、避難範囲を拡大するなど、暫定的な計画を策定しているところもあります。

国の具体的な検討が進まないことから、国の見直しを待ってられないとして、できることから修正しようという姿勢のあらわれだと思っております。道の原子力防災計画におけるこれまでの取り組みと、見直し時期を含めた、今後の対応について伺います。

UPZの対象範囲となる町村は、これまでの4町村のほか、新たに9町村が加わり、これらの町村において、原子力防災計画の作成を行うことになるものと思われま。

原子力防災対策においては、住民避難は大変重要であり、もはやEPZ内の避難では全く成り立たなく、30キロメートル圏での広域的な避難が必要であり、計画の中でも、しっかりとそのことを位置づけるべきと私は考えます。

道としては、町村の計画作成のために、どのような支援を行い、また、町村の計画は、いつごろをめぐりして作成されるのか、あわせて伺います。

さて、原子力防災計画の見直しはもちろんのことでありますが、見直した計画の実効性を確認するため、あるいは、住民の防災意識を高めるために、防災訓練の実施は非常に重要であると私は考えております。

昨年、佐賀県や愛媛県では、福島原発の事故後、初めてとなる広域的な訓練も実施したと聞いております。また、本年6月9日には、石川県で、30キロメートル圏の住民の大々的な避難訓練が実施されております。

道では、昨年度の訓練において、住民避難を実施しなかったようでございますが、災害時における要援護者の避難や、泊原発周辺の地理的状況を踏まえますと、住民の搬送方法など、検証すべき課題がたくさんあると私は考えますが、今年度は、どのよう

福島原発の事故では、オフサイトセンターが機能不全に陥ったことや、従来のEPZを大きく上回る広域避難となったこと、さらには、自然災害と原子力災害との複合災害への準備が不十分であったことなどが課題とされたことから、道においては、昨年度、オフサイトセンターの移転訓練などを実施し、今年度は、広域的な住民避難を主目的に、地震などの複合災害を想定した訓練を実施することとしているところであります。

本年度の訓練内容としては、30キロメートル圏外への避難、海上輸送や航空輸送を用いた避難、災害時要援護者を想定した避難などに重点を置いて実施することとし、今後、関係する市町村や自衛隊、第1管区海上保安本部、消防機関などの防災関係機関と十分に連携協議を行い、本年10月24日に実施する方向で、現在、準備を進めているところであります。

なお、町村の原子力防災計画については、担当の部長から答弁をさせていただきます。

次に、本道の観光振興における安全の確保などについてであります。近年、世界的な景気の後退の一方、アジア地域は急速な経済発展を遂げるなど、社会経済情勢は大きく変化してきており、中でも、昨年の東日本大震災の発生は、旅行者はもとより、国民の安全、安心に対する重要性を再認識する機会となりました。

道では、北海道観光のくにづくり条例の基本理念に基づいて、すべての人々にとって安心して快適な観光地づくりに取り組んできたところでありますが、こうした旅行者の安全、安心に対するニーズの高まりや、環境等の変化などに柔軟に対応していかななくてはならないと考えております。

私といたしましては、こうした情勢の変化を踏まえ、施策の不断の点検を行い、安全で安心な観光地づくりに全力で取り組み、本道観光の振興を図ってまいりたいと考えております。

なお、新たな観光のくにづくり行動計画の策定などについては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

次に、本社機能の誘致に向けた今後の取り組み

な点に重点を置いて訓練を実施しようと考えているのか、実施時期も含め、伺います。

次に、北海道観光の振興について伺います。

北海道は、豊かな自然環境を初め、新鮮な食など、すぐれた資源を有し、それらが大きな魅力となっており、国内外から多くの観光客が訪れており、観光は、本道の重要な産業になっております。

そこで、以下質問いたします。

道では、今年度、北海道観光のくにづくり条例に基づいて、来年度から5年をめぐとした行動計画を策定しようとしております。

現行計画を策定してから4年を経て、本道観光を取り巻く情勢も大きく変化したと思っておりますが、どのような観点から行動計画を策定していくお考えか、現状認識を含め、伺います。

平成13年に、北海道観光のくにづくり条例が施行されて以来、10年余りが経過しましたが、この間、外国人来道者数は、23万人から74万人へと、3倍を上回る増加となっております。

北海道観光産業経済効果調査でも、観光消費額は、平成11年の1兆2163億円から、平成22年には1兆2992億円と大きく増加し、その波及効果は1兆8000億円を超え、まさに北海道の基幹産業と言える成長を見せております。

一方、条例施行以来、世界的な景気後退や円高などにより、本道観光を取り巻く環境は厳しさを増しております。

こうした中、昨年の東日本大震災や原発事故の発生を契機として、国内外からの観光客、とりわけ外国人観光客の安全、安心に対する関心が高まっており、観光客の誘致拡大を図っていく上で重要な要素であると私は考えております。

私としては、こうした大きな変革の中で、施行から10年以上を経過したこの条例を見直すべき時期に来ているのではないかと考えております。

知事は、こうした状況の変化に対して、今後、どのように、観光客の安全、安心を確保しながら、本道の観光振興に取り組んでいくのか、お考えを伺います。

次に、企業誘致について質問いたします。

についてであります。道においては、この3月に、北海道バックアップ拠点構想を取りまとめ、本社機能も含め、企業の本道への移転・分散化を促進することといたしております。

民間調査機関の調査報告によりますと、昨年の震災以降、東日本から西日本への本社機能の移転の件数は、IT関連企業などを中心に、111件となっております。

本社機能の移転・分散化については、最近の新しい動きであり、こうした企業の動向やニーズをしっかりと把握しながら、本道の特色を生かした、効果的な誘致施策のあり方を検討し、積極的に取り組んでまいります。

なお、企業のリスク分散の動きをとらえた取り組みについては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

最後に、臓器移植に関する認識についてであります。私といたしましては、臓器移植について、道民一人一人が理解を深め、家族とよく話し合い、自分の考えを家族に伝えておくことが重要と認識いたしております。

こうしたことから、道といたしましては、道民の方々が、臓器移植を身近なこととして考える機会をこれまで以上に設けていくことが必要と考え、移植医療関係団体等との密接な連携のもと、移植を受けた方の体験談などを盛り込んだ市民公開講座を開催するほか、地域や職域で開かれる移植医療学習会に医師やコーディネーターを派遣するなどして、臓器移植に関する普及啓発の取り組みをより一層推進してまいります。

なお、医療機関に対する取り組みについては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

◎総務部危機管理監柴田達夫君

原子力防災計画の見直し等に関し、町村の原子力防災計画についてでございますが、この計画は、原子力災害が発生した場合に、避難に関する住民への指示事項や、避難に係る具体的な手順、さらには、町内会や集落単位の避難先、避難の方法、

さきの東日本大震災を契機に、自然災害などのリスクに対応するため、生産拠点を初め、企業の活動拠点の分散化の動きが活発化していると聞いております。

道では、これまで、こうしたリスク分散の動きをとらえ、生産拠点やデータセンターなどを主なターゲットに、誘致に取り組んできたと承知しておりますが、私は、これらに加え、経営部門や管理部門、研究開発部門など、いわゆる本社機能の移転・分散化というニーズに対応することも、これからの重要な取り組み視点の一つと考えます。

そこで、本社機能の誘致について、順次伺います。

まず、昨年度来、道が重点的に取り組んでいる、企業のリスク分散の動きをとらえた誘致について、これまでの取り組みと、その実績がどのようになっているのか、伺います。

また、その中で、本社機能を本道に移転・分散化した実績について、あわせて伺います。

また、昨今、首都直下型地震など、さまざまな自然災害の可能性が報告されており、こうしたことに対する、特に大企業を中心としたリスク分散の動きがあるとの識者の指摘も聞いております。

こうしたことを踏まえると、私は、本社機能の誘致についても、現在、道がターゲットとしているIT産業など、固定設備の少ない業種だけではなく、サービス業や製造業など、幅広い業種における本社機能の移転や分散も誘致のターゲットとすべきであり、効果的な支援制度の導入も含め、積極的に取り組んでいくべきと考えますが、道の見解を伺います。

次に、移植医療について伺います。

今月15日、国内では初めての、6歳未満の脳死者による臓器提供が行われたところでありますが、道内の脳死下における臓器提供事例は、平成9年に、臓器の移植に関する法律が施行されてから、約13年間で5例しかなかったものが、平成22年7月の改正後は、約2年で2倍の10例と、急速にふえております。

全国に目を向けましても、同様に、同法の施行からの約13年間で86例であるのに対し、平成24

経路など、町村や住民が取り組む防災対策を定めるものでございます。

道では、昨年の震災を踏まえ、町村の原子力防災計画の見直しを進めるため、泊発電所から見た、方位別、距離別の人口分布や、避難用車両の状況など、防災対策上、必要となる基礎的データの収集作業に、町村と連携して取り組んでいるところであります。

今後、収集したデータなどをもとに、秋ごろを目途に修正する道計画との整合性を図りながら、町村において、具体的な住民避難計画をできるだけ早く作成できるよう、道といたしましても、引き続き、支援に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

◎保健福祉部長白川賢一君

移植医療に関しまして、医療機関に対する取り組みについてでございますが、本道におきましては、全国に先駆けて、平成11年に、医療関係者や経済界を初め、関係団体などで構成いたします北海道移植医療推進協議会が設立されておまして、道におきましては、これまで、この協議会と密接な連携のもと、医療機関の看護師等を院内移植コーディネーターに委嘱し、家族からの相談への対応や、提供事例発生時の連絡調整などの役割を担っていただくとともに、道の臓器移植コーディネーターによります医療機関の訪問を通して、臓器提供への関係者の理解と協力を促してきたところでございます。

今後、道といたしましては、臓器提供施設等の体制づくりに向けまして、院内移植コーディネーターの増員を図り、すべての2次医療圏への配置に努めますほか、医療機関におきまして、臓器提供時の施設対応マニュアルに基づきますシミュレーション研修を行うなどいたしまして、臓器移植の推進に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

年6月1日現在、法改正後の約2年で89例となっており、中でも、本道は、脳死下における臓器提供が多い、移植医療の先進地域となっております。

このように、北海道が、他都府県に比べて、脳死下の臓器提供が多い地域となっている背景には、移植医療に関する世界的名医であります北海道大学の藤堂省教授が、北海道を移植医療の先進地にしたという思いから、平成11年に、北海道移植医療推進協議会を全国に先駆けて発足させ、北海道の臓器移植に関する取り組みを牽引していることが大きいと考えております。

しかしながら、脳死下の臓器提供事例がふえたといっても、まだまだ、移植を待ち望む患者さんは大勢おります。

肝臓を例に挙げてみると、我が国では、現在、生体肝移植の割合が高く、脳死ドナーによる移植はごくまれでございます。一方で、世界的に見ると、肝臓移植は、脳死ドナーからの移植が主流であり、生体肝移植のほうがまれであります。

何も世界に目を向けなくても、アジアの近隣諸国を見ても、生体肝移植、つまり、健康な人の体を傷つけて、しかも、ドナーとレシピエントの双方にリスクを伴う移植は余り行われていないにもかかわらず、日本のみが生体肝移植がまだ主流となっている、いわゆるガラパゴス状態にあると言えます。

こういった現状は、私は異常なことであると思えますし、やはり、健康な人へのリスクがない脳死下の臓器提供事例をふやしていかなければならないと考えております。

そこで質問いたします。

脳死下における臓器提供事例がこれだけふえたといっても、まだまだ、移植を待ち望む患者さんがたくさんいるという現状の中で、臓器移植に関する知事の認識を伺います。

次に、今後、脳死下における臓器提供事例をふやしていくためには、臓器提供施設である医療機関の協力が不可欠であります。道における取り組み状況について伺います。

また、改正法により、家族の同意のみでも臓器提供が可能となりましたが、臓器移植を推進するため

◎経済部長山谷吉宏君

本社機能の誘致に関し、企業のリスク分散の動きをとらえた取り組みについてであります。道では、東日本大震災を契機とした企業のリスク分散の動きをとらえ、産業振興条例に基づく助成措置に加え、新たに、本道に移転後の事業所の賃料などを助成する制度を創設するとともに、首都圏等での集中的な企業訪問や企業立地セミナーの開催など、積極的な誘致活動を展開してきたところであります。

こうした取り組みの結果、昨年度における被災企業の移転やリスク分散による本道への立地は、IT関連や、ものづくり関連、食関連企業など21件となっており、その中で、経営部門や研究開発部門など、いわゆる本社機能を本道に移転・分散化した企業は、IT関連企業の研究開発部門の立地を中心に、7件となっており、今後、効果的な誘致のあり方について検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎経済部観光振興監窪田毅君

観光の振興に関しまして、新たな観光のくにつくり行動計画の策定などについてでございますが、この計画は、本道の観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、北海道観光のくにつくり条例に基づき、策定するものでございます。

このため、次期計画の策定に当たりましては、本格的な人口減少社会の到来の中で、いわゆるリーマンショック以降、長引く景気低迷の一方で、アジアの経済成長や、間近に迫った北海道新幹線の開業といった、社会経済情勢の変化などを十分に見据えながら、条例に掲げる、本道観光の目指すべき姿の実現に向けまして、地域の個性を生かした、競争力ある観光地づくりや、市場の状況に合致した効果的な誘致活動を展開できるよう、幅広く御意見を伺い、計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

には、道民一人一人が、臓器移植についての正しい知識を持ち、臓器を提供する、しないの意思をカードなどで表示することが大切であると思います。

それには、まず、臓器移植への関心を高める取り組みが重要であり、私は、学校などでも、臓器提供に関する正しい知識を普及していく必要があると考えますが、道教委における取り組み状況と今後の対応について伺います。

最後に、札幌市教育委員会への指導助言について伺います。

本道教育は、全国最低レベルの学力、体力、生活リズムを初め、危機的状況にあると認識しております。こうした北海道の教育の現状に関し、教育界ばかりではなく、経済界からも憂慮の声が上がっています。

道商工会議所の高向会頭も、北海道の未来を考えると、最大のネックは教育水準であるとし、最優先課題として取り組むべきと述べております。

教育長は、就任以来、学力を全国平均まで上げると宣言し、危機感をあらわにして、積極的な取り組みを行っており、我が会派としても高く評価しておりますが、本道の児童生徒の3分の1が在籍する札幌市が、この危機感を共有しているように見えないことを私は深く憂慮しております。

道教委の進めている目標や施策を実現していくためにも、札幌市の教育実態を把握し、北海道教育委員会と札幌市教育委員会が、共通認識のもと、本道の子どもたちをめぐるさまざまな課題の解決に取り組んでいく必要があると私は考えます。

札幌市は、全国学力・学習状況調査の希望利用調査に、道内の自治体で、唯一、参加を断りました。また、道教委が行っているさまざまな調査を見ても、札幌市は除くとなっているのがほとんどであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条では、都道府県教育委員会は、市町村に対し、教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導助言等を行うことができるとされております。

また、第53条では、こうした指導助言を行うに当たり、都道府県教育委員会は、市町村の管理する

◎教育長高橋教一君

吉田祐樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、臓器移植に関する学習についてでございますが、子どもたちには、学校教育を通して、保健医療制度などの健康に関する正しい知識を身につけさせることが重要であり、臓器移植につきましては、現在、高等学校におきましては、学習指導要領に基づき、保健体育の授業の中で、先進医療として取り上げ、中学校におきましては、学習指導要領には記述されていないところでございますが、厚生労働省が3年生を対象に配付したパンフレットを活用し、学んでいる学校もあるところでございます。

道教委といたしましては、今後とも、保健体育の指導に関する研修会を通しまして、臓器移植に関する教員の理解を深め、高等学校における保健体育での指導の充実を図りますとともに、中学校において、国が配付したパンフレットを活用するよう、働きかけてまいりたいと考えております。

また、保健福祉部と連携いたしまして、中学校や高等学校で実施する健康講話におきましても、医師などの専門家を派遣するなどいたしまして、臓器移植に関する正しい知識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、札幌市教育委員会への指導助言等についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、都道府県教育委員会は、市町村に対し、教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導や助言等を行うことができることとされており、また、市町村が実施した調査等の報告などを求めることができるとされているところでございます。

道教委といたしましては、これまでも、全国学力・学習状況調査につきましては、本道の子どもたちの学力向上の取り組みのさらなる改善につなげていくため、道内のすべての学校に調査に参加していただきたいと考え、札幌市教育委員会に対しましても、必要な働きかけを行ってきたところでございますが、議員が御指摘の趣旨も踏まえ、今後も、学力や体力、いじめの問題等に一体とな

<p>教育事務について必要な調査を行うことができるとされております。</p> <p>さらに、第54条においては、市町村が実施した調査等の報告などを求めることができるとまでされております。</p> <p>道教委としては、これらの条項に沿って、札幌市に対し、全国学力・学習状況調査を初めとした、さまざまな調査への参加の働きかけや、それが拒否されたのであれば、札幌市の子どもたちの学力把握のために必要な資料の報告などを求めるべきと考えますが、教育長の見解を伺います。</p> <p>次に、去る3月の1定議会で、教育行政における札幌市との連携についての、我が会派の同僚議員の質問に対しまして、教育長は、札幌市教育長との意見交換の場の設定を働きかけていきたいと答弁しておりました。</p> <p>そのことに関して、その後の取り組み状況や、今後の見通しについて、教育長の見解を最後にお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございます。</p>	<p>って取り組むために、札幌市教育委員会に対しまして、法の趣旨を踏まえ、教育に関する各種調査の実施を働きかけ、また、必要な報告を求めるなど、適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>最後に、札幌市との連携についてでございますが、本道の3分の1の児童生徒を占める札幌市との連携は、極めて重要であると認識しておりまして、特に、喫緊の課題であります、子どもたちの学力、体力、いじめの問題等についての意見交換などを積極的に行い、共通の認識を有する必要があると考えているところでございます。</p> <p>このため、本年4月以降、札幌市教育委員会の担当部局と実務者レベルでの話し合いを行う中で、現在、課題等の整理を行っているところであり、平成17年度まで実施しておりました札幌市教育委員会との協議を、できるだけ早期に実施できるよう、鋭意努めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
---	--

2. 特別委員会

①平成 23 年予算特別委員会第一分科会（平成 23 年 7 月 1 日）

質問	答弁
<p>吉田祐樹と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>通告に従いまして、廃棄物処理の件についてお伺いいたします。</p> <p>昨年のこの時期、岩見沢市において、いわゆる一般ごみの埋立処分場の管理がずさんであったために、大量のビニール袋等のごみが場外に散乱したり、汚水が流れ出すなどの事態が生じました。</p> <p>この事件は、岩見沢市が、管理計画に定められているとおり、収集したごみにその日のうちに土をかけて埋めてしまう、いわゆる即日覆土という手順を怠っていたことと、監督する立場の空知総合振興局が、毎年1回以上の立入検査を行うという道の指導実施要領に従っていなかったこと、また、一たん指導したものの、その後の改善状況を確認していなかったことなどが原因として指摘されたところでございます。</p> <p>そこで、その後の状況を含め、何点か質問してまいりたいと思います。</p> <p>まず、岩見沢市から、即日覆土が困難な場合は、シートで覆うであるとか、飛散防止対策を講じるなど、改善計画が提示されたと承知しておりますが、その後、空知総合振興局による現地確認はきちんと行われているのかについて伺います。</p>	<p>◎松永廃棄物対策担当課長</p> <p>岩見沢市の最終処分場に関する指導についてですが、御指摘の最終処分場については、昨年6月に、ごみ処理が適切に行われておらず、大量のごみの飛散などの事態が確認されたことから、空知総合振興局において立入検査を行うとともに、文書指導を含め、厳しく改善指導を行ったところでございます。</p> <p>岩見沢市からは、同年7月に、応急的に講ずべき措置や恒久的な措置などを取りまとめた改善計画書の提出があったところであり、その後、空知総合振興局では、改善計画が着実に実施されるよう、延べ16回の立入検査を行い、改善状況を確認してきているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>延べ16回の現地確認をしたということですが、現地では問題なく処理が行われていたのか、また、改善計画の進捗状況はどうか、お伺いいたします</p>	<p>◎松永廃棄物対策担当課長</p> <p>改善計画の進捗状況についてですが、立入検査などによる指導の結果、岩見沢市においては、改善計画に沿って、即日覆土の実施や、周囲に飛散した廃棄物の回収、雨水側溝等の清掃、雨水の適正処理の実施などの応急的な措置や、放流水路の水質検査の実施、飛散防止さくの設置などによる飛散防止等の措置が講じられているものの、一部、高い樹木に、回収が行われていないポリ袋などが残っている状況にあるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>

<p>高い木の上にごみが残っているなど、一部に、処理に時間を要する点が見受けられるとのことですが、きちんと改善計画に従って解決が図られるよう、道としてもしっかりと取り組むべきと考えますが、見解を伺います。</p>	<p>◎石井環境局長</p> <p>改善計画にかかわる今後の指導についてでございますが、道としては、昨年提出された改善計画を的確に実施することにより、不適切な維持管理の再発は防止できるものと考えており、引き続き、計画の確実な履行に向けて、市に対し、自主管理体制の確立を強く求めるとともに、立入検査などを通じ、施設の維持管理の徹底などについて、しっかりと指導を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>その点については、市民が安心できるよう、しっかりと対応していただきたいと思えます。</p> <p>さて、その処分場ですが、また新たな問題が生じたという報道が先日なされておりました。伝えられるところでは、この最終処分場の処理能力が、言われてきた期限よりも数年早く満杯となってしまうということなのですが、どのようなことなのか、事情を伺いたいと思えます。</p>	<p>◎松永廃棄物対策担当課長</p> <p>これまでの経緯についてであります。道としては、昨年来、処分場の維持管理などについて、厳しく改善を指導してきたところでありますが、そうした中で、岩見沢市において、環境省のマニュアルにおいて、3年に1度以上、市が行うとされている残余容量の測定を8年ぶりに実施したところ、計画に比べ容量が少ないことが判明したところでございます。</p> <p>市において原因を調査した結果、平成15年度及び16年度について、実際の残余容量を過大に報告していたこと、1期目の、処分場に入り切らなかった約3万8000立方メートルを、当初の計画を前倒しして2期目に埋め立てていたことなどが判明し、当初計画していた埋立期間が約2年3カ月短縮され、平成24年度までとなることが明らかになったところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>要するに、2期分について、当初の計画を前倒しして埋め立てを行い、およそ4万立方メートルのごみを埋め立てていた、その後、本来であれば、埋め立て可能な残りの量について、国のマニュアルに従い、測量を行わなければならないにもかかわらず、一度も測量を行わなかったということでございます。</p> <p>さらには、1期分の時代から、道に、事実と異なったデータで算定し提出していたため、2期分についても、誤ったデータを報告していたということになります。</p> <p>なぜ、このようなデータの改ざんをしてまで処理</p>	<p>◎山谷環境生活部長</p> <p>岩見沢市におきまして、今回のこうした事態を招いた原因についてでございますが、事態が発覚した6月14日、実際とは異なる残余容量の数値を報告していた理由について、岩見沢市から事情を聴取したところでありますが、市からは、必ずしも明確な回答を得ることができなかったところでございます。</p> <p>道といたしましては、この間、厳しく改善指導を行ってまいりましたが、岩見沢市における、ごみの計画的処理に対する問題意識が極めて不十分だったことも、こうした事態を招いた原因となっ</p>

<p>してきたのか、そして、その原因を道はどのように把握しているのかについて伺います。</p>	<p>ているのではないかと考えているところでございます。</p>
<p>誤ったデータを報告していた理由を明確に答えられない、答えられないのか。全体的に、不適切でずさんな処理でございまして、道として厳しく対応すべきと私は考えますが、今後、道としては、どのように対応するのか、部長の所見を伺いたいと思います。</p>	<p>◎山谷環境生活部長</p> <p>岩見沢市に対します指導についてでございますが、廃棄物処理法におきましては、一般廃棄物については、各市町村において適正かつ計画的に処理を行い、生活環境の保全に努めるべきとされているところでありますが、今回、岩見沢市の最終処分場の不適切な維持管理や、誤ったデータの報告等の事案が発生したことは、まことに遺憾であり、発覚以来、空知総合振興局におきまして、厳しく改善指導を行ってきたところでございます。</p> <p>道といたしましては、このような事態は、今後の適正なごみ処理に支障を来すおそれもありますことから、市において、しっかりと自覚を持って対応していただくため、施設の維持管理の徹底や適切な事務の執行に加え、廃棄物処理計画の見直しなども含めて、文書により、厳しく指導してまいります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>改ざんしたデータを報告した理由を明確に答えられないであるとか、こういったことを、これからも徹底的に追及して行ってほしいというふうに思っております。</p> <p>現在の処分場は、1年半後の来年12月には、また満杯になる見込みだということでございます。よほど、しっかりと管理しなければ、また、昨年のように、大量のごみが飛散することも懸念されます。</p> <p>しかも、環境省のマニュアルを遵守しなかったり、報告のデータを改ざんしていたりと、どうも、廃棄物処理に対する岩見沢市の意識は低いと言わざるを得ないと思っております。</p> <p>所管の空知総合振興局はもちろんのこと、本庁としても、厳しく指導に当たるよう、強く申し上げて、私からの質問を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p>	

②平成 23 年予算特別委員会第二分科会（平成 23 年 7 月 5 日）

質問	答弁
<p>おはようございます。</p> <p>それでは、早速、通告いたしました、本道商業の諸課題などについて、順次質問してまいりたいと思います。</p> <p>さて、東北で起きました大震災から、早くも3カ月以上——もう4カ月近くですけれども、経過したところでございますが、この震災は、本道経済にも、直接的または間接的にさまざまな影響をもたらしました。</p> <p>この6月の、各方面から発表されております経済概況を見ておりますと、我が国の経済は、このところ上向きの動きが見られるといった、経済の上方修正がなされるような動きもありますが、一方、本道はと言いますと、日銀札幌支店の金融経済概況でも、東日本大震災に伴う一連の影響から、依然として回復のおくれが報告されているところでございます。</p> <p>これまでも、北海道経済は、全国的な景気悪化の影響をいち早くこうむり、残念ながら、地域においては、長引く景気の低迷がボディーブローのようにきいてきているというのが実感ではないかと思うのでございます。</p> <p>そこでまず、道内の商業、とりわけ、商店街などの小売商業の状況について、道は、どのような認識をお持ちなのか、伺います。</p>	<p>◎山根経営支援局長</p> <p>小売商業の状況についてであります。人口減少や高齢化の進展とともに、消費者ニーズやライフスタイルの多様化といった、社会経済環境の変化と相まって、小売商業の売り上げが減少するとともに、空き店舗が増加するなど、厳しい状況にあります。</p> <p>このような状況の中、商店街において、高齢者の購買環境の改善を計画しようとする動きや、空き店舗を活用した観光案内所を開設した例など、地域の自主的な取り組みの芽も見られてきております。</p> <p>しかしながら、昨年度の道民意識調査におきましては、まちの中心部の印象といたしまして、「人通りが少なく、賑わいや活気がなくなった」「郊外に大型店ができて人が流れている」といった回答が多くなっておりますほか、大型商業施設の中心市街地からの撤退による商店街の活力の低下や、いわゆる買い物弱者が社会問題化するなど、新たな課題への対応も必要となるなど、今後とも総じて厳しい状況にあるものと考えております。</p>
<p>小売商業を取り巻く状況は大変厳しいという御答弁をいただきました。私も、実感として、そのような考えでおります。</p> <p>このように大変厳しい状況の中で、道は、平成18年度に、北海道小売商業振興方策や、大規模集客施設の立地に関するガイドラインを策定し、商店街の衰退を押しとどめようとの取り組みをされてきたと思いますが、道は、これまで、どのような取り組みをされてきたのか、伺います。</p>	<p>◎佐々木中小企業課長</p> <p>道の取り組みについてでございますが、地域の商店街の活性化を図るため、魅力ある商店街づくりに向けて、地域の皆さんと意見交換を行いますとともに、商店街の運営や事業活動などについての巡回指導、中心市街地に人の流れをつくるための無料循環バスの運行やイベントの開催、地域コミュニティとしての再生を図るための空き店舗を活用したチャレンジショップや住民交流施設の展開などに支援してきております。</p> <p>加えまして、周辺地域のまちづくりへの影響が大きい大型店に対しまして、地元商業者と一体となった地域貢献活動の実施を促してきたところで</p>

	<p>ございます。</p> <p>こうした取り組みによりまして、高齢者の年金支給日と合わせた無料バス運行の定着、空き店舗を活用したコミュニティーサロンの開設、商店街と大型店が連携した夏祭りイベントの開催など、にぎわいの創出に向けた取り組みが見られてきたところでございます。</p> <p>また、今年度におきましては、商店街のにぎわい再生の担い手となる若手人材の育成、国の地域商業活性化法に基づく商店街活性化事業計画の策定促進に向けた機運の醸成ですとか、具体的な手法の普及などの取り組みも進めているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>年金支給日に合わせました無料バスの運行など、大変おもしろい取り組みだなというふうに私は思っております。</p> <p>地域の生活や経済の維持発展にとって、地元の中小企業者や商店街は大変重要な役割を果たしているのではないかと考えております。しかし、残念ながら、商店街が衰退して、いわゆるシャッター通りと呼ばれて久しいわけです。</p> <p>道は、地域経済において、小売商業、商店街というものがどのような位置づけにあるとお考えなのか、伺います。</p>	<p>◎佐々木中小企業課長</p> <p>地域における、小売商業や商店街の位置づけについてでございますが、小売商業は、経済活動のみならず、地域社会において、道民の暮らしと消費生活の基盤を支え、地域コミュニティーの場を提供するなど、大切な役割を果たしてきております。</p> <p>また、特に商店街は、地域経済の中心でありますとともに、家族や友人、住民同士の交流や娯楽の場、人々が集うにぎわいの場でもありますし、まちの顔ということで、地域における身近な存在としての役割を果たしてきていると考えております。</p> <p>さらに、最近では、買い物弱者といった新たな課題への受け皿としての役割も期待されるなど、地域にとって重要な位置づけにあるものというふうに考えております。</p>
<p>ここまで、本道の商業の状況などについて伺ってまいりました。</p> <p>さて、道は、今後、商業を取り巻く状況や、これまでの取り組みなども踏まえて、新たな条例を検討するということを聞いておりますが、まずは、このたびの条例を検討するに至ったお考えなどについてお聞かせください。</p>	<p>◎佐々木中小企業課長</p> <p>新たな条例の検討についてでございますが、地域の小売商業が大変厳しい状況に置かれており、加えて、買い物弱者や、中心市街地からの大型店の撤退による空洞化といった新たな課題への対応が必要になっておりますことから、道といたしましては、北海道商工業振興審議会に、今後の本道小売商業振興のあり方検討部会を設置し、小売商業のあり方やガイドラインの見直しについ</p>

	<p>て、検討を行ってきたところでございます。</p> <p>検討に当たりましては、小売商業が地域住民の生活基盤を支えているという重要な役割を明確にするとともに、地域の実態に応じたきめ細やかな対応などの取り組みの強化を図っていくこと、さらには、道や市町村はもとより、小売商業者や商工団体などが、それぞれの役割を果たしながら、地域が一体となって推進していくことが不可欠でありますことから、条例を制定し、総合的な小売商業の振興施策の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。</p>
<p>条例の具体的な内容や施策については、今後、本格的な検討、論議がなされるものと思います。</p> <p>しかしながら、これからの商店街振興というものは、やはり、個々の事業者だけの問題としては、なかなか解決できない問題も多いのではないかと考えております。</p> <p>そこで、条例制定に向けた方向性といえますか、新たな条例のポイントとなる事項について、現段階でのお考えをお聞かせください。</p>	<p>◎佐々木中小企業課長</p> <p>検討に当たりましての考え方についてでございますが、新たな条例の方向性といたしまして、まず1点目としましては、今後、商店街が住民の日常生活に欠かせない商品の安定供給を通じて、道民生活の基盤としての役割を担っており、こうした役割を明確にするということ、それから、2点目といたしまして、地域の商店街の規模や地場産業を初めとした地域特性など、地域商業が置かれている環境に応じた柔軟な取り組みを促進していくということ、また、3点目といたしまして、大型店を初めとする事業者の地域貢献活動において、地域コミュニティー活動への配慮や、市町村が行うまちづくりなどと一体となった取り組みを促進するということ、4点目といたしまして、地域の商業者や商店街はもとより、関係団体や住民など、地域が一体となった自主的な取り組みを促進していくということ、こういった四つの方向性に沿いまして、条例の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。</p>
<p>新たな条例の検討に当たってのポイントについてお伺いいたしました。</p> <p>ただ、今回、せっかく新たな条例を制定して、地域の商店街の振興を目指していこうとするには、いま一つ、準備が不足しているのではないかと考えております。</p> <p>道内各地の商店街は、最初から今のような姿ではなかったはずでございますが、最盛期にはどのような商業機能を有していたのか、また、現在失われて</p>	<p>◎山根経営支援局長</p> <p>道内の商店街の現状についてであります。条例の検討に当たりましては、地域の商店街の規模や、地場産業を初めとした地域特性など、地域商業が置かれている環境に応じた柔軟な取り組みを促進することが重要なポイントの一つであり、地域商業が現在置かれている環境をできる限りの確に把握することは、条例の検討はもとより、今後の施策の推進上も必要と考えております。</p>

<p>しまった業種は何なのか、空き店舗の状況はどうなっているのか、個店の営業形態はどうなっているのかなど、今後の支援を検討していくための基礎となる、商店街の実態に関するデータをもう少し把握する調査を行うべきと私は考えますが、見解を伺います。</p>	<p>こうしたことから、ただいま委員が御指摘の点も踏まえまして、地元の状況を最も承知している市町村とも、具体的な手法などについて相談の上、商店街の実態などにつきまして適切に把握すべく、基礎的データを含めた調査を年度内に行ってまいります所存でございます。</p>
<p>さて、私は、個々の事業者のサポート役として、地域経済の活性化において、商工会議所や商工会といった地域の商工団体も重要な役割を果たしていると考えております。</p> <p>道は、このたび、条例制定により、商店街対策の強化を図ろうとされているわけですが、縁の下の力持ちとして、地域経済の活性化を支えてこられた商工団体に対し、どのような期待をされているのか、お伺いいたします。</p>	<p>◎坂口経済部長</p> <p>商工団体への期待ということでございますけれども、御承知のとおり、地域の商工団体は、これまで、商店街、さらには地域産業のために、日々のさまざまな経営指導でございますとか、日々のそれぞれのおつき合いの中で、商店街を育成してきていただいたところでございます。</p> <p>先ほど来、御答弁させていただいておりますとおり、商店街も、さまざまな機能や、時代の流れに沿った新しい役割を期待されている、それは、地域のコミュニティーであったり、今般の大震災の場合における防災のサポート機能等々、新しい役割を期待されているところでございまして、商工団体には、これまで商店街等において先導的な役割を担っていただいたわけでございますから、そういう新しい指導ないしは機能というものを期待しているところでございます。</p> <p>そういう観点から、条例におきましては、商店街もみずから変わり、そして、商工団体の方々にも、地域の商店街が生活基盤を支えるのだという意識を持っていただいて、消費者もそうでございますが、地域が一丸となって、新たな商店街をつくってまいりたいという趣旨で、条例の制定を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>私は、このたびの条例を検討するに当たりまして、小売商業を取り巻く環境が厳しさを増している中、やはり、スピード感を持って、地域の実情を的確に把握して、それをいかに条例に反映していくかを考えていくことが大切だと思っております。</p> <p>今後、条例の検討をどのように進めていこうと考えているのか、その道筋について、最後にお聞かせいただきたいと思っております。</p>	<p>◎山根経営支援局長</p> <p>条例制定の今後の進め方についてであります。が、条例制定の検討に当たりましては、何よりも、地域の実情に応じたきめ細やかな対応を図っていくこと、道や市町村はもとより、小売商業者や商工団体などが、それぞれの役割を果たしながら、一体となって推進していくことが重要と考えておりまして、こういった観点から、これまでも地域の生の声を伺ってきたところでございます。</p> <p>今後は、北海道商工業振興審議会に対しまして、</p>

	<p>条例の制定について諮問を行い、御審議を深めていただくとともに、これと並行して、地域の市町村や小売業者はもとより、商工団体や住民の皆さんからも、地域商業の振興に向けて幅広い御意見を伺いながら、条例の検討を進め、秋ごろをめどに条例の骨格を明らかにし、パブリックコメントを経て、今年度内に成案を得てまいりたいと考えております。</p>
<p>ぜひ、スピードアップして、今年度内に成案を得ていただきたいなというふうに思っております。</p> <p>これまで、本道の商業を取り巻く課題や、新たな条例の考え方などにつきまして御議論させていただきました。</p> <p>地域の事業者や商工団体は、商品やサービスの提供等を通じて、地域社会の形成や魅力あふれる地域の創造に大きく寄与してきました。今後、北海道経済の持続的な発展を図るためには、地域社会が活力を取り戻すことが不可欠であると思っておりますし、地域住民が真の豊かさを実感しながら生活することができる地域コミュニティの再生が喫緊の課題となっております。</p> <p>そして、これらの課題を解決に導くためには、地域の事業者が中心となり、商工団体はもとより、多様な分野の皆さんとともに、経済活動や地域貢献活動を通じて、にぎわいと魅力ある地域社会を創造していくことが重要でありますことから、今回の条例や今後の支援策の検討に当たりましても、ぜひ、こういった視点を持って御検討いただくことを再度強くお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>	

③平成 24 年予算特別委員会第二分科会（平成 24 年 3 月 16 日）

質問	答弁
<p>それでは、早速、質問してまいりたいと思います。</p> <p>北海道では、学力向上、体力向上、生活習慣の定着など、それぞれの課題に対して、さまざまな取り組みが行われていると承知しております。</p> <p>しかしながら、学力向上の観点では、全国平均を大きく下回るなど、依然として成果に結びついていない現状もあります。</p> <p>先ごろ公表された平成23年度道民意識調査によると、子どもたちの学力を向上させるために、道や市町村で必要な取り組みとして、68.4%の道民が、わかりやすく勉強を教えることができる、すぐれた指導力を持つ教員の確保が必要と回答しており、教員一人一人の資質の向上は重要なことと私も考えているところでございます。</p> <p>また、「早寝早起き朝ごはん」運動に象徴されるように、生活習慣がしっかりしている児童生徒は、学力も高い傾向にあると言われているところでございます。</p> <p>教育長は、教育行政執行方針において、「学校改善に関する考えを共有する管理職のリーダーシップのもとで、包括的な学校改革と実践的な校内研修を行い、当該校から将来のスクールリーダーを輩出する、新たな仕組みの構築に着手してまいります。」と、包括的な学校改革という考え方を表明されましたが、このことについて、以下伺ってまいります。</p> <p>まず、具体的に、どのような事業を展開していくのか、その概要をお示してください。</p>	<p>◎武藤教育政策課長</p> <p>事業内容についてであります。このたびの、学校力向上に関する総合実践事業は、学校改善に関する認識を共有する管理職のリーダーシップのもとで、学力、体力、生活リズムに関する具体的な達成目標の設定、学校支援地域本部の積極的な活用による地域と家庭との連携、通学合宿や長期休業中の学習サポートや体験学習等、社会教育との積極的な連携、こうしたさまざまなメニューに包括的に取り組むものでございます。</p> <p>また、こうした包括的な改善を行う学校を、研修の拠点校としても位置づけ、初任者研修を自校で実施したり、放課後の研修に近隣校の教員を積極的に受け入れるなど、将来のスクールリーダーの育成をあわせて行うものでございます。</p> <p>なお、平成 24 年度は、5管内7校の小学校で試行実施を予定しているところでございます。</p>
<p>5管内7小学校で実施する予定とのことでございます。</p> <p>道教委は、これまでも、さまざまな課題に対応するために、モデル校を指定するなどして、研究指定事業を実施してきたと承知しております。</p> <p>そこで、今回、新たに7校の小学校で試行的に実施する取り組みは、今までの取り組みとどのように異なるのか、伺います。</p>	<p>◎武藤教育政策課長</p> <p>これまでの取り組みとの相違点についてでございますけれども、道内外を問わず、従前の研究指定事業は、例えば、習熟度別指導や道徳教育、体力向上など、学校の取り組みの一側面に着目して改善を図り、その成果を普及しようとするものでございました。</p> <p>こうした取り組みの成果は、これまで、各種の事例集や指導資料の形で蓄積されてきておりまして、中には、キャリア教育に関する事業など、全道に広がりを見せた取り組みもある一方で、必ず</p>

	<p>しも十分に成果が波及しなかった事業もあったところでございます。</p> <p>いずれにいたしましても、学校改善は、本来、一つのテーマに絞らず、包括的に行われることが望ましいと考えておりました、今回の事業におきましては、これまで学校現場が積み上げてきた研究成果を十分に踏まえ、学校改善に関するさまざまな取り組みを包括的に実践することとしたものでございます。</p>
<p>私も、課題を解決するためには、多くの場合、一つの側面からのアプローチだけではなくて、多面的、総合的な対応が必要と考えております。</p> <p>その意味では、今回の取り組みは、学力向上だけでなく、体力向上、生活リズムの定着、地域、家庭との連携など、包括的な取り組みということでございます。大いに期待したいと思っております。</p> <p>次に、取り組みの中にある、若手教員や将来のスクールリーダーの育成について伺ってまいります。</p> <p>全国的に、団塊世代の退職期を迎えて、ベテラン教員が多数退職することや、先ほど申し上げた道民意識調査の結果からも、次代を担う教員の育成を急がなければならないと考えます。</p> <p>そこで、若手教員等の育成について、課題や必要性をどのように認識しているのか、その上で、今回の事業の中で具体的にどのような取り組みを行うのか、伺います。</p>	<p>◎武藤教育政策課長</p> <p>若手教員の育成についてであります。今後、全国的に、約10年で教員の3分の1が入れかわる大量退職・大量採用期を迎えるというふうに言われている中、若手教員を効果的に育成するシステムの構築が喫緊の課題と考えております。</p> <p>また、社会人採用や期限付きの採用も含めまして、多様な経歴を経て初任者になる者が相当数いる中、一律に授業に穴をあける形での校外研修を義務づける、現行の初任者研修の仕組みは、必ずしも効率的とは言えないと認識しております。</p> <p>こうした状況を踏まえまして、本事業におきましては、初任者研修について、自校での代替プログラムを中心として実施することを基本といたしまして、管理職等による日常的な巡回指導、外部有識者も活用した、計画的な放課後のテーマ別研修、さらには、こうした研修への近隣校教員の積極的参加などにより、若手教員の育成に総合的に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
<p>包括的な学校改革と実践的な校内研修の取り組みをスムーズに行うためには、私としても、管理職のリーダーシップが大切だと思っております。校長、教頭はもちろん、指導的な役割を果たす中堅教員の配置も非常に重要な要素と考えます。</p> <p>そこで、人事面での考え方について質問していきたいと思います。</p> <p>校長や教頭などの配置に当たっては、どのような考え方で行うのか。また、所期の目的を達成するために、教員や事務職の加配も必要になってくると考えますが、道教委として、この事業の実施に必要な体制づくりにどう取り組むのか、伺います。</p>	<p>◎武藤教育政策課長</p> <p>事業の実施に係る体制づくりについてでございます。本事業の実践指定校には、学校改善に対する意欲を持ち、強いリーダーシップを発揮できる校長に加えまして、この校長と共通認識を持つ教頭や教務主任などが必要であると考えておりました。本庁、教育局と市町村教育委員会が十分話し合い、意欲のある適切な人員を配置してまいりたいと考えております。</p> <p>また、実践指定校に対しましては、国の加配を活用し、指導方法工夫改善加配や事務職員加配を措置するなどして、学校の取り組みを支援してま</p>

<p>このたびの取り組みに関しては、非常に多岐にわたる取り組みを包括的に行うもので、これまでにないものでございます。全国的にも例がない、先駆的なものということであります。ぜひ、成果を上げていただいて、その成果を今後の北海道教育に着実に反映させてほしいと思っております。</p> <p>そのためにも、この事業の成果を、1校だけの取り組み事例としてとどめることがないようにしなければならぬと考えますが、この取り組みの結果についての検証をどう行うのか、また、今後、どのように全道に普及させていこうとしているのかについて伺います。</p>	<p>いりたいと考えております。</p> <p>◎岸総務政策局長</p> <p>今後の取り組みについてでございますが、本事業の実施に当たりましては、校長会、PTA等の各種研修で実践指定校を訪問してもらうなど、学校見学の積極的な受け入れや、ホームページでの取り組み状況の発信などを行いますとともに、近隣校にも、成果の吸収を目的とした加配措置を行うなど、さまざまな取り組みを行ってまいりたいと考えております。</p> <p>また、実践指定校で、包括的な学校改善の実践に取り組んだ教員を管内に広く輩出することによりまして、人事を通じた取り組みの普及を積極的に図ってまいりたいと考えております。</p> <p>なお、今後につきましては、1学期及び2学期の終了時点を目途に、各実践指定校の関係者が一堂に会する場を設けまして、取り組み状況や課題について協議することとしまして、それらの結果も踏まえながら、平成25年度以降の取り組みの拡大の可否や、実施規模等を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>平成25年度以降については、拡大の可否や、実施する場合の規模などを今後検討するというところでございます。</p> <p>私は、今回の取り組みの最大のポイントは、明確な達成目標を設定するという点であると考えております。ぜひとも、この目標の達成状況を今後しっかり検討した上で、来年度以降、必要な予算をしっかりと確保して、大胆な発想で取り組みを拡大すべきというふうに申し上げておきます。</p> <p>また、その意味では、なるべく早い時期に正式指定を行って、実践指定校の校長としっかり打ち合わせをして、共通認識を持って進めることが大切であるということを目指しておきます。</p> <p>次の質問に参ります。</p> <p>きょうは、ちょうど公立高校の合格発表ということで、お昼のニュースでも報道されておりましたけれども、高校入試について伺ってまいりたいと思います。</p>	<p>◎菅原高校教育課長</p> <p>高校入試における推薦入学者選抜の意義についてでございますが、推薦入学者選抜は、中学校の全教科の学習成績とともに、生徒の多様な個性や能力、適性、高校生活に臨む意欲やさまざまな活動経験など、学力検査だけでは評価できない面について、中学校長の推薦に基づき、総合的に評価して選抜を行うものでございまして、生徒にとっては、自分の興味、関心や進路希望に応じて学校を選択できる機会を複数回得られ、また、学校にとっては、より明確な目的意識を持った生徒の選抜に資する制度でございます。</p>

<p>まずは、高校入試における推薦入試の意義についてお聞かせください。</p>	
<p>私は、高校の専門学科や職業学科であれば、学科に関する適性、興味、関心、学習意欲を重視して、推薦入試を実施する意義があると考えているのですが、道教委では、平成 17 年度の入学者選抜から、全日制の普通科においても推薦入試を実施しておりますよね。どのような目的で、全日制の普通科に推薦入試を導入したのか、伺います。</p>	<p>◎吉田学校教育局長</p> <p>全日制普通科におきます推薦入学者選抜の導入についてでございますが、高等学校教育におきましては、生徒や保護者、地域の方々の多様なニーズにこたえ、特色ある教育の充実を図ることが求められておりまして、道教委では、普通科におきましても、学校ごとに力を入れる教育内容を明確にして、教育課程に特色を持たせるなどの取り組みを進めてきたところでございます。</p> <p>こうした普通科の特色づくりを一層推進するために、すべての単位制普通科と、帰国子女の受け入れを行っております札幌国際情報高校の普通科で推薦入学者選抜を実施することとしたほか、このほかの普通科高校におきましても、学校長の判断で推薦入学者選抜を実施できることとしたものでございまして、各学校に、志望してほしい生徒像を事前に公表させまして、受検生が、みずからの個性や希望に合った学校選択ができるようにしたところでございます。</p>
<p>受検生が、みずからの個性や希望に合った学校選択ができるようにしたという御答弁でございましたけれども、それでは、道内の公立高校において、推薦入学の実施状況がどうなっているのか、また、来年度の入学者について、全日制普通科ではどのような推薦入試が行われたのか、それから、実施した学校数と、推薦で合格した生徒数、倍率についてお聞かせください。</p>	<p>◎菅原高校教育課長</p> <p>本道における推薦入学者選抜の実施状況についてでございますが、全日制課程の普通科におきましては、すべての単位制高校と札幌国際情報高校で推薦入学者選抜を実施しておりまして、平成 24 年度の入学者選抜では、22 校で 704 名が合格内定となっております。推薦枠に対する倍率は 0.69 倍でございます。</p> <p>また、学校長の判断で実施をした普通科高校につきましては、平成 24 年度入学者選抜では、143 校中 59 校と、約 4 割の学校が実施をし、924 名が合格内定となっており、推薦枠に対する倍率は 0.49 倍でございます。</p> <p>これらの推薦入学者選抜におきましては、実施するすべての学校で、中学校長から提出されました推薦書をもとに、出願者に対する面接を行いましたほか、学校長の判断で、学校が定めたテーマに基づく作文の実施や、英語による質疑応答など、各学校の特色づくりに対応した選抜を行ったとこ</p>

<p>普通科高校の推薦入試は、平成 24 年度入学者選抜で、推薦枠に対する倍率がたった 0.49 倍ということで、枠に対して半分も受けていないというような実態でございます。</p> <p>道外の状況をちょっと見てみますと、埼玉県公立高等学校においては、かつては、入学者の 4 割が推薦入試によって入学していたということだったのですけれども、これによって、受験勉強をしない子どもがふえて、学力が下がったなどの理由で、すべての学科において、推薦入試を平成 21 年度の入試から廃止したというふうに聞いております。</p> <p>ほかの都府県の公立高等学校における推薦入試の実施状況はどのようになっているのか、伺います。</p>	<p>ろでございます。</p> <p>◎菅原高校教育課長</p> <p>全国における推薦入学者選抜の実施状況についてでございますが、平成 23 年度の全国の入学者選抜におきましては、34 の都道府県で推薦入学者選抜が実施されており、そのうち、8 県では、すべての学校、学科で実施され、本道を含む 26 の都道府県では、一部の学校、学科での実施となっております。</p> <p>平成 23 年度において推薦入学者選抜を実施しなかった 13 府県のうち、大阪府は、これまで推薦入学者選抜は実施しておらず、残る 12 県につきましては、推薦入学者選抜を実施しておりましたが、その後、取りやめたものでございます。</p>
<p>調べると、静岡県とか高知県などでも推薦入試を廃止して、出願者全員に学力検査を課すようになったというふうに聞いております。推薦入試を廃止した県では、どのようなねらいで推薦入試を廃止したのか。</p> <p>また、徳島県や佐賀県などにおいては、一般入試のほかに、こういった推薦入試も含めて、すべての出願者に学力検査を課しているというふうに聞いております。このように、すべての出願者に対して学力検査を課している都府県は、最近、どのような傾向にあるのか、伺います。</p>	<p>◎菅原高校教育課長</p> <p>推薦入学者選抜を廃止した県の状況についてでございますが、12 の県の教育委員会からは、推薦入学者選抜には中学校長の推薦が必要となりますが、希望するすべての生徒が、複数回、受検することができるようにするために廃止したと聞いています。</p> <p>そのうち、5 県は、すべての出願者に学力検査を課すように改めたところでございます。</p> <p>この結果、平成 24 年度の入学者選抜では、すべての出願者に対して学力検査を課しているのは、47 都道府県のうち、10 府県となったところでございまして、平成 25 年度から、さらに二つの県が予定しておりますことから、増加の傾向にあるところでございます。</p>
<p>推薦入試を廃止した埼玉県では、全員に学力検査を課すことによって、中学校でしっかり勉強してもらうことをねらいとして、一本化したというふうに聞いております。</p> <p>本道の中学生、高校生の学力を向上させるためには、少なくとも、全日制普通科高校のすべての受検生に学力検査を受検させてもいいのじゃないかなというふうに私は考えております。こうしたことについて、道教委としても検討する必要があるのではないかと考えますが、教育長の見解を伺います。</p>	<p>◎高橋教育長</p> <p>普通科におきます推薦入学者選抜についてでございますが、高等学校におきましては、大学教育等を受ける基礎としての教育や、職業人として必要な専門教育など、多様な教育を行いまして、生徒の能力や興味、関心、進路希望に応じた、必要な学力を身につけさせることが重要であるというふうに考えているところでございます。</p> <p>こうした中、推薦入学者選抜を実施しております普通科の道立高等学校からは、生徒の学力をあ</p>

	<p>る程度はかることができる選抜の実施を求める声もあるところでございます。</p> <p>道教委としましては、今後、北海道高等学校学力等実態調査——これは毎年実施しておりますけれども、これを活用いたしまして、推薦で入学した生徒の学習状況や高校生活などにつきまして分析を行いますとともに、高等学校、中学校の関係者や市町村教育委員会、さらにはPTA等の関係団体の意見なども十分伺いながら、入学者選抜制度のあり方につきまして、他県の状況も参考にしつつ、幅広く検討を行い、入学者選抜制度が、中学生やその保護者にとって適切な選択の機会となるよう、必要な改善に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>宮城県でも、平成25年度の入試から、推薦入試を廃止する予定なのです。それで、前期選抜と後期選抜の2回の受検に分けて、前期では、英、数、国の3科目、後期では5科目の入試にするということであります。</p> <p>早期合格の手段になっているとか、高校の追跡調査でも、必ずしも、推薦で入学した生徒が上位の成績にはなっていないというような観点から、推薦入試を廃止したというふうに伺っております。</p> <p>きょう、推薦入試についての答弁でありましたように、道内の公立の普通科高校の推薦入試の倍率が0.49倍と、大幅に推薦枠を下回っている状況であったり、各府県が、公立高校で全員に学力検査を課す傾向があるという状況を考えると、道内でも、公立高校の入試制度について、そろそろ見直すべき時期に来ているのじゃないかなというふうに私は考えております。ぜひ、さまざまな観点から検討をしていただければというふうに思います。</p> <p>以上で私の質問を終わります。</p>	

④平成 24 年予算特別委員会第二分科会（平成 24 年 9 月 28 日）

質問	答弁
<p>おはようございます。</p> <p>早速ですけれども、北海道建設産業支援プランについて質問をさせていただきます。</p> <p>建設産業については、昨年発生しました東日本大震災により、防災対策やインフラ整備の重要性が認識されるとともに、地域の事情に精通した建設業者の災害時対応など、地域住民の暮らしを守る役割の重要性について、改めて認識されたところでございます。</p> <p>そこで、来年度改正される北海道建設産業支援プランについて、以下、数点伺います。</p> <p>建設投資額は、平成5年度をピークに、年々減少している中、道内の建設業の売上高営業利益率は、平成23年度は0.6%となっており、年度により変動があるものの、低下傾向にございます。当然、建設労働者の平均月間給与額も全国に比べて低くなっており、また、道内の平均月間労働時間も全国に比べて長くなっております。</p> <p>企業、労働者とも、厳しい状況にあると受けとめておりますが、道内の建設業の現状について、どのように認識しているのか、伺います。</p>	<p>◎沼崎建設業担当局長</p> <p>道内の建設業の現状についてでございますが、道内の平成23年度における建設投資額は、ピークである平成5年度の約半分の2兆2400億円となっており、また、道内の建設業の売上高営業利益率も低下し、さらに、平成23年の道内建設労働者の平均月間給与額は、全国と比べて4万4993円低くなっている一方、平均月間労働時間は、4時間長くなっているところでございます。</p> <p>このような中、売上高営業利益率が低下傾向にあり、全産業に占める建設業の倒産件数の割合は約30%と高い水準になっており、また、建設業の厳しい経営環境などによって、若年労働者の確保が困難となっており、建設業就業者の高齢化が進む中、技術、技能の承継が懸念されるところでございます。</p> <p>このことから、道内の建設業の現状は大変厳しい状況に置かれており、地域の安全、安心や、経済、雇用を支えるなど、道内の建設業がこれまで担ってきた役割を果たせなくなることも懸念されているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>現支援プランは、推進の基本方向として、「意識の改革」「経営の改革」「人づくりの改革」「施工体制の近代化」の四つの改革を挙げて取り組んできたわけですけれども、現プランの検証については、どのように進めてきたのか、伺います。</p>	<p>◎安田建設業担当課長</p> <p>現プランの検証についてであります。道では、北海道建設産業支援プランに基づき、「経営の改革」や「人づくりの改革」など四つの改革について、本庁及び総合振興局などに建設業サポートセンターを設置するなど、全庁を挙げて、さまざまな取り組みを進めてきたところでございます。</p> <p>現プランの検証については、これまで取り組んできた事業実施の結果と、業界団体からの御意見や建設業者などへのアンケートの調査結果のほか、現プランを策定した平成19年度と現在の状況を比較し、評価の上、新たなプランの策定に反映させることとしているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>現プランについては、我が会派の同僚議員が、それぞれの地元の建設業界と意見交換をしながら、独</p>	<p>◎安田建設業担当課長</p> <p>四つの改革の取り組み結果についてであります</p>

自に検証も進めてきたわけでございます。短期的に結果を出せるものと、長期的な取り組みで修正等が必要なものなど、さまざまでございますけれども、四つの改革の取り組み結果についてお聞かせください。

が、支援プランの一つ目の「意識の改革」では、建設業団体などに対して、建設業法令遵守ガイドラインの趣旨の徹底や、道発注工事における下請状況等調査、安全パトロールの実施など、建設業法の遵守や労働災害防止の意識の向上などに取り組んできたところでございます。

また、平成 20 年度以降、建設業法に基づく監督処分などは減少傾向となっているところでございます。

二つ目の「経営の改革」では、建設業本業の強化と新分野進出に取り組んできたところでございます。

建設業本業の強化としては、経営改善などを内容とするセミナーの開催や、企業の経営向上に向けた建設業経営効率化の取り組みなどに取り組んできたところであり、施工現場の効率化が図られたなどの声がある一方で、平成 20 年度以降の売上高営業利益率を見ると、経営が改善しているとは言えない状況となっているところでございます。

また、新分野進出として、ビジネスプランの策定や研究開発、販路開拓などに対する支援に取り組んでおりますが、事業収支がマイナスとなっている企業が約6割で、その一方、企業イメージの向上や人員などの経営資源の活用が図られたなどの声もあるところでございます。

三つ目の「人づくりの改革」では、人材育成に関するセミナーの開催や、企業のニーズに応じた職業訓練の実施、高校生を対象とするインターンシップの推進のほか、建設業団体などに対する建設労働者の雇用改善などの趣旨の徹底を図るなどの取り組みを行ってきておりますが、道内の建設業就業者の若年層の割合が減少し、高齢化が進んでおり、技術、技能の承継が深刻な問題との声があるところでございます。

四つ目の「施工体制の近代化」では、建設工事における適切な元請・下請関係が構築されるよう、建設業団体などに対し、法令遵守の徹底を図るとともに、道発注工事において、下請状況等調査を行い、必要な指導に取り組んできておりますが、

	<p>請負契約上のトラブルの相談窓口である建設ホットラインでは、平成 20 年度以降、下請企業などからの、代金未払いなどについての相談件数が増加している状況となっているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>現プランの検証については、アンケートを実施したということでございますけれども、調査の概要並びに調査結果についてお聞きします。</p> <p>また、調査の中での、道に対する要望等についてもあわせて伺います。</p>	<p>◎安田建設業担当課長</p> <p>アンケート調査の結果についてであります、道では、現プランの検証や新たなプランの策定に反映させるため、現プランの支援事業を利用した企業を含む、道の競争入札参加資格者など 1450 社を対象に、企業の経営戦略や課題、道への要望などを例示してアンケート調査を実施し、826 社から回答をいただいたところでございます。</p> <p>主な調査結果であります、企業の経営戦略については、本業の維持拡充とするものが、複数回答で約 9 割、続いて、新分野進出、経営の多角化、合併、事業譲受による本業の維持拡充、廃業、事業譲渡の順となっているところでございます。</p> <p>また、経営の課題については、人材の確保、育成や、営業力、技術力の強化などが挙げられているところでございます。</p> <p>道に対する要望では、若年者の雇用に対する支援や、建設業本業の維持を図るための支援の拡大、新分野進出に対する長期的な支援のほか、廃業、事業譲渡などに関する事例の情報提供やマニュアルの作成、経営改善などに向けたセミナーの開催など、さまざまな要望が寄せられているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>建設業団体等との意見交換やアンケート調査などの結果、さまざまな課題が浮かんできたのではないかなというふうに思っておりますけれども、北海道における建設業の主な課題についてお伺いいたします。</p>	<p>◎沼崎建設業担当局長</p> <p>主な課題についてでございますが、道内の建設業を取り巻く状況やアンケート調査などから、現プランの取り組み結果などを踏まえ、建設部では、道内の建設業の課題を整理したところでございます。</p> <p>主な課題としては、競争力の強化として、売上高営業利益率が低く、収益性の改善を図るため、企業の得意分野や経営資源を踏まえた経営体質の強化と、工事の品質確保や循環型社会への対応な</p>

	<p>ど、多様化するニーズに対する技術力の向上が求められているところでございます。</p> <p>また、道内の建設業の就業者の高齢化が進展し、技術、技能の承継が懸念される中で、今後とも建設業が持続発展していくために必要となる人材の確保、育成など、7項目に整理したところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>地域経済の活性化と雇用の安定を図る上では、建設業の発展は不可欠であります。しかしながら、企業が考える経営戦略として、本業の維持拡大とするものが約9割を占めているものの、廃業、事業譲渡を考えているのもまた事実でございます。</p> <p>来年度からの次期北海道建設産業支援プランについては、今後、どのように取り組み、次期プランの推進に当たって、どう対応するお考えなのか、伺います。</p>	<p>◎武田建設部長</p> <p>新プランについてでございますが、新たなプランの策定につきましては、北海道建設業審議会に設置をいたしました専門委員会や、建設業団体などの御意見も踏まえながら、年度内に策定することとしているところでございます。</p> <p>また、現プランにつきましては、検証の結果、一定の成果はありましたものの、依然として、道内の建設業が抱える課題は解決されていない状況にございまして、道といたしましては、道内の建設業が、災害時対応や除雪など、地域の安全、安心、経済、雇用を支え、今後とも持続発展していけるよう、新たなプランの推進に当たりましては、その課題解決に向け、全庁が一丸となって取り組んでまいりたいと考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>次に、ことしの冬の節電対策について伺ってまいります。</p> <p>道は、この夏、政府が方針を示し、北電が道民に要請した7%の節電を受けて、本庁、振興局など関係施設において、7%以上の節電対策に取り組み、目標を超える14%の節電を達成しております。</p> <p>建設部としては、公物管理上の節電対策などに取り組んだものと思っておりますけれども、この夏の取り組みとその結果について、まず伺います。</p>	<p>◎佐々木建設政策課長</p> <p>公物管理上の節電対策についてであります。この夏、道路施設の節電対策として、安全性の確保状況を地元と協議の上、道路照明の部分消灯やトンネル内の一部消灯など、使用電力の削減に努めてきたところでございます。</p> <p>このうち、道路照明、トンネル照明につきましては、今夏の節電対策として、約4000灯の消灯に取り組んだところでございます。</p> <p>また、道立都市公園施設につきましては、照明、トイレ等の公園の各施設の節電の徹底に努めるよう、指定管理者へ周知を図ったところであり、また、道営住宅につきましても、家庭でできる節電の具体例をホームページに掲載したほか、各振興局、指定管理者を通じまして入居者に通知するなど、節電の促進を図ったところでございます。</p>

<p>本道の電力最需要期は、12月から翌年3月までの冬期間でありまして、今月19日に発足した国の原子力規制委員会の委員長の見解からすれば、原発の再稼働は早くても来年春以降になると見込まれる中、この冬の電力需給の均衡をとるには、供給力の積み増しにあわせ、需要の抑制に努めなければなりません。道として、夏以上の節電対策に取り組む必要があると考えております。</p> <p>建設部が管理する公共物のうち、特に、道路のロードヒーティングや照明の使用電力が大きいと思いますけれども、使用電力はどのくらいなのか、伺います。</p>	<p>◎佐野道路課長</p> <p>ロードヒーティングなどの使用電力についてでございますが、道道のロードヒーティングは、平成23年度末現在で、稼働箇所が319カ所、面積が約34万5000平方メートルとなっております。その最大使用電力は約8万4000キロワットとなっておりますのでございます。</p> <p>また、平成23年度末現在で、道道で点灯している道路照明やトンネル照明は約5万1800灯となっており、その最大使用電力は約9400キロワットとなっておりますのでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>ロードヒーティングについては、道の財政状況を反映して、経費縮減の取り組みで、既に休止しているところがあると聞いておりますが、どのような状況なのか、また、休止に当たって、どのような対応をしたのか、伺います。</p>	<p>◎佐野道路課長</p> <p>ロードヒーティングの休止状況についてでございますが、建設部では、ロードヒーティングを設置した当時に比べ、タイヤの性能が向上したことなどから、ロードヒーティングを設置している箇所のうち、勾配の緩やかな箇所などを対象に、平成16年度から休止を進めてきたところでございます。</p> <p>平成23年度末現在、道道に設置してございます384カ所のうち、65カ所を休止しているところでございますが、休止に当たりましては、注意喚起の看板を設置し、道路利用者に周知を図るとともに、凍結防止剤の散布などにより、冬道のスリップ対策に十分配慮し、対処してきたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>ただいま、道道におけるロードヒーティングの休止状況についてお聞きしましたが、次に、道路照明の状況はどうなっているのか、また、部分消灯に当たって、どう対応したのかについて伺います。</p>	<p>◎佐野道路課長</p> <p>道路照明の状況についてでございますが、道道に設置している道路照明やトンネル照明は約5万7500灯となっておりますが、これまで、経費を節減する観点から、平成23年度末までに約5700灯の消灯に取り組んできたところでございまして、さらに、この夏の節電対策で、約4000灯の消灯を行っているところでございます。</p> <p>この部分消灯に当たっては、市街地の連続照明やトンネル照明の一部を消灯するなど、交通安全上、支障とならないよう実施しており、このほか、電球の交換時に、消費電力が少ないナトリウム灯</p>

	<p>に取りかえるなど、ランニングコストの抑制にも努めてきたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>次に、札幌市について伺いたいのですが、報道によれば、札幌市では、ロードヒーティングの休止に積極的に取り組むということでございますけれども、どのような予定なのか、伺います。</p>	<p>◎佐野道路課長</p> <p>札幌市の状況についてでございますが、札幌市では、雪対策を推進するため、平成 21 年度から 30 年度までを計画期間とする札幌市冬のみちづくりプランを策定しているところでございます。</p> <p>このプランの一つとして、ロードヒーティングの停止について掲げられており、平成 21 年度から 23 年度の 3 力年で 33 力所を停止し、平成 23 年度末現在、588 力所で稼働していると聞いています。</p> <p>また、この計画期間内では、これまで停止した 33 力所を含め、95 力所のロードヒーティングを停止することについて検討すると承知しているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>札幌市では、雪対策の推進が目的ではあるものの、平成 30 年度までの計画期間内に、95 力所についてロードヒーティングを休止する予定ということでございますけれども、道としては、この冬のロードヒーティングや道路照明の節電については、どのような方針で取り組む考えなのか、伺います</p>	<p>◎土栄土木局長</p> <p>ロードヒーティングなどの節電についてでございますが、建設部では、道の厳しい財政状況のもと、経費の節減に努めてきておりまして、可能な限り、ロードヒーティングの休止や道路照明などの消灯を実施してきたところでございます。</p> <p>今後、国から節電要請があった場合には、道路照明につきましては、夏にも実施した部分消灯を継続する方向で考えております。</p> <p>また、ロードヒーティングにつきましては、さらなる休止をした場合には、道路交通における安全面などが懸念されますことから、北海道地域電力需給連絡会における議論などを十分踏まえつつ、他の道路管理者などとも連携を図りながら、検討してまいりたいと考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>夏の節電期間中は、幸いなことに、計画停電は回避できましたけれども、冬期間の電力需要は、夏と違いまして、一日じゅう、高い水準で推移しております。この状況に応じて、電力供給も維持確保しなければならず、計画停電も想定しておく必要があると考えます。</p>	<p>◎佐々木建設政策課長</p> <p>計画停電による影響についてであります。道が管理する道路や河川などの公共土木施設は、地域の経済活動を支えるとともに、住民の安全、安心を確保する重要な役割を担っていると考えております。</p>

<p>計画停電になった場合、どのような影響が出ると想定しているのか、伺います。</p>	<p>このような施設の多くは、電力を利用して管理しておりまして、計画停電の影響により、道路では、ロードヒーティングの停止や道路照明の完全消灯などで交通安全の確保が困難となるほか、河川では、大雨時におきますダムや水門の操作、また、河川の水位、降雨の状況、あるいは被害の状況など、防災情報の収集や伝達などに支障を来すものと考えております。</p> <p>また、港湾では、冷凍・冷蔵施設の機能維持が困難になるほか、下水道処理施設の機能低下による汚水の排出、さらには、毎年、道立公園での開催が予定されております全国規模でのイベントへの影響が懸念されるところであります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>ただいま、計画停電が実施された場合に、道路における交通安全の確保や、河川における防災情報伝達上の問題のほか、港湾、下水道処理施設等においても影響が懸念されると御答弁をいただきましたけれども、これらの影響について、どう対処するのか、国への対応を含め、伺います。</p>	<p>◎田中建設管理局长</p> <p>計画停電への対応についてでございますが、計画停電は、緊急避難道路や救急病院周辺道路を初めとした道路の交通安全の確保はもとより、治水ダムの操作や防災情報の伝達といった防災対応に対して、大きな影響を及ぼすものと考えており、極力回避すべきものと考えているところでございます。</p> <p>このため、道では、早い段階から冬に向けた備えに取りかかれるよう、国や北電に対し、信頼性の高い、正確な需給見通しなどを早急に示すことを強く求めることとしており、今後とも、国や関係機関と連携し、必要な対応について、しっかりと取り組むことが重要と考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>この夏の節電では、7%の目標に対しまして、8.9%と、目標を上回る節電を達成したのでありますが、業務用では13%、産業用で11%の節電であったのに対して、電力消費の約6割を占める家庭用では5%となっていたとのことでございます。</p> <p>本州各県とは異なりまして、クーラーを使う家庭が少なく、したがって、節電の余地が少ない本道では、相当程度、協力してくれたものと考えておりますが、冬の寒さをしのぐには、電気を使う灯油ストーブをとめることにはならず、家庭用以外で節電効</p>	<p>◎武田建設部長</p> <p>今冬の節電対策についてでございますが、北海道におきましては、暖房などにより、冬に電力の最大需要期を迎え、昼夜を通して高い需要が継続いたしますことから、冬の節電は、夏以上に厳しい面があると認識しているところでございます。</p> <p>また、厳冬期における停電は、道民の日常生活や生産活動に非常に大きな影響を及ぼしますことから、計画停電は、極力回避しなければならないと考えているところでございます。</p>

<p>果を期待しなければならないのではないかなというふうに思っております。</p> <p>そうした状況下で、道として、夏以上の全庁的な節電対策を積極的に進めるべきというふうに考えますが、建設部が所管する分野での対策について、最後に伺いまして、私の質問を終わります。</p>	<p>建設部といたしましては、地域住民の安全、安心の確保を第一に考えながら、夏にも実施いたしました、道路、公園などの照明の部分消灯を継続いたしますことや、万が一に備えたロードヒーティングの停止に対する検討を行うほか、各建設管理部はもとより、関係機関へ周知を図るなど、万全な体制整備に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>いずれにいたしましても、北海道地域電力需給連絡会における議論などを十分に踏まえながら、計画停電回避に向け、最大限の取り組みを行ってまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
--	--

⑤平成 24 年予算特別委員会第二分科会（平成 24 年 10 月 1 日）

質問	答弁
<p>それでは、観光のくにづくり行動計画について質問をしてみたいです。</p> <p>行動計画では、観光入り込み客数など6項目について、目標数値を定めていますが、最新の数値の状況と、目標達成の見通しについて、まずお聞きします。</p>	<p>◎神田観光局参事</p> <p>計画の目標数値などについてであります。現行の観光のくにづくり行動計画では、6項目の目標数値を掲げており、まず、観光入り込み客数について、6500万人の目標数値に対し、平成23年度では4612万人となり、また、外国人来道者数は、110万人に対し、同年度では57万人となっております。</p> <p>次に、観光消費額について、道外客の消費額は、目標数値が1人当たり6万8000円のところ、平成22年調査では6万9670円となっております。</p> <p>なお、道内客の消費額については、平成22年度に調査基準を、1世帯当たりから1人当たりに変更しており、その額は1万3271円となったところでございます。</p> <p>また、道外観光客の満足度の割合について、食事及びサービスの目標は、いずれも80%に対し、食事は84.4%、サービスは72.3%となっております。</p> <p>さらに、体験型観光を目的として訪れる道内観光客の割合については、目標数値が8%のところ、6.4%となっております。</p> <p>このように、観光消費額及び食事に関する満足度については、目標数値を上回ったものの、観光入り込み客数などについては、目標の達成は難しい見通しとなっているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>観光入り込み客数については、目標の達成は難しい見通しということでございますけれども、観光入り込み客数は、前年度及び当該年度の施策によって、どの程度の影響を受けていたというふうにとらえているのか、伺います。</p>	<p>◎飛田観光局長</p> <p>観光施策の効果などについてでございますが、観光施策につきましては、人材育成など、効果を直接把握することは難しいものもございまして、入り込み客数に及ぼす、すべての効果を捕捉しがたい面もございまして、平成20年度以降、世界的な景気後退ですとか新型インフルエンザの流行、さらには、宮崎県におきます口蹄疫の発生の影響という、大きなマイナスの要因がございましたものの、首都圏、関西圏でのPR、あるいは、</p>

	<p>テレビなどを活用いたしました、道民旅行の喚起に向けた取り組みなどによりまして、観光入り込み客数の減少幅を多少なりとも抑えることができましたのではないかと考えております。</p> <p>また、平成 23 年度におきましては、御承知のとおり、東日本大震災や原発事故などの影響を受けまして、第 1 及び第 2・四半期につきましては、入り込み客が大幅な減少となりましたが、本州方面におきますクール北海道キャンペーンのほか、道内の中学校の修学旅行先につきまして、道内に振りかえていただくということに関する働きかけを行いましたほか、海外におきまして、北海道の安全、安心を PR いたしますトップセールスなどを行いましたことによりまして、第 3・四半期には、ほぼ前年並みに回復いたしました。さらに、第 4・四半期には、前年を約 5% 上回るなど、震災等の影響を一定程度緩和することができたもの、このように受けとめておるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>外国人観光客数も、目標の 110 万人に対し、57 万人と、目標の約半数ということでございます。外国人観光客については、中国において、北海道を舞台とする映画のヒットがあって増加したり、昨年の東日本大震災の影響を受けて大幅に減少したりしており、また、急速に進む円高、国際政治情勢の影響も避けられません。</p> <p>入り込み数の変動要因が多い外国人観光客ではございますが、誘致に向けて、どのような整備が必要と考えているのか、伺います。</p>	<p>◎長橋観光局参事</p> <p>外国人観光客の誘致についてであります。円高等の厳しい経済環境のもとで、国内外の観光地との競争もある中、外国人観光客の誘致を促進するためには、本道が有する多様な観光資源の磨き上げや、外国人が快適に観光できる受け入れ環境の整備を図ることが重要であると考えております。</p> <p>このため、道におきましては、地域の魅力を生かした新たな観光資源の発掘を支援いたしますとともに、外国語案内板の設置支援や、すぐれた通訳ガイドの養成に加えまして、国際路線の誘致、ビザ発給条件の緩和の要望など、受け入れ環境の整備に取り組んできたところでございます。</p> <p>海外からの誘客につきましては、政治、経済、社会的条件など、大きな変動の要素もありますことから、道といたしましては、今後とも、関係機関との連携を密にし、誘致対象市場の多様化を図りますとともに、国際観光人材の育成や交通ネッ</p>

	<p>トワークの充実、情報案内機能の強化など、受け入れ環境の整備を進め、質の高い観光地づくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>先ほど、高木先生のほうからも、リスク分散についての考え方等があったように、観光につきましても、現在の国際政治情勢を考えますと、誘致対象市場を多様化することは非常に重要というふうに私も考えておりますので、ぜひ、その辺の取り組みをよろしくお願ひいたします。</p> <p>次は、観光消費額についてお伺ひしますが、平成 17 年度調査と 23 年度調査を比べると、道内客が 8849 円から 1 万 3271 円に、道外客が 6 万 677 円から 6 万 9670 円と、いずれも増加しております。増加の要因は何なのか、また、調査結果を踏まえて、今後、どのような取り組みが必要になると考えているのか、お聞きします。</p>	<p>◎神田観光局参事</p> <p>観光消費額などについてでございますが、観光消費額の費目別内訳につきまして、平成 22 年度調査と前回の 17 年度調査を比べてみますと、道内客では、土産・買い物代が 1.9 倍近くに伸びており、道外客では、飲食費が 1.5 倍近くに伸びたほか、土産・買い物代の伸びは小さかったものの、消費金額は飲食費の 1.7 倍となっております。</p> <p>また、道内客の土産、買物の内訳を見ますと、菓子類を初め、農水産品とその加工品や、飲料、お酒などを含めた食料品類が約 5 割を占めており、道外客でも同様の傾向で、これらが 8 割を超えているところであります。</p> <p>こうしたことから、道内の観光消費を高めようとするためには、地域における農水産品などのすぐれた資源を活用した商品開発とともに、地域ならではの食材へのこだわりや、素材のよさを伸ばす加工などに加え、独自の食文化や、安全、安心な北海道の食の魅力について、より一層、情報発信をしていくことが必要と考えているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>目標の達成には届いておりませんが、体験型観光を目的とする道外観光客の割合は、平成 14 年度調査から 1.9 ポイント上がって、6.4%となっております。その要因はどこにあるのか、また、道の施策がどの程度寄与していると受けとめているのか、お聞きします。</p>	<p>◎佐川観光局参事</p> <p>体験型観光についてでございますが、体験型観光を取り巻く状況は、平成 14 年度の前回調査時と比較すると、百名山ブームを背景として始まった登山ブームに、最近では、若い女性の関心も高まり、その他のアウトドア分野にも愛好家がふえる傾向にあるところでありまして、体験型観光を楽しむ方のすそ野が広がっているところであります。</p> <p>一方、道におきましては、アウトドア資格制度を創設いたしまして、安全、安心で質の高いアウトドアガイド、事業者の育成を始めまして、これまでに、延べ 688 名のガイドを認定するとともに、平成 17 年度からは、道内の体験型観光推進</p>

	<p>に向けまして、起業やレベルアップのためのセミナー開催、モニターツアーや商談会の実施などに積極的に取り組んできたところでございます。</p> <p>こうした中で、道内の体験型観光施設は、平成14年度と比べまして、約1.5倍の800施設を超えまして、受け入れ体制が整ってきたことや、各地域のアウトドア事業者による商品の造成、さらには、インターネットなどの媒体によるPR展開によりまして、体験型観光が身近になるなど、さまざまな要因によって、体験型観光を目的として訪れる道外観光客の割合の増加につながったものと考えているところでございます。</p>
<p>最近のブームもありますので、ぜひ、その辺の受け入れ体制もさらに整えていただきたいというふうに思います。</p> <p>次ですが、道外観光客の、食事やサービスに関する満足度は、平成23年度の観光客動態（満足度）調査では、17年度に比べて上がって、84.4%になっておりますけれども、別の観光産業経済効果調査では、「満足」「まあ満足した」を合わせ、満足度は68%であり、「普通」と答えた観光客が25%に上がっております。対象者や調査時期が違いますから、その結果も違ってくるとは思いますが、この調査結果について、どのように受けとめているのか、お聞きします。</p>	<p>◎神田観光局参事</p> <p>道外観光客の満足度についてであります。平成23年度に実施しました観光客動態（満足度）調査では、食事に関する満足度は84.4%、サービスに関する満足度は72.3%となっております。平成22年度の北海道観光産業経済効果調査では、いずれの満足度も、23年度の調査結果を下回っているところであります。</p> <p>この調査の違いに関して、まず、サンプル数が、平成22年度は1067人であったのに比べ、23年度は4倍近い3896人であったことに加え、調査手法が、22年度は郵送により回収したのに対し、23年度は、観光客に空港などで調査員が直接聞き取りを行ったことなどにより、調査の精度は上がってきているものと考えてございます。</p> <p>また、平成23年度の調査対象期間としては、6月から翌年2月までの間に行われ、3月に発生しました震災以降、観光客の入り込みが伸び悩んだ中で来道いただいた方々からお聞きしており、北海道への強い親近感を持った方々が多かったことなども、その背景にあるものと考えているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>すべての観光客に満足してもらえよう、食事やサービスを提供することは、なかなか難しいとは思いますが、その目標に近づくための努力を怠るわけにはいかないというふうに考えております。</p> <p>食事やサービスのどこに満足し、何が足りなくて</p>	<p>◎飛田観光局長</p> <p>満足度を高めていくための取り組みについてでございますが、観光客動態（満足度）調査の結果につきまして、食事に関します詳細な内訳を見ますと、項目といたしまして、北海道ならではの特</p>

<p>満足に至らず、普通と感じたのか、この後、どのような取り組みが必要と考えているのかについて伺います。</p>	<p>色を感じるといった点で比較的高い評価がございました反面、接客サービスあるいは価格の割安感を感じるという項目に対する回答は低い評価となっております。また、サービス全般につきましても、低い評価となっております。</p> <p>こうしたことを受けまして、今後、食事やサービスの満足度を高めてまいりますためには、1次産業と連携いたしまして、地元ならではのしゅんの食材を提供いたしますことや、観光客の方々への丁寧な説明、素材のよさを生かしました調理の工夫といったことに加えまして、旅行形態が団体・周遊型から個人型へと変化いたします中で、観光客が、さまざまな情報ツールで地域の隠れた名店を探して訪れる一般的な飲食店なども含めまして、調査結果を幅広く周知いたしますとともに、おのおのの施設におきます接客サービス向上などの幅広い取り組みを図っていく必要がある、このように考えているところでございます。</p>
<p>旅行形態が団体・周遊型から個人型へと変化しているということですので、今まで旅行客が行っていない店などにも、恐らくホームページなどで調べて行っているということがあるのかなと思っております。</p> <p>そういった中で、北海道にとって観光が基幹産業だという意識を道民全体が持っていただくことが一番重要と考えますので、ぜひ、そのあたりも取り組みをよろしく願います。</p> <p>次ですが、この計画では、観光のくにつくり条例に定める八つの基本方針に基づいて、77の主な施策に取り組むとしております。これらの施策には、経済部が所管する施策のほか、観光振興にかかわる施策として各部が所管する施策も含めて掲げられておりますけれども、施策全体の進行管理はどのように行っているのか、伺います。</p>	<p>◎神田観光局参事</p> <p>観光振興にかかわる施策の進行管理についてですが、施策の取り組み状況については、毎年度、行動計画にかかわる各部の施策の推進状況を、庁内横断組織である北海道観光のくにつくり推進本部を通じて把握し、取りまとめた結果を通知するとともに、各振興局に伝えることによりまして、地域づくり総合交付金の活用による事業や独自事業の効果的な事業展開などに役立っているところでございます。</p> <p>また、各部の関係課長で構成いたします推進本部幹事会を開催し、観光施策の展開に向けた課題などに関する情報の共有化と庁内連携を図ってきているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>今年度中の計画の見直しに向けて、検討を進めているというふうに聞いておりましたので、計画による取り組み結果や効果などに関する資料をまとめていただきましたが、それによりまして、例えば、自然公園施設の整備という施策については、施設の補修、改良などに取り組み、自然と触れ合うための</p>	<p>◎神田観光局参事</p> <p>各部の事業へのかかわりについてですが、観光は、関連する分野が多く、すそ野の広い産業であり、各部の施策に広く関連を持っており、一体となって、効果的に施策などを展開していくことが大切であると考えているところでございま</p>

<p>環境整備では、海水浴場など海浜レクリエーション機能の整備、道有林の散策路整備、道立の森の維持運営を進めているということでありまして、事務事業評価では、それぞれ各部が目指す施策目標が図られているというふうにされております。</p> <p>計画が目指す施策を実現する事業として、整理されたものというふうに受けとめておりますけれども、各部の事業が観光振興にどのように寄与しているのか、明らかではありません。観光振興の視点に立って、各部の事業にどのように関わっているのか、伺います。</p>	<p>す。</p> <p>例えば、委員が御指摘の、国定公園などでの自然公園施設の整備にかかわる、駐車場やトイレ、木道などの整備、改良といった取り組みについては、関係部と連携して国に働きかけるなど、観光客の受け入れ環境の整備として行ってきているところであります。</p> <p>また、道立の森についても、森林における散策路整備のほか、キャンプ場、宿泊施設、野外活動や体験設備などを総合的に備えた施設として運営され、観光、レクリエーションの場の提供が広がるよう、努めてきているところであります。</p> <p>いずれにいたしましても、各部の関連施策は、直接、間接に観光の振興に寄与するものでありますことから、観光客の立場に立った施策の展開が図られるよう、努めてまいる考えでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>各部との連携につきましては、後でまた指摘させていただきたいと思っております。</p> <p>次ですが、不案内な土地では、地元の方の親切な対応で、その土地へのよい印象を持ち帰ることになり、正確できめ細やかな案内標識、案内板に助けられることも多いものでございます。</p> <p>国の北海道管区行政評価局の調査によれば、温泉とスパの表記があるなど、道路標識の表記が統一されていない、路線番号が誤っているなど、不適切な道路標識が、延べ 37 路線、109 カ所に上っているとのことでございます。</p> <p>道庁東門の英語表記の案内板も、設置前に英語圏の人への確認をしなかったのか、不体裁に訂正されたままでございます。</p> <p>計画では、観光地などにおける案内標識の整備、関係機関との協力による外国語表記や、ピクトグラムを使用した観光案内標識等の整備に取り組んでいるのでありますが、整備を必要とする案内標識などについて、これまで、どのように取り組み、今後、どのように充実を図っていくのか、また、不適切な道路標識や不体裁な案内板について、どのように受けとめているのか、あわせてお聞きします。</p>	<p>◎佐川観光局参事</p> <p>観光案内板などの整備についてであります。観光客の旅行形態が、団体・周遊型から、小グループや家族による個人型へと変化する中、安心して観光地を訪れていただくためには、わかりやすい観光案内板等の整備が重要であると認識してございます。</p> <p>このため、道では、市町村や地域の観光協会等に対して、初めての人にもわかりやすい案内表示や、観光地へ誘導する方面表示の整備の重要性などについて周知いたしますとともに、多言語表示の案内板の整備に対して支援を行いますなど、地域の受け入れ環境整備に努めてきたところでございます。</p> <p>しかしながら、一部の案内板等につきましては、委員が御指摘のとおり、更新を要するものや、必ずしも、外国人にわかりやすい表記になっていないものもあると考えているところでございます。道といたしましては、今後とも、観光振興機構や市町村など関係機関との連携を図りながら、外国語対応も含め、引き続き、わかりやすい案内板等の整備に向けて取り組んでまいる考えでございます。</p>

<p>観光で勝負していこうという北海道でありますので、早目に訂正していただきたいというふうに思っています。</p> <p>観光地における植栽や美化活動等に対する支援事業、食、環境、健康をテーマとした地域観光商品開発の促進事業、新たな観光ルートやメニューの開発への支援事業など、経済部としても、観光振興を目指す多くの事業に取り組んできておりますけれども、事業担当部が行う事務事業の1次評価では、観光客誘致に資する本道の観光振興に大きく寄与するというのみで、どのような効果があったのか、効果が、事業を実施した地域以外に広がっているのかといった評価はなされておられません。評価が十分なされていないと受けとめておりますけれども、いかがでしょうか。</p>	<p>◎飛田観光局長</p> <p>観光振興事業にかかわる評価についてでございますが、観光振興にかかわる施策におきましては、施設の整備やイベントの開催など、その直接的な効果が把握しやすいものもございますし、一方で、ホスピタリティ向上のための研修会の開催など、事業実施の効果があらわれるまでに時間を要するものなど、さまざまな形態がございます。</p> <p>また、事業の多くは、地域におきます魅力やブランド力の向上を図ることをねらいといたしておりますして、意欲ある地域の取り組みを支援することを通して、実施されているものもございまして、効果が、さまざまな分野や行政区域を超えて広がりを持つものも多くありますことから、これまで、その評価が必ずしも十分でなかった面もあるものと認識をいたしております。</p> <p>このため、委員が御指摘のように、今後の事業評価に当たりましては、多面的な効果の広がりを踏まえて行うことが、今後の事業展開に必要なものと考えているところでございまして、関係各部の施策や、地域におきます意欲的な取り組みを促進するために、各部局が行っております事業につきまして、観光施策としての評価のあり方を十分検討した上で、観光振興施策の進捗状況の一層の把握に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>この行動計画は、観光事業者や観光関係団体、道民、道を初めとする行政機関など、観光にかかわるすべての者が連携協力して、知恵を出し合いながら、観光振興に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的な計画として、条例に基づき定めたとというふうにされております。計画の推進を通じて、観光の振興が図られ、地域経済が活発化していくことを目指しているものと受けとめております。</p> <p>しかしながら、今年度中には計画を見直ししようとしている現時点において、平成20年度以降に進めてきたさまざまな施策の目的とすることが実現し、あるいは実現しつつあるのか、実現できなかった理由はどこにあるのかなどについては分析されておらず、観光入り込み客数など、目標数値を掲げた項目の数値が比較されるにとどまっていると感</p>	<p>◎窪田経済部観光振興監</p> <p>次期の、北海道観光のくにづくり行動計画の推進についてでございますけれども、委員のお話にございましたとおり、現在、次期計画を北海道観光審議会にお諮りいたしまして、策定の作業を進めているところでございます。</p> <p>この計画は、今後5カ年に、道民、観光事業者、関係団体、道を初めとする行政など、観光に関するすべての関係者が連携協働いたしまして、推進していくことを目標といたしてございます。</p> <p>このようなことから、計画の実効性を確保するためには、幅広い観点から、施策や取り組みなどの効果につきまして、これまでも御答弁を申し上げましたとおり、これまでも十分に検証や評価を行い、新たな計画の策定に取り組んでいくこ</p>

<p>じております。</p> <p>また、計画を所管し、観光振興を進める経済部において、各部が取り組む施策について進捗状況を把握し、道全体として、施策目的の実現に取り組んでいるようには感じないのでございます。計画を策定し、会議の場で取り組み状況を聞き取るだけでは不十分ではないかというふうに考えております。</p> <p>次期計画を策定するまでには、残された時間は多くないのでありますけれども、今後、どのように取り組み、次期計画の推進に当たって、どう対応するお考えなのか、伺います。</p>	<p>とが重要であると認識をいたしているところでございます。</p> <p>このため、北海道観光のくにづくり推進本部を活用いたしまして、施策の進捗状況や事業の効果などについて検討を加えますとともに、各振興局を通じ、市町村や観光協会などの取り組み状況について、十分に把握、検証を行って、可能な限り計画の策定に反映していくことができるよう、取り組んでいるところでございます。</p> <p>また、次期計画の推進に当たりましては、推進本部に加えまして、地域観光戦略会議などの体制を再構築する中で、各部とのより緊密な連携を図るとともに、幅広く地域や民間の力も結集し、国際的にも通用する観光地・北海道の形成に向けまして、観光関連施策の効果的な推進に努め、本道経済のリーディング産業として、観光がさらなる発展を遂げるよう、取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>ただいま御答弁いただきましたように、観光は、本道経済のリーディング産業であるというふうに私も考えております。各部ともしっかり連携して、成果の出せる観光施策を推進していただきたいというふうに思います。</p> <p>次に、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区について伺います。</p> <p>昨年12月、道や道経連、札幌市などの関係市が中心となって進めていた、東アジアにおける食産業の研究開発・輸出拠点化に関する構想が、国から、国際戦略総合特区として指定され、その後、本年3月に、関係自治体、経済界とともに、フード特区機構を設立し、さまざまな取り組みが進められているところであります。</p> <p>その中でも、食の付加価値向上への効果が大きいと考えられる、食品の機能性表示を中心に、特区の推進状況及び今後の取り組みなどについて、順次伺ってまいります。</p> <p>国際戦略総合特区においては、規制、制度の特例措置などの新たな提案ができることとされておりますけれども、これまでの取り組み状況と今後の予定に</p>	<p>◎三島食関連産業室参事</p> <p>規制、制度の特例措置についての国との協議の状況についてでございますが、昨年9月の特区の指定申請時に、59件の特例措置の提案を行ったところでございますが、これまで、春の協議として、規制の17件、税制の6件、財政の6件の計29件につきまして、国と協議を行い、このうち、規制の11件、税制の2件、財政の4件の計17件について協議を終了し、農業用貨物自動車の車検期間の延長や、農業コントラクターの施設整備に対する支援対象の拡大などが実現の方向となっております。</p> <p>また、秋の協議におきましては、継続協議案件となった、食品の機能性表示制度の見直しなど2件に加えまして、新たに、外国人技能実習制度の拡充など3件について、協議を進めているところでございます。</p>

<p>ついて伺います。</p> <p>国との春の協議で継続協議とされた案件のうち、食品の機能性表示制度の見直しについては、国際的にも注目されている本道バイオ産業の発展等に寄与するものであり、実現すれば、大きな成果となると考えております。</p> <p>そこで、道は、これまで、どのような提案を行い、国との協議がどのように進められてきたのかについて伺います。</p>	<p>◎三島食関連産業室参事</p> <p>食品の機能性表示制度の見直しに係る協議についてでございますが、食品の機能性情報を積極的に消費者に発信することは、食の付加価値向上を図る上での有効な手だてでありまして、フード特区におきましては、食品に含まれている成分等について科学的研究が行われている場合、当該研究が行われ、論文で公表されている事実及びその内容に関しての表示を可とすることについて提案を行い、関係省庁と協議を行ってきたところでございます。</p> <p>しかしながら、春の協議におきましては、身体の構造または機能に影響を及ぼすことを内容とする論文を商品とリンクさせることにつきましては、薬事法などに抵触する可能性が大きいとの国の見解が示されたところでございます。</p> <p>このため、9月よりスタートいたしました秋の協議におきましては、国のこうした見解を踏まえまして、論文と商品を直接リンクさせることはせず、商品パッケージに、機能性に関する科学的研究が行われている事実を表示することにつきまして、協議を行っているところでございます。</p>
<p>食品の機能性表示制度の見直しについて、秋にも協議するというところでございますけれども、本道の食産業の振興にどのように寄与すると考えているのかについて伺います。</p>	<p>◎三島食関連産業室参事</p> <p>食品の機能性表示制度の見直しの効果についてでございますが、本道のバイオ産業は、平成 23年度の売上高が500億円超と、この10年間で約5倍の伸びとなった成長産業でございます。</p> <p>また、昨年2月に欧州委員会が実施をいたしました、世界の特色ある16のバイオ産業クラスターを対象とした調査におきましても、本道の産学官の連携した取り組みが、ミュンヘンなどと並ぶ成熟段階にあると、国際的にも高い評価を得ているところでございます。</p> <p>フード特区におきましては、こうした強みをさらに伸ばすため、全国に先駆けて、食品に含まれる成分等の機能性についての新たな表示方法の実現を求めているものでございまして、道内の食・バイオ関連産業の売り上げ増加はもとより、関係する研究開発の促進、さらには、国内外の食・バ</p>

	<p>イオ関連企業等の道内への立地などを期待しているものでございます。</p>
<p>効果が大きいというふうに考えられている、食品の機能性表示制度の見直しに関する国との協議状況について、感触として、今、どのように受けとめているのか、また、今後、どう対応しようとしているのかについて伺います。</p>	<p>◎竹林経済部食産業振興監</p> <p>食品の機能性表示制度の見直しについてであります。食品の機能性情報を発信することにより、食の付加価値の向上や、食・バイオ関連産業の振興、研究開発の促進が期待され、加えて、消費者の健康ニーズの高まりへの対応にもつながりますことから、フード特区においては、最重要案件として取り組んできたところでございます。</p> <p>このため、春の協議以降も、鋭意、関係省庁と協議を重ねており、前向きに検討いただいていると受けとめているところでございます。</p> <p>この協議状況を踏まえ、フード特区機構や関係自治体等と連携しながら、制度の具体化などについて、適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>この表示制度の見直しについては、国のほうで前向きに検討をいただいているという御答弁でございました。</p> <p>私は、この件については、最も重要な案件というふうに考えておりますので、ぜひ、知事の見解についても伺いたいと思っております。委員長のお取り計らいのほどをよろしくお願い申し上げ、私の質問を終わります</p>	

⑥平成 25 年少子・高齢化社会対策特別委員会（平成 25 年 2 月 20 日）

質問	答弁
<p>今月8日、長崎市の認知症高齢者グループホームで火災が発生しまして、4人の犠牲者がでるとい大変残念な結果を招いております。</p> <p>北海道でも、平成22年3月に、札幌市内のグループホームで火災が起きまして、7人もの犠牲者がでるとい苦い経験をしております。</p> <p>そこで札幌市内での火災事故後の取組などについて、伺ってまいります。</p> <p>まず、当時行った緊急調査で、全道801か所中、消防用設備関係で7件の違反など、全体の31%に当たる248事業所で、消防法上の違反があるという、大変深刻な状況にあったことが明らかになっておりましたけれども、具体的にどのような違反があって、それが是正に向けてどのような取り組みをしてきたのか、について伺います。</p>	<p>◎施設運営指導課事業指導担当課長</p> <p>火災事故後の取り組みについてであります。平成22年3月に発生した札幌市内の認知症高齢者グループホームでの火災後、消防用設備などに関し緊急調査をした結果、違反は、消防用設備関係で、火災報知設備の未設置3件、火災通報装置の未設置4件など計32件、防火管理関係では、防災カーテンなどの未使用129件、消防訓練の未実施63件など、計363件となっております。248事業所において395件の消防法令違反が明らかになったところでございます。</p> <p>これを受け違反事業所に対して、消防機関による指導や、道による消防などの関係機関との共同査察などを実施しまして、違反事項については、平成24年3月までに全て改善されたところでございます。</p> <p>また、緊急調査において、事業者の防火管理意識が十分でないことが明らかになったことから、庁内関係部局による連絡会議や、事業者、入居者家族、地域の代表者で構成します連絡協議会において、グループホームにおける防火安全対策について協議し、事業者自らが点検すべき項目を示した自己点検表や防火管理に係る遵守すべき関係法令をわかりやすく解説したリーフレットを作成、配布するなどして、防火管理意識の高揚に努めてきたところでございます。</p>
<p>火災通報装置などの消防設備については是正されたということでございましたけれども、札幌市の事案も、この度の長崎市の事案につきましても、スプリンクラー設備の設置義務がないところでの火災であります。設置義務のないものも含めて、全てのグループホームでスプリンクラーが設置される必要があるというふうに考えますけれども、道として、これまでどのように取り組んできたのか、現在どのような状況になっているのか、伺います。</p>	<p>◎高齢者保健福祉課長</p> <p>スプリンクラー設備の整備状況についてでございます。道では、平成22年3月の札幌市内での火災事故を受け、自力避難が困難な方が多く入居する認知症高齢者グループホームにつきましては、道の補助事業等により、面積要件で消防法上の設置義務がない事業所も含め、全ての事業所に対し、スプリンクラーの設置を積極的に働きかけてきたところでございます。その結果、平成22年3月時点で、801事業所のうち460事業所において、スプリンクラーが未設置でございましたが、現時点では、885事業所のうち、未設置は、消防長により代替措置が認められた4か所を除き、17か所となっております。なお、これらの事業所の未設置の理由につきましては、市町村を通じ確認したところ、消防法上義務付けがないことに加え、道の補助事業を活用して</p>

	<p>も、なお事業者に費用負担が生じることや、建物自体が老朽化しており数年内に改築を予定していること、建物が賃貸であり、設置工事について所有者から同意が得られないなどの事情となっているところでございます。</p>
<p>スプリンクラーの未設置が17か所あるということでございますけれども、そういった消防設備の整備も大事なんですが、防火体制と避難体制を確立することが最も大切と思っているところでございます。このため、道では、グループホーム事業者が自ら点検できるよう、自己点検表を作成して、配付しているようですが、実際に活用されなければ、これは意味がないのであります。</p> <p>事業者による自己点検の結果や課題を集約、そして状況把握した上で、道として助言や支援をすることが必要と考えるがいかがでしょうか。</p>	<p>◎地域福祉担当局長</p> <p>自己点検結果についてであります。道では、先の札幌市内のグループホーム火災を受け、事業者の防火管理意識の高揚を図るため、自己点検表を作成、配付し、人員や設備に関する項目のほか、非常災害対策の適切な実施や地域との連携等に関する31項目につきまして、事業者自らが適否をチェックし、改善を要する事項がある場合には、速やかに改善するよう求めたところであります。</p> <p>加えて、自己点検の実施状況を確認するため、平成23年度におきまして市町村を經由し、その把握に努めるとともに、取りまとめ結果をグループホームはもとより、指導監督権限を有する市町村に対して周知をし、必要な改善の徹底を図ってきたところでございます。</p> <p>こうした中、この度の長崎市における火災事故の発生を踏まえまして、道といたしましては、改めて点検結果を把握するなどして、防火安全体制の確保に努めるよう市町村に通知したところであり、その結果を把握いたしますとともに、今後とも、様々な機会を活用するなどいたしまして、グループホームにおける防火安全体制について、指導の徹底を図るよう市町村に対し、積極的に働きかけてまいりたいと考えております。</p>
<p>道内のグループホームは、平成22年の札幌の火災により、危機意識が浸透した結果、多数のグループホームにおいてスプリンクラーの設置が進んだものと考えます。</p> <p>しかしながら、先ほどの答弁で、未だ17か所が未設置であるとのことであり、今回の長崎市の火災事故を踏まえると、これらのグループホームでもスプリンクラーの設置が必要というふうに思います。</p> <p>また、スプリンクラーを設置することだけでは、小さな小火くらいであれば消えるんでしょうが、やはり大きな火事となるとなかなか難しいのではないかと考えています。</p> <p>介護保険法では、夜間1ユニットについて</p>	<p>◎保健福祉部長</p> <p>今後の取組についてであります。グループホームにおいて万が一火災が発生した際、入居者が安全に避難するためには、スプリンクラーの設置や夜間の介護職員の配置などとともに、地域住民をはじめとした関係者の協力を得られる体制を確保することが大切なことと考えているところでございます。</p> <p>こうしたことから、道としては、今回の長崎市の火災事故を受け、スプリンクラー未設置のグループホームに、道の補助事業の活用による設置を強く働きかけるとともに、国に対し、全てのグループホームのスプリンクラー設置の義務化や補助単価の増額、また、職員配置基準や介護報酬の見直しについて、早急に国に要望してまいりたいと考えているところでございます。</p>

<p>1人以上の職員配置の義務付けであり、大半が1ユニット1人体制であると聞いております。かといって、経営的に2人にするのは厳しいという意見もあることを考えますと、地域ぐるみの協力体制の確保なども必要であると考えます。</p> <p>こういったハード、ソフト両面から防火安全体制の確保に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。</p>	<p>併せて、グループホームを対象とした研修会の開催や事例集の作成などにより、地域の協力を得られる体制づくりを支援し、入居者が安心して暮らせるよう、ハード及びソフト両面での防火安全対策の徹底に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。</p>
<p>認知症高齢者グループホーム以外にも、自力で避難することが困難な方が多く利用している高齢者福祉施設や障がい者福祉施設においても、火災など非常災害への対策が講じられていなければならず、非常災害発生時に備えた計画を策定していると考えますけども、23年第2回定例会における同僚議員の質問に対しまして、知事は、自然災害を想定した避難路の確保や避難訓練の実施などについて、こうした施設を指導していく旨の答弁をしているところであります。</p> <p>社会福祉施設における自然災害を想定した計画の策定について、道は、これまで、どのように指導し、その結果、どのような状況にあるのか伺います。</p>	<p>◎事業指導担当課長</p> <p>自然災害を想定しました計画についてであります、高齢者や障がい者などの要援護者が多数利用します社会福祉施設につきましては、従来、主に火災を中心とした対策を実施してきたところでありますが、道では、東日本大震災を踏まえ、平成23年8月に、自然災害を想定しました非常災害計画の策定について通知しますとともに、指導監査時において、当該計画に基づく取り組み状況を確認しているところでございます。</p> <p>これまでの指導監査の結果を申し上げますと、平成23年度は、328施設の指導監査を実施し、消防計画については全ての施設におきまして策定しているものの、自然災害を想定しました計画は15か所が未策定でありましたが、その後の指導により、全て策定済となっているところでございます。24年度については、25年1月までに、219施設について実施し、消防計画につきましては全ての施設におきまして策定しているものの、自然災害を想定した計画は5か所が未策定となっているところでございます。</p>
<p>火災を想定した消防計画については、策定していないという施設はないんですけども、自然災害を想定したものにまではなっていない施設が一部あるということでございます。火災も、自然災害も予告なしに起こります。社会福祉施設の利用者が安心して暮らすことができるよう、全ての施設が、速やかに自然災害を想定して消防計画を見直すなど、道として強く指導すべきと考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>◎保健福祉部長</p> <p>自然災害対策への指導についてでございますが、自力避難が困難な高齢者や障がい者が多数利用いたします社会福祉施設におきましては、火災や自然災害発生時に、利用者を迅速かつ安全に避難させるため、消防計画あるいは非常災害計画を策定をし、組織体制の整備や定期的な避難訓練の実施などに取り組むことが重要と考えているところでございます。</p> <p>このため、道といたしましては指導監査におきまして、自然災害を想定した計画が未策定の施設に対しましては、速やかに策定するよう指導しますとともに改善結果報告書の提出により、その改善を確認してきておりま</p>

	<p>して、今後は、残り、未確認施設の指導監査を早急に実施しますとともに、新規に開設する施設に対しましては、直ちに非常災害計画等を策定させ、道へ提出するよう求めることとしております。</p> <p>道といたしましては、こうした対策に加え、各種研修会等を通じて社会福祉施設における火災や自然災害に備えた対策の徹底について指導するなど、今後とも、社会福祉施設の利用者の安全・安心の確保に万全を期してまいりたいというふうに考えてございます。</p>
<p>今日、朝の新聞で、道内の社会福祉施設において、7割の施設が非常電源なし、という報道もありました。非常時の暖房の備えについても、7割が備えなし、ということでございます。利用者の安全・安心の確保に向けて、こういったことも含めて、現実的な災害計画となることを求めまして、わたくしの質問を終わりたいと思います。</p>	

3. 常任委員会

①平成 23 年保健福祉委員会（平成 23 年 11 月 24 日）

質問	答弁
<p>それでは早速、私のほうから認知症疾患医療センターについて、通告のとおり伺ってまいりたいと思います。</p> <p>北海道の高齢化は、この 10 月 1 日現在 24.8%と、とうとう 4 人に 1 人が 65 歳以上という状態になってきております。このような高齢化の進行に伴いまして、認知症疾患の高齢者がさらに増加することが想定されておりますが、ふえ続ける認知症の高齢者の方々をいかに早く医療機関に結びつけ、地域で暮らしていけるようにするかということが、今後、ますます重要になるものと考えております。</p> <p>さきの第 3 回定例会代表質問におきまして、認知症疾患医療センターにかかわる調査結果や、道の今後の取り組みについて伺いましたところ、道では、平成 22 年度、23 年度にモデル事業を実施しまして、その検証等を踏まえ、審議会で今後のセンターのあり方を審議しているところということであったかと思えます。</p> <p>家族が認知症かもしれないというときに、一体どこに相談したらよいのか、どの診療科の病院に行ったらいいのか、どこで適切な診断や治療をしてくれるのか、よくわからないといった声を私もよく聞くことがございます。</p> <p>そうした認知症高齢者を抱える家族にとっては、わかりやすく利用しやすい認知症疾患医療センターをつくるということは、大変重要なことだと私も思っているところでございます。</p> <p>そこで、このことについて、私のほうから改めて現在の状況等について伺ってまいりたいと思います。</p> <p>まず初めに、認知症疾患医療センターとはどのようなものか、目的や機能、設置基準等</p>	<p>◎中川精神保健担当課長</p> <p>認知症疾患医療センターについてでございますが、このセンターは、高齢化の進行に伴い増加する認知症患者への医療の充実を図るため、地域の医療機関や介護機関と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、急性期治療や専門相談などのほか、かかりつけ医等に対する研修などを行う精神科医療機関であり、道が指定し、設置するものでございます。</p> <p>指定に当たりましては、国において基準が定められており、精神保健福祉士や保健師などを配置した医療相談室の設置のほか、人員といたしまして、専任の専門医師及び臨床心理技術者を配置するとともに、鑑別診断ができる体制として、神経心理検査の実施やコンピューター断層撮影装置などを有していることが求められているところでございます。</p>

<p>についてお伺いいたします。</p>	
<p>道では現在、どのような取り組みを行っているのか、これまでの経過を含めて御説明願います。</p>	<p>◎中川精神保健担当課長</p> <p>これまでの取り組み状況についてでございますが、道では、平成 22 年度から国の補助事業を活用いたしまして、総合病院や単科病院、複数の病院による病院群をモデル的に 3 力所設置し、その設置形態による機能の優位性などについて検証を行うとともに、本年 8 月には、精神科医療機関を対象に、人員配置などセンターとして必要な機能の整備状況や設置の意向につきまして調査を行ったところでございます。</p> <p>これらを踏まえ、現在、北海道精神保健福祉審議会におきまして、センターの役割や地域連携のあり方などについて議論しており、年内にセンター設置の考え方を取りまとめていただくこととしているところでございます。</p>
<p>センター機能の整備状況や設置意向に関する調査を行ったということでございますが、私は認知症疾患医療センターは道内全域にバランスよく配置することが必要と考えております。</p> <p>調査結果について、いわゆる 3 次医療圏の圏域別ではどうなっているのか、お聞かせください。</p>	<p>◎中川精神保健担当課長</p> <p>センター設置の意向についてでございますが、本年 8 月に、札幌市内を除く道内の 86 力所の精神科医療機関を対象に行った調査によりますと、設置基準を満たすまたは満たす見込みがある医療機関は 21 力所、そのうち、設置意向のある医療機関は 19 力所となっており、その内訳を 3 次医療圏別に申し上げますと、道南は 4 力所、道央は 12 力所、道北は 2 力所、オホーツクは 1 力所となっており、十勝及び釧路・根室の 2 圏域の医療機関からは、設置の意向が示されなかったところでございます。</p>
<p>お答えによりますと、一つの医療圏で複数の設置意向のある圏域が存在する一方で、設置の意向のない圏域も存在しているようですが、特に、設置意向のない圏域について、どのような理由によるものなのか伺うとともに、道としてどのような考え方で設置しようとしているのか伺います。</p>	<p>◎内海地域福祉担当局長</p> <p>センターの設置についてであります。さきの調査で設置意向が示されなかった 2 圏域の医療機関からは、専門医師や精神保健福祉士などの人員の確保が難しいことが、その主な理由として挙げられているところでございます。</p> <p>そうした中、複数の医療機関から設置意向が示されている地域もあり、現在、北海道精神保健福祉審議会において、それらの状況を踏まえ、センター設置の考え方について議論していただいているところでございます。</p> <p>道といたしましては、広域な本道において、センターがかけつけ医や地域包括支援センターなどと連携し、その役割を担うことが必要と考えておりまして、今後、</p>

	<p>審議会からの御意見を伺い、できるだけ身近な地域で認知症の相談や治療などができるよう、センターの設置方針を策定してまいりたいと考えております。</p>
<p>認知症疾患医療センターの設置は知事公約でもありまして、平成 24 年度から本格実施と聞いております。</p> <p>高齢化が進行する中で、できるだけ早く設置方針を決定し設置していくべきというふうに思っておりますが、部長のお考えをお聞かせください。</p>	<p>◎白川保健福祉部長</p> <p>今後の取り組みについてでございますが、認知症患者の方々や、その家族が安心して住みなれた地域で暮らしていくためには、早期の鑑別診断と専門医療の提供とともに、認知症疾患に関する専門相談や、かかりつけ医への研修の実施、さらには地域包括支援センターなどの関係機関との連携体制の確保などが必要でありますことから、これらの機能を有する認知症疾患医療センターを地域における医療や連携の核として、支援体制を構築していくことが重要と考えているところでございます。</p> <p>道といたしましては、北海道精神保健福祉審議会の御意見も踏まえた上で、今年度中に方針を策定し、来年度からの認知症疾患医療センターの設置に向けまして、取り組んでまいりたいと考えてございます。</p>
<p>この認知症疾患医療センターというのは、患者さんにとっても非常に、何と言いますか、わかりやすいネーミングでございますし、ここに行けば認知症の専門家がいるということもすぐわかる、とてもよい取り組みなのではないかというふうに考えているところでございます。</p> <p>また、医療機関にとりまして、特に設置要件をもともとクリアしている病院にとっては、こうした認知症疾患医療センターの看板を掲げられるということも非常にメリットのあることだと私は思っております。</p> <p>センターの設置方針等については、審議会で議論しているところということでございますが、認知症高齢者を抱える家族のことを考えれば、圏域で1カ所もないということはあるのではないかと考えております。</p> <p>一方、地域バランスはあるにせよ、複数の設置意向がある圏域におきましては、医療機関の意向を尊重し指定することが、ひいては利用者や家族の安心につながるものと考えるところでありまして、こうした点を十分に踏</p>	

<p>まえて、道として積極的に対応するよう求め させていただきまして、私からの質問を終わ らせていただきます。</p>	
---	--

②平成 23 年保健福祉委員会（平成 23 年 12 月 8 日）

質問	答弁
<p>それでは、ただいま「北海道がん対策推進条例」（仮称）ですけれども、それに対するパブリックコメントや地域意見交換会の報告がありました。これを受けまして道民意見の反映という観点から何点が質問してまいりたいと思います。</p> <p>がんにも多くの種類がありますが、その予防や治療法などに関しまして広く道民が理解することも必要であるかと思えます。こうした個別がんへの対応についても条例に盛り込み、対策を講じるべきと私は考えます。</p> <p>具体的に申しますと、いわゆる血液がんに分類される白血病については、本年3月に国立がん研究センターが公表した全国がん罹患モニタリング集計によりますと、全国で9379人、全道で444名の患者さんがこのがんと闘っております。その治療方法として骨髄移植が有効であると聞いております。この骨髄移植を進めるためには、多くの方々からの骨髄提供が必要であることから、パブリックコメントの意見にもありましたとおり骨髄バンクドナー登録の促進が必要と考えます。そこで、以下「北海道がん対策推進条例」（仮称）における骨髄移植の位置づけについて伺ってまいります。</p> <p>まず、白血病患者への骨髄移植による治療とはどのようなものか、その方法や効果などについて伺います。</p>	<p>◎遠藤薬務担当課長</p> <p>骨髄移植についてでございますが、骨髄移植は、白血病や再生不良性貧血などにより正常な血液がつかられなくなった患者さんに、骨髄移植推進財団における骨髄バンクのドナー登録者の中から白血球の型でありますHLA型が一致する人の骨髄液を採取をして、点滴静注を行い造血機能を回復させる治療法でございます。</p> <p>また、この骨髄移植による治療成績についてでございますが、骨髄移植推進財団の報告書によりますと、薬物療法や放射線治療などにより白血病の細胞がほとんど見つからなくなった患者さんが骨髄移植を受けた場合、約2割から6割の方が5年間再発することなく生存しているといった結果となっております。</p>
<p>次に、ドナー登録者数の状況について伺うとともに、その課題についてもあわせて伺いたいと思います。</p>	<p>◎遠藤薬務担当課長</p> <p>骨髄バンクへのドナー登録の状況などについてでございますが、骨髄移植推進財団によりますと、本年10月末現在のドナー登録者数は全国では39万5743人で、このうち北海道は1万8093人となっております。</p> <p>このような登録状況の中、現在は9割以上の患者さんにドナー候補者が見つっておりますが、候補者が見つかっていても医学的な理由などから骨髄提供に至らずに、約4割の患者さんが再度ドナー候補者が見つかるのを待</p>

	<p>たなければならぬ状況にあり、1人でも多くの患者さんが骨髄移植を受けられるよう、ドナー登録者のさらなる拡大を図る必要があると考えているところでございます。</p>
<p>今、御答弁いただいたような課題を解決して、ドナー登録や骨髄バンク事業を促進させるためにも条例に骨髄移植の推進などについて規定すべきではないかと思うのでありますが、見解を伺います。</p>	<p>◎遠藤健康安全局</p> <p>骨髄移植についてでございますが、道では、現在、北海道赤十字血液センターや北海道骨髄バンク推進協会などの協力を得まして、毎年10月に実施する骨髄バンク推進月間におきましてパネル展の開催やリーフレットの配布などを行いますとともに、血液センターなどに加えて道立保健所においてもドナー登録の受付窓口を設置いたしまして、登録の呼びかけや登録希望者に対する問診や採血を行うなどドナー登録者の拡大に努めているところでございます。</p> <p>道といたしましては、こうした取り組みが、がん治療の一つである骨髄移植の推進につながるものと考えられることから、広く道民に対してドナー登録を促進することも含めて条例において反映するよう努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>それでは、次に、後遺症対策について伺ってまいります。</p> <p>条例の素案には、緩和ケアの充実の中で「治療の影響により日常生活に支障を来しているがん患者のQOLの向上に努める」と記載していますが、生活習慣の改善などの1次予防、検診の受診やワクチン接種などといった2次予防に加えて、3次予防としての後遺症対策を条例に盛り込むということは他県の条例には見られない特徴であると考えます。そこで、以下、伺ってまいります。</p> <p>がんは治りましたが後遺症に苦しんでいるという声はよく聞きます。がんによる後遺症にはどのようなものがあるか、まず伺います。</p>	<p>◎山口健康安全局医療参事</p> <p>がんによる後遺症についてでございますが、手術などの治療により生ずる後遺症には、治療した部位の痛みやしびれ、麻痺による運動機能障がいのほか、喉頭部の摘出により声を失うことや、食事や排せつ機能に支障を来すことなどの生活機能の低下、リンパ節を切除したことに伴うリンパ浮腫などがございます。</p> <p>また、化学療法の場合は、発熱、嘔吐、脱毛などの副反応が見られるところでございます。</p> <p>さらに、放射線治療の場合、放射線を照射した部位の炎症により、例えば放射線性の肺炎が起きた場合、せきが長引く、呼吸困難を覚えるといったケースもあるところでございます。</p>
<p>そういった後遺症を残さないためにも、また、後遺症による苦しみを軽減するためにもリハビリテーションは重要だと思っております。医療機関や人材など、リハビリテーションの提供体制はどのようになっているのか伺います。</p>	<p>◎山口健康安全局医療参事</p> <p>リハビリテーションの提供体制についてでございますが、先ほど申し上げましたように、がんの後遺症にはさまざまなものがございましてことから、療養生活の質、いわゆるQOLの向上を図るためにもリハビリテーションは大変重要なものとなっております。</p> <p>このため医療機関におきましては、理学療法士や作業</p>

	<p>療法士、言語聴覚士などが、がん患者の後遺症による障がいの軽減や生活機能の回復のための訓練などに携わっておりますが、がん診療連携拠点病院における医療従事者の配置状況を確認したところ、リハビリテーションを担う学会認定の専門医等につきましては他の診療分野に比べて少ない現状にあるところでございます。</p>
<p>特に乳がん、子宮がん患者に多い後遺症でありますリンパ浮腫については、生命にかかわりのない病気ではありますけれども、外見の変化であるとか強いストレスを感じてうつ状態になるということもありますし、そのまま放置すると細菌感染などの合併症の危険性もあると聞いております。このリンパ浮腫への対応の実態と課題について伺ってまいります。</p>	<p>◎山口健康安全局医療参事</p> <p>リンパ浮腫についてでございますが、委員御指摘のとおりリンパ浮腫は生命に直接かかわることはないものでありますけれども、放置した場合、外見の大きな変化により精神的なストレスを強く感じるほか、悪化しますと、痛みを覚えるようになり、細菌などの侵入による合併症が原因でむくみがひどくなり、歩行困難になるケースもあるものと承知しております。</p> <p>このリンパ浮腫の治療は、専門外来において行われておりますが、医師や看護師、理学療法士、作業療法士等が専門的な技術を身につけるための研修の機会が限られているなど人材が不足していること。</p> <p>また、そうした背景から道内におきましてはリンパ浮腫に対応している医療機関が限られ、遠隔地から通院されている方も少なくないと伺っておりまして、専門的な人材や治療機会の確保が課題となっているところでございます。</p>
<p>ただいま御答弁にありました課題の解決に向け、がん条例にどのように反映させていくのか所見を伺います。</p>	<p>◎遠藤健康安全局長</p> <p>後遺症対策の条例における位置づけについてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、がん患者のQOLの向上を図るためには、がんの治療だけではなく、心身の苦痛や社会生活上の不安を軽減するための治療や情報提供などが重要と考えているところでございます。</p> <p>このため、このたびの条例素案におきましては、主な施策の柱として掲げた「緩和ケアの充実」ですとか「医療従事者の育成及び確保等」の項目の中で、後遺症対策に必要な医療従事者の育成、確保など取り組むべき施策として位置づけているところでございます。</p>
<p>今、質問してまいりました骨髄移植の位置づけや後遺症対策などは、これまでの議会議論とは少し違いまして個別に踏み込んだ内容でございます。</p> <p>パブリックコメントとしても少数意見では</p>	<p>◎白川保健福祉部長</p> <p>条例への意見反映についてでございますが、がんの種類には、胃、肺、大腸のほか、子どもや女性特有のがん、委員から御指摘のありました血液のがんや難治性がんなど多くの種類がございます。また、罹患の要因や診</p>

<p>ありますが、そういった少数意見の中にも大事な視点があるということを忘れてはならないと私は思っております。この点も含めまして、きょう報告のあった道民意見をどのように条例に反映していくのか最後に伺いまして、私の質問を終わらせていただきます。</p>	<p>断・治療方法、治療後の経過などもさまざまなところでございます。</p> <p>こうした中、子どもや女性などを守る視点や、治療が難しいがんなど個別のがんへの対応、そして、生活習慣改善による1次予防、検診による2次予防から、さらに後遺症などへの対応といたしまして3次予防の視点を持つことが必要というふうに認識をいたしているところでございます。</p> <p>道といたしましては、がんの種類や患者の状況に応じまして必要な治療が受けられ安心して療養できますよう、道民の方々からいただいた御意見や北海道がん対策推進協議会での御議論等を踏まえまして、個別のがんや後遺症などにつきましてできるだけ条例に反映するよう努めてまいりたいと考えております。</p>
---	--

③平成 24 年保健福祉委員会（平成 24 年 6 月 18 日）

質問	答弁
<p>臓器移植について、質問してまいります。</p> <p>先週 15 日、富山大学附属病院に入院中の男児が、改正臓器移植法に基づきまして、6 歳未満としては、国内で初めて、脳死による臓器提供が行われたところでございますが、現状では国内での脳死下の臓器提供が少ないため、いまだ海外渡航を余儀なくされている待機患者やその家族の方々に大きな希望となったものと考えております。</p> <p>こうした中、道内においても改正臓器移植法施行後の脳死下の臓器提供件数が増加しているというふうに聞いておりますが、臓器移植の現状や取り組みなどについて、以下何点かお伺いしてまいります。</p> <p>まず、道内の脳死下での臓器提供件数は、平成 22 年 7 月の法改正前と改正後で、どのようになっているのか伺います。また、全国と比較するとどのような状況にあるのか伺います。</p>	<p>◎遠藤薬務担当課長</p> <p>脳死下での臓器提供件数についてでございますが、平成 22 年 7 月に、本人の意思が不明でも、家族の承諾のみで脳死下における臓器提供が可能となりました改正臓器移植法が施行されたところでありますが、その前後におきまして、臓器提供件数を比較いたしますと、施行前の約 13 年間では、全国の 86 例に対し、北海道では 5 例、施行後から本年 6 月 1 日まででは、全国の 89 例に対し、北海道では 10 例となっております。</p> <p>北海道の提供件数は、施行後のわずか 1 年 11 カ月で、施行前の 2 倍の件数となっており、全国と比べ、施行後の件数の増加が顕著となっているところでございます。</p>
<p>道内では全国に比べて、臓器提供件数が伸びているという御報告でございましたが、次に、臓器移植を待っている患者さんはまだまだ多いというふうに聞いておりますけれども、道内における待機者は、どのようになっているのか伺います。</p>	<p>◎遠藤薬務担当課長</p> <p>道内におけます移植希望登録者についてでございますが、臓器の移植を希望する患者は、日本臓器移植ネットワークに登録することとなっております。この登録者数は、本年 5 月 31 日現在、腎臓については 552 人ですが、腎臓以外の心臓、肺、肝臓、脾臓、小腸につきましては、腎臓と比べ登録者数が少なく、個人が特定される可能性がありますことから、都道府県別の人数は公表されていないところでございます。</p>
<p>次に意思表示について、臓器移植法の改正によりまして、臓器提供の意思表示方法として、意思表示カードのほかに、健康保険証の裏面にも意思表示欄が設定されたところであります。</p> <p>道では、健康保険証の意思表示欄の普及について、どのような取り組みを行ってきたのか伺います。</p>	<p>◎遠藤薬務担当課</p> <p>健康保険証の意思表示欄の普及についてでございますが、道では、改正臓器移植法の施行により、健康保険証の裏面に臓器提供意思表示欄が設けられましたことから、従来の意思表示カードのほか、健康保険証の意思表示欄の活用などについて、ホームページへの掲載やリーフレットの作成、配布などによりまして広く道民の方々への周知に努めてきたところでございます。</p> <p>また、本年 1 月には、健康保険証の意思表示欄の活用を促すため、各保険者に対しまして、加入者に健康保険</p>

	<p>証を交付する際、道が作成したお知らせを配付していただくよう依頼するなどして、その普及に努めているところでございます。</p>
<p>道では、これまで、臓器移植の普及そのものについて、どのような取り組みを行ってきたのか伺います。</p>	<p>◎遠藤薬務担当課長</p> <p>臓器移植の普及に関する取り組みについてでございますが、道では、これまで、道や日本臓器移植ネットワークが作成しました臓器提供意思表示カードを保健所や市町村などの公共施設の窓口やコンビニ、銀行などに設置いたしますとともに、移植医療関係団体などとの連携のもと、10月の臓器移植普及推進月間におけるパネル展や街頭キャンペーンのほか、成人式などの催しを通じ、カードやリーフレットを配付するなどいたしまして道民の方々への臓器移植の普及啓発に努めてきたところでございます。</p>
<p>ただいま、臓器移植についての道のこれまでの取り組みについて伺ってききましたが、最後に臓器移植の推進について今後どのように道として取り組むのか伺います。</p>	<p>◎白川保健福祉部長</p> <p>今後の取り組みについてでございますが、道では、道民一人一人が臓器移植について理解を深め、家族と話し合い、自分の考えを家族にも伝えておくことが重要と認識をいたしているところでございます。</p> <p>こうしたことから、道といたしましては、道民の方々が臓器移植を身近なこととして考える機会をこれまで以上に設けていくため、移植医療関係団体等とも密接な連携のもと、移植を受けた方や提供者の家族の体験談を盛り込みました市民公開講座を開催しますとともに、高校や専門学校、事業所等での移植医療講演会に医師や移植コーディネーター等を講師として派遣するなどして、学校や地域、職域、団体が一体となりました臓器移植の普及により一層努めてまいりたいというふうに考えてございます。</p>
<p>臓器移植について伺ってききましたけれども、北海道は臓器提供に関する意思表示カードの普及でありますとか、臓器提供の数そのものも、全国に比べ進んでいるというふうに思います。あとは、この意思表示カードに、ちゃんと意思を表示しているかということが重要なのではないかとこのように思っております。つまり、カードを持っているんですけども、意思表示をしていない人もたくさん実はいらっしゃるんですけど、提供するのかわからないのかを意思表示していな</p>	

い、こういった方もたくさんいるわけです。これには、ぜひ、道教委などとも連携しまして、この移植医療全般を、そのものを若いうちから理解してもらったり、考えてもらうということが、私としては重要と考えております。

今でも、臓器提供を待っている患者さんがたくさんいらっしゃいます。ぜひこのあたりも取り組んでいただきまして、1人でも多くの移植待機者を救えるように、道として積極的な取り組みをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

④平成 24 年保健福祉委員会（平成 24 年 7 月 5 日）

平成 24 年第 9 回保健福祉委員会—07 月 05 日	
質問	答弁
<p>ただいま、報告のありました北海道病院事業改革プランについて、何点が質問させていただきます。</p> <p>このたび、外部有識者による検討委員会から道立病院の今後の役割、あり方と今後の経営形態について、意見の提出がありました。まず、検討委員会からの意見について、道はどのように受けとめているのか伺います。</p>	<p>◎田中医療政策局長</p> <p>検討委員会からの意見についてでございますが、昨年 6 月に、医育大学や医師会など医療関係団体の代表者、自治体病院の開設者や病院長、公認会計士の 10 名で構成いたします検討委員会を設置して以降、約 1 年にわたり、9 回の会議の開催とともに、道立病院や先進県の視察を行っていただいたところでございます。</p> <p>このたびの意見書につきましては、こうした取り組みを通して、各道立病院の現状や課題を踏まえた上で、今後の役割やあり方、経営形態につきまして専門的、客観的な立場から幅広く御議論いただき、取りまとめたものであり、今後、道におきましては、次期プランを策定する上での基本となる貴重な御意見であると受けとめているところでございます。</p>
<p>この意見書には、検討委員会の検討経過が記載されておりますけれども、経過の議事録であるとか、資料など検討経過について、資料の公表をすべきというふうに私は考えますが見解を伺います。</p>	<p>◎望月道立病院室参事</p> <p>検討経過の公表についてでございますが、検討委員会におきましては、道立病院の役割やあり方、経営形態について、専門的・客観的な立場から議論をいただくものであり、会議の公開により、病院事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがあるとの考えから、委員会の決定により、非公開とされたところでございます。</p> <p>このたび、委員会から意見の提出がありましたことから、7 月末までに、個人情報に関する事項を除き、ホームページ上で、議事録や会議資料を公表してまいる考えであります。</p>
<p>検討委員会の意見をもとに、9 月上旬をめどに道としての素案を取りまとめる予定になってございますけれども、市町村や関係団体など地域の意見については、どのようにこの素案に反映しようと考えておられるのか伺います。</p>	<p>◎望月道立病院室参事</p> <p>地域からの意見についてでございますが、このたび、検討委員会から意見をいただいたことから、道といたしましては、今月中にその内容について、地元自治体や関係団体などに対し説明を行い、意見を求めるとともに、現在、地元の関係者で検討が進められております自治体病院等の広域化・連携の方向性も見きわめながら、次期プランの素案を取りまとめてまいる考えでございます。</p>
<p>ただいまの答弁で、検討委員会からの意見については、地元自治体等の説明・意見を求めるということでございますけれども、きょう、</p>	<p>◎田中医療政策局長</p> <p>苫小牧病院につきましては、検討委員会から廃止の検討を行う必要があるとの御意見をいただいたところで</p>

<p>報道にもあったんですけども、廃止検討の苦小牧病院については、具体的にいつからどのように行うのか伺います。</p>	<p>ございますが、苦小牧病院のあり方につきましては、今後、苦小牧市を初め地元市町村や医師会など、関係団体の御意見を伺いますとともに、地域の結核医療の状況を踏まえ検討を行い、9月上旬を目途にプランの素案を取りまとめることといたしております。</p>
<p>道立病院は累積欠損金が約 683 億円で、今年度末で 700 億円を突破するというふうにされていますが、ことし導入した医療コンサルタントによる経営形態別シミュレーションによると、最も効果が期待できる独法化によって、経営改善を行ってもなお5億円、これは最大ですけれども、5億円の純損失が見込まれる結果となっております。</p> <p>コンサルタントとしては、将来的に黒字化は見込めないということなのか伺います。</p>	<p>◎高木道立病院室長</p> <p>道立病院の経営改善についてでございますが、今般、医療経営コンサルタントから経営改善方策のほか、広域医療を担います地域センター病院における入院患者の増加や、医薬材料費の削減効果などを見込んだ経営形態別の試算を行い、平成 23 年度決算見込みで約 11 億 6000 万円となっている純損失が、最大5億円で縮減されるとの分析結果が報告されたところでございます。</p> <p>今後、コンサルタントにおいては、経営改善方策をもとに今月から各病院に対して、外来患者の増によります収益の増加や、委託契約の見直しによる経費の抑制などの具体的かつ継続的な指導助言を行うこととしてございまして、来年3月に改善効果の結果が報告される予定となっております。</p> <p>道としては、すべての道立病院が、積極的に経営改善の取り組みを進め、単年度収支の均衡が図られるよう努めてまいる考えでございます。</p>
<p>今、コンサルタントの報告で、いろいろ経営改善の方策をとっても、最大で5億円まで純損失が縮減されるということまでしかないということでもありますから、なかなかちょっと厳しいなという印象を持っております。</p> <p>最後に、経営形態に関する検討委員会の意見では、一般地方独立行政法人への移行を検討することが望ましいとなっておりますが、検討に当たっての留意事項が先ほど示されておりました。</p> <p>その一つに、理事長の選任や医師の確保のための医育大学の協力が不可欠であるというふうになっておりまして、これはそのとおりであると思っております。</p> <p>私も医育大学の協力がなければ、この独法化というものは難しいかなと思っておりますが、この大きな課題を考えたときの、部長の</p>	<p>◎白川保健福祉部長</p> <p>医育大学の協力についてでございますが、検討委員会から、経営形態につきましては、一般地方独立行政法人への移行を検討することが望ましいとされ、道立病院の経営状況や医師不足の状況から、独法化の検討に当たっては、医育大学との連携にも通じた理事長の選任や、医師確保のための医育大学の協力が不可欠であるなどの御意見をいただいたところでございます。</p> <p>道といたしましては、これまでも3医育大学の協力を得て、医師の確保を図りながら病院の運営に取り組んできたところでございまして、次期プランの策定に当たりましては、医師を初めとする人材の確保が進み、収益の増加と経費の節減が図られ、安定的で継続した地域医療の提供が可能となるよう、引き続き、札幌医科大学を初めとした医育大学との連携を強化していかなければならないものと考えているところでございます。</p>

見解を最後にお伺いいたします。	
-----------------	--

⑤平成 24 年保健福祉委員会（平成 24 年 8 月 7 日）

質問	答弁
<p>それでは、北海道病院事業改革プランについて質問してまいります。</p> <p>道立病院の経営形態について検討委員会からは、一般地方独立行政法人、いわゆる独法化を目指すべきという提言がありました。</p> <p>2定の終日委員会で私が伺ったところ、9月上旬をめどに改革プランの素案を取りまとめたいとのことでしたが、独法化とした場合、一定の準備期間が必要になるものと考えます。</p> <p>実施時期を含め、どのようなスケジュールを想定しているのか伺います。</p>	<p>◎高木道立病院室長</p> <p>独法化する場合のスケジュールについてでございますが、道といたしましては、外部の有識者による検討委員会の意見をもとに、現在、地元自治体からの意見を伺いながら、自律的な病院運営の確保が可能な形態への見直しについて検討しているところでございます。</p> <p>こうした中で、一般地方独立行政法人の設立認可を受けられる場合は、収支の均衡を図るとともに、移行に伴う財源確保が求められますことから、医師の確保や経営改善の取り組みのほか、平成 25 年度末までを起債の期限とする第三セクター等改革推進債の活用などについて、さまざまな検討を進めていく必要がございますが、こうした経営形態の見直しやその実施時期を含む次期プランの策定につきましては、9月上旬をめどに素案を取りまとめ、10月には、地域説明会やパブリックコメントを実施し、その後、原案を作成する考えでございます。</p>
<p>6月 29 日に検討委員会からの提言を受けた後、7月中に各病院の地元自治体や関係団体などに対して提言内容などの説明を行うとともに、意見を聞くこととしたいということでしたが、関係者からは、どのような意見が寄せられたのかを伺います。</p>	<p>◎望月道立病院室参事</p> <p>地元の意見についてでございますが、検討委員会からの意見書については、7月の本委員会に報告した後、道立病院が所在する地元市町村や医師会に対して説明を行い、あわせて意見を伺ってきたところでございます。</p> <p>その結果、これまでに、広域医療を担っている江差病院、羽幌病院については、2次医療機能の充実や、医師、看護師の確保を、精神医療を担っている緑ヶ丘病院、向陽ヶ丘病院については、精神医療の充実や療養環境の向上を、高度専門医療を担っている北見病院については、北見赤十字病院との連携を求める意見があったところでございます。</p> <p>また、廃止の検討を行う必要があるとされた苫小牧病院については、地域において結核医療及び呼吸器疾患に対する医療の確保が必要との意見があったところでございます。</p>

<p>独法化するとして、必要な財源に第三セクター等改革推進債を活用するとした場合は、制度が平成 25 年度末までとされていることを考えますと、実施までの期間は長くても 1 年半余りということとなり、相当厳しい日程になるのではないかと考えます。</p> <p>既に先行して独法化を行った県では、経営状況が好転したところもあり、検討委員会でもそのような状況の調査も行ったということではありますが、それらの県立病院と道立病院では、もともとの経営状況など条件が相当違っておりました、同じ土俵の話にはならないのではないかと心配する声も聞かれております。</p> <p>道立病院の経営状況は、全国でもかなり厳しいところにランクされていると聞いておりますけれども、独法化に向けた国との協議がスムーズに進むのか大変心配しているところでございます。</p> <p>現在、このことについてどのように対応しているのか、また、今後どのように進める考えなのかを伺います。</p>	<p>◎望月道立病院室参事</p> <p>国との協議についてでございますが、経営形態の見直しにおいて、独法化につきましては、収支の均衡を図るとともに、移行に伴う財源確保といった課題があることから、これらの課題について検討を進めるため、8月3日に国との打ち合わせを行ったところでございます。</p> <p>その際、道から道立病院の概要、決算額の推移、検討委員会の意見書などにより、現在の道立病院の状況を説明するとともに、設立認可に必要な手続などを伺ったところでございます。国からは、独法化による効果を明確にすることや収支均衡を図るための具体的な改善方策を十分検討し、中期目標期間中に債務超過としないことなどの見通しを得た上で、設立認可について、国と協議を行うよう指導を受けたところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後、こうした国の指導などを踏まえ、課題を整理した上で、道立病院の経営形態について検討を深めてまいりたいと考えてございます。</p>
<p>収支均衡が独法化の条件ということでございますが、コンサルタントの分析によると最大に収支改善してもなお、5億円の赤字ということでございますから、非常に厳しいことだと考えます。</p> <p>そこで、コンサルタントの分析について伺いますけれども、道立病院の経営改善を図るための調査分析を行ったコンサルタント会社の報告書は、経営形態別シミュレーションを行い、独法化が最も改善効果が大きく、単年度収支で赤字額を5億円まで圧縮できると見込み、検討委員会もこれを引用しています。</p> <p>さらに、江差、羽幌の2病院では、入院患者数が 30%増加する可能性があるかと仮定して、また、病院間連携を通じたスケールメリットが生じることで、医薬材料費について対医薬収益比ベースで4%の節減が可能である</p>	<p>◎大岩道立病院室参事</p> <p>医療経営コンサルタントによる調査分析についてでございますが、コンサルタントにおいては、江差及び羽幌病院について、周辺住民に対する医療ニーズ調査の結果や他圏域への流出状況等によると、医師の業務負荷の軽減などを通して医療機能を確保することにより、外来患者の入院移行率を高めることが可能となり、現在の経営形態である公営企業法の一部適用では最大 10%、全部適用へ移行した場合では最大 20%、独法へ移行した場合では最大で 30%まで入院患者数を増加させる可能性があるものとされたところでございます。</p> <p>また、医薬材料費につきましては、平成 23 年度下期の単価契約購入実績について、全国の自治体病院の平均値と比較した結果、購買量が少ないことや物流コストが大きいことなどが要因となって、医薬品費においては 2%程度、診療材料費では 6%程度高くなっているという結果から、全病院一括調達契約や契約期間を 1 年間に</p>

<p>とも仮定しております。</p> <p>このとおりにいきますと、相当の経営改善が図られるものと期待できますけれども、果たして本当に、このもくろみどおりにいくのかという不安もあるのであります。これらの仮定は、どのような根拠に基づいているのかを説明願います。</p>	<p>延長することなどにより、4%の節減が可能との報告を受けたところでございます。</p>
<p>江差と羽幌の二つの病院については、医師の業務負担を軽減すれば、入院患者に対応する時間的な余裕が生まれ、そのことによって医療機能を確保することができる。その結果として入院患者数の増加につながるということが、周辺住民を対象とした医療ニーズ調査の結果などからも期待されるということでありました。</p> <p>現在の経営形態のままでも医師を確保できれば、10%ふえるということでございます。</p> <p>それでは、その上、独法化すると30%までふえるとも書いておりますけれども、その理由はどのようなことなのか伺います。</p>	<p>◎大岩道立病院室参事</p> <p>コンサルタントによる調査分析についてでございますが、コンサルタントでは、江差及び羽幌病院の看護師、事務職等による外来診療や検査の周辺業務の実施などで、医師の業務負担を軽減させることにより、これまで他院へ紹介していた患者の自院への入院率を高めることが可能となることから、現行の公営企業法の一部適用において、最大で10%まで入院患者数を増加させることが可能であるとしていただいております。</p> <p>また、この10%を基本といたしまして、独法化した場合には、経営的自由度が高く、法人の判断で必要に応じて医師事務作業補助者やメディカルソーシャルワーカーといった専門職を迅速に採用することが可能となり、一部適用と比較して医師が本来業務に集中して従事できるほか、入院機能の効率化が図られることから、最大で30%まで入院患者数を増加させる可能性があるものとしていただいております。</p>
<p>独法化のメリットとして、道の会計ルールに縛られることがなくなるので、弾力的な予算運営ができるようになるということは理解できるのでございますけれども、その効果がコンサルタント会社の積算ほどに本当に大きなものになるのか率直に疑問なのです。恐らく、多くの人が同じ疑問を持っているのではないかと思うのです。この点については、今回の検討委員会の報告だけでは具体的な材料が不足しているというふうに私は考えますので、今後の改革プランを取りまとめていく過程でさらに議論させていただきたいと思っております。</p> <p>次に、検討委員会から独法化が短期間で破綻することがないようにするために、3点の前提条件をつけられておりますけれども、その</p>	<p>◎大岩道立病院室参事</p> <p>不採算医療についてでございますが、地方公営企業法により能率的な経営を行ってもなお、その経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難である経費につきましては、一般会計から繰り出すこととされており、このようなもともと不採算となることが明らかな医療を不採算医療と位置づけているところでございます。</p> <p>道立病院におきましては、精神医療や周産期医療、小児医療、結核医療、高度医療などに要する経費の収支不足に対し、一般会計から繰り入れしているところでございます。</p>

<p>中に不採算医療への適正な繰り出しが行われることという指摘がございます。</p> <p>この不採算医療というものは、単純に赤字という意味なのか、もしそうだとすると、赤字補てんを続けている現在と何も変わらないことになると思うのですけれども、不採算医療とは、どのように定義づけられているのか伺います。</p>	
<p>前提条件には、独法化の構成類型の比較検討に当たっては、医師数の維持が可能であることという項目もございます。また、独立行政法人化を検討するに当たっての留意事項として5項目が示されておりますけれども、その中では、医師確保のためには、医育大学の協力が不可欠であることも指摘されております。この点について、どのように進める考えか伺います。</p>	<p>◎田中医療政策局長</p> <p>医育大学の協力についてでございますが、検討委員会からの意見におきまして、独法化の検討に当たっては、医師の確保のため医育大学の協力が不可欠であるなど、5項目の留意事項が付されているところでございます。</p> <p>道立病院が、地域において必要な医療機能を発揮するためには、その中心的な役割を担う医師を安定的に確保することが重要でありますことから、道といたしましては、これまでも道内医育大学の協力を得ながら、医師の確保に取り組んできたところであり、今後、独法化の検討を進めるには、札幌医科大学を初め医育大学と十分協議を行っていかねばならないものと考えているところでございます。</p>
<p>札幌医科大学を初め、医育大学と十分協議していかねばならないということでございますけれども、このことは、極めて重要な課題であるというふうに思います。検討委員会には、道内の3医育大学からも委員として参画していただいているようですが、現在の対応状況はどのようになっているのか伺います。</p>	<p>◎田中医療政策局長</p> <p>医育大学の協力についてでございますが、検討委員会からの意見におきまして、独法化の検討に当たっては、医師の確保のため医育大学の協力が不可欠であるなどの留意事項が付されておきまして、現在、札幌医科大学を初め道立病院に医師を派遣している医育大学の講座や事務局などに対し、検討委員会からの意見について説明を行ってきているところでございます。</p>
<p>どのような経営形態になるかを問わず、診療科の充実を図って、地域の方々から信頼される医療機能を提供しなければ、利用状況が好転することなど望めないわけではございません。そのためにも、医師を初め必要な医療スタッフの充実が必要不可欠であることは言うまでもありませんし、人材の確保に当たっては、医育大学の協力が不可欠であるというふうに思います。特に札幌医大は、本道医療への貢献を</p>	<p>◎田中医療政策局長</p> <p>苫小牧病院についてでございますが、検討委員会におきましては、近年の結核患者数の減少などから、地域における結核医療の確保に留意しつつ、廃止の検討を行う必要があるとの意見が出されたところであり、道では、これまで苫小牧病院を初め、苫小牧市や医師会などに対し説明を行うとともに、御意見を伺ってきたところでございます。</p> <p>今後とも、院長を初め、病院職員と意思の疎通を図り</p>

<p>的に設置されたものでございますので、積極的な協力に向けて理解が得られるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>次に、苫小牧病院について伺います。</p> <p>苫小牧病院については、結核患者数が減少してきていることや、既存病床数が基準病床数を超過していること、また、道央第3次保健医療福祉圏においても、圏域において必要とする病床数を大きく上回っている状況にあることから、これらの地域における結核医療の確保に留意しつつ、廃止の検討を行う必要があると、唯一廃止の方向が示された病院でございます。</p> <p>しかし、現に入院あるいは通院している患者さんの方々の医療をどう確保するのか、また、勤務しているスタッフの処遇はどうするかなどについては、全く言及されておりません。</p> <p>減少したとはいえ、現実には患者が存在している中で、このような形での廃止議論は、余りにも乱暴じゃないかというふうに思いますけれども見解を伺います。</p>	<p>ながら、東胆振、日高地域における結核医療と呼吸器疾患に対する医療の確保につきまして、苫小牧市や医師会などと十分協議を行ってまいりたいと考えてございます。</p>
<p>苫小牧病院はほかにも重要な役割があるのかなと思うのですけれども、平成14年に中国で患者が発生したSARSは、WHOの推計では、致死率が十四、五%に達すると見られたことから、北海道でも大規模流行に備えまして、国際空港である新千歳空港に近いこと、周囲の気圧よりも低い状態を保ちながら治療ができる、いわゆる陰圧設備を持っているということなどから、苫小牧病院がバックアップ病院としての役割を持つこととなって、きょうに至っていると承知しております。その役割は、現在も必要性を失っていないものと考えますが、この点については、どのように認識しているのか伺います。</p>	<p>◎佐藤健康安全局長</p> <p>SARSへの対応についてでございますが、海外におけるSARSの発生状況を踏まえ、国は、平成15年に第1類感染症に位置づけまして、患者は、ウイルスが外に漏れない陰圧設備のある病室に収容することが望ましいとしたところでございます。</p> <p>これを受けまして、道といたしましては、第2種感染症指定医療機関のうち、陰圧設備のある6医療機関を確保いたしますとともに、これらの医療機関において、万一、患者の収容ができなくなるような事態が生じた場合は、他の第2種感染症指定医療機関や国の結核療養所等のほか、道立苫小牧病院を活用することとし、患者の受け入れ体制の整備を図ったところでございます。</p> <p>しかしながら、その後、WHOにおける終息宣言や医学的知見等に基づき、平成19年に状況に応じて入院を必要とする2類感染症に位置づけられたところでありまして、こうした状況を踏まえまして、道内に23カ所の第2種感染症指定医療機関がありますことから、道と</p>

<p>初めに伺ったところ、苫小牧病院の地元自治体や関係団体などからは、地域の結核医療及び呼吸器疾患に対する医療の確保が必要であるという意見が寄せられたということでした。</p> <p>廃止の方向を打ち出した苫小牧病院の問題については、より丁寧に地元の意見を聞きながら対応する必要があると考えます。今後、どのように進めようとするのか伺います。</p>	<p>いたしましては、これにより適切な医療を確保できるものと考えているところでございます。</p> <p>◎白川保健福祉部長</p> <p>地元との協議についてでございますが、苫小牧病院につきましては、検討委員会におきまして、地域における結核医療の確保に留意しつつ、廃止の検討を行う必要があるとの意見が出されたところでございました。道といたしましては、地元との協議を進めながら検討していく必要があるとの考えから、7月26日に苫小牧市との意見交換を行ったところでございます。</p> <p>こうした中、苫小牧市からは、医療機能の存続につきまして要望が出されたこともございまして、今般、東胆振、日高地域における結核医療及び呼吸器疾患に対する医療の確保などについて協議するため、新たに、関係自治体や医師会を構成員とする道立苫小牧病院に係る連絡会議を設置したところでございます。この連絡会議につきましては、8月8日を初回として、今後、随時開催することとしておりまして、委員御指摘の趣旨も踏まえ、地元の意見を十分伺いながら協議を重ね、9月上旬を目途に取りまとめます次期プランの素案の中で、苫小牧病院のあり方についてお示ししてまいりたいというふうに考えてございます。</p>
<p>道立病院の問題について、これまで質問してまいりましたが、この件に関しては、累積での損失が700億を超える見込みであるという、そもそもの赤字体質という側面と、適切な地域医療の提供を確保という側面の二つのバランスをとるのが、非常に難しい問題であるというふうに認識しております。</p> <p>道立病院がそもそも黒字化できるのであれば、何も自治体が病院を運営する必要などないわけでありまして、ここに来て黒字化ということ自体少々無理があるのではないかなというふうに私は思っております。</p> <p>ただ、道の財政状況等を考えると、そうとも言ってられないということもありますので、極力むだな経費を圧縮したり、効率化を推進するといった経営者意識をいかに持ってもらうかといった対策が、独法化の前にまず</p>	

<p>重要であると私は考えております。これから、検討委員会の報告を参考に改革プランが出るということですので、またそのときに具体的に議論させていただきたいというふうに思っております。</p>	
--	--

⑥平成 24 年保健福祉委員会（平成 24 年 9 月 10 日）

質問	答弁
<p>それでは、ただいま報告がございました次期病院事業改革プランについて内容の確認も含め、以下伺ってまいります。</p> <p>この病院事業改革プランは、道立病院が安定的で継続した地域医療を提供する体制を構築するために策定するものと理解しておりますが、今回の素案においては、病院を運営していくための目安となる数値目標及び収支計画の記載がなく、今後出される予定の原案に登載するというところでございます。</p> <p>そこで伺いますが、なぜ、今回の素案に記載できなかったのかその理由をお伺いします。</p>	<p>◎大岩道立病院室参事</p> <p>数値目標及び収支計画についてでございますが、道立病院におきましては、経営改善が喫緊の課題でありますことから、本年度、医療経営コンサルタントを導入したところでございます。</p> <p>コンサルタントからは、6月に経営改善方策が示され、7月から各病院に対し具体的かつ継続的な指導助言が行われており、10月には、道に対し第2・四半期に係る取り組み結果が報告されることとなっているところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後、この報告も参考にいたしまして経営改善の見通しを立てた上で数値目標及び収支計画を作成して原案に登載することとしているところでございます。</p>
<p>次に、先日この委員会でも調査に行っていました、広域医療を担うとされております江差病院及び羽幌病院については、それぞれの圏域の中核的医療機関として、地域からはその医療機能の充実が求められているものと理解しております。このことは今後の位置づけが大きく変わるものではないというふうに考えますけれども、今回の素案においては、診療体制の見直しを行うとしております。なぜ見直す必要があるのかその理由を伺います。</p>	<p>◎望月道立病院室参事</p> <p>診療体制の見直しにつきましては、広域医療を担う江差病院、羽幌病院について、自治体病院等広域化・連携構想のもと、地域の中核的医療機関としてその機能を発揮するため、他の中核的あるいは専門医療機関などの役割分担と連携が必要と考えているところでございます。</p> <p>道といたしましては、非常勤医師を配置している診療科について患者の減少とともに患者が診療圏外へ流出している現状などを踏まえ、今後、地域の医療ニーズに対応した医師を配置するなどして診療体制の見直しを行ってまいります考えでございます。</p>
<p>それでは、次に苫小牧病院について伺います。</p> <p>第2回定例会最終日前日の本委員会において、道立苫小牧病院のあり方については、苫小牧市を初めとする地元市町村等の御意見を伺うための連絡会議を設置するとのことでしたが、その後の状況についてお伺いします。</p>	<p>◎望月道立病院室参事</p> <p>苫小牧病院についてでございますが、外部の有識者による検討委員会からは、近年の結核患者数の減少などから地域における結核医療の確保に留意しつつ、廃止の検討を行う必要があるとの意見が出されたところでございます。</p> <p>道といたしましては、こうした意見に対して地元自治体から病院の存続要望があったことも踏まえ、東胆振地域、日高地域における結核医療及び呼吸器疾患に対する医療について協議するため、地元市町村や医師会を構成員といたします道立苫小牧病院に係る連絡会議を設置し、第1回目を8月8日に開催したところでございま</p>

	<p>す。</p> <p>この会議では、苫小牧市を初めとした出席者から、地域に結核病床がなくなることへの不安のほか、地域の呼吸器科の医師が不足している状況で仮に苫小牧病院が廃止になった場合は、患者の受け入れ先の確保が必要といった呼吸器疾患医療の確保に関する意見が出されたところでございます。</p>
<p>道立苫小牧病院のあり方につきましては、素案の中で、存廃について協議するというふうになっておりますけれども、今後、具体的にどのように進めていくお考えなのか伺います。</p>	<p>◎田中医療政策局長</p> <p>今後の協議についてでございますが、道立苫小牧病院に係る連絡会議におきましては、病院機能の存続のほか呼吸器疾患に対する医療の確保について意見が出されてございまして、今後ともその医療のあり方について地域と十分な協議が必要と考えているところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後、地域における結核医療及び呼吸器疾患に対する医療の確保に努めながら連絡会議における協議を重ねるとともに、地域の医療機関や患者さんの御意見も伺うなどして検討をさらに進めてまいりたいと考えてございます。</p>
<p>先日の委員会の調査でも病院機能の存続についての意見がかなり強く出されていたかと思しますので、慎重に対応していただきたいというふうに思います。</p> <p>それでは、最後になりますけれども、経営形態の見直しについて伺います。経営形態の見直しについては、地方独立行政法人化をすることなのか、この点について最後に確認を求めまして、私の質問を終わりたいというふうに思います。</p>	<p>◎白川保健福祉部長</p> <p>経営形態の見直しについてでございますが、外部の有識者による検討委員会からは、一般地方独立行政法人への移行を検討することが望ましいとの意見が提出されたところでございます。</p> <p>しかしながら、道立病院におきましては、医師不足である上、多額の欠損金を生じている経営状況にありまして、医師の安定的な確保や収支の改善、不採算医療に対する適正な一般会計負担金の確保といった課題がありますことから、道といたしましては、今後、安定的で持続可能な経営の確保の見通しを得るため、まずは、こうした課題の解決に向けまして全力で取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。</p>

⑦平成 24 年保健福祉委員会（平成 24 年 1 2 月 21 日）

質問	答弁
<p>道立病院について質問してまいります。</p> <p>まず、医療経営コンサルタントについてですが、今年度委嘱した医療経営コンサルタントから、第 2・四半期、つまり 7 月以降に各病院に対して経営改善に関する専門的な指導、助言が行われ、各病院では、それに基づいた具体的な取り組みが進められているところと見られます。</p> <p>10 月には、第 2・四半期の取り組み結果が提出されるとのことでしたが、初めに、収益を確保するための方策や費用の縮減策として、具体的にどのような指導、助言が行われたのか伺います。</p>	<p>◎大岩道立病院室参事</p> <p>コンサルタントからの指導助言についてでございますが、本年 6 月に医療経営コンサルタントから示されました経営改善方策に沿って、7 月から各病院において、収益の確保及び費用の節減に向けた意見交換や、実地による指導、助言が行われたところでございます。</p> <p>その具体的な指導、助言の内容といたしまして、収益の確保策につきましては、感染防止対策加算など診療報酬請求の加算に必要な各種施設基準の取得に加え、疾患別患者の検査と治療内容を標準化しスケジュール管理する、いわゆる診療パスの導入のほか、入院による内視鏡検査や大腸ポリープ手術の実施、入院患者へのエックス線撮影や腫瘍マーカー等、疾病の早期発見、早期治療のために必要な検査の実施、入退院手続などに係る病棟看護業務の負担軽減と、それによる入院患者数の増加などであり、費用の縮減策につきましては、医薬材料の本庁一括購入と廉価購入、清掃、警備等の庁舎管理委託業務や、医療機器の保守点検業務の見直しなどとなっておりますところでございます。</p>
<p>入院による内視鏡検査の実施や施設基準の取得による収益の確保のほか、医薬材料の本庁一括購入、清掃業務の管理委託業務の見直し等について指導、助言を受けたということと見られますけれども、それでは、それに基づいて取り組みを進めた結果、どのような効果が見られたのか伺います。</p>	<p>◎大岩道立病院室参事</p> <p>取り組みの効果についてでございますが、各病院におきましては、医療経営コンサルタントとの意見交換や指導助言を受け、院内での協議を進め、収益の確保として、本年度下期から感染防止対策加算や診療録管理体制加算など、診療報酬請求の加算に必要な施設基準を取得しますとともに、入院による内視鏡検査を導入し、収益増が見込まれているところでございます。</p> <p>また、医薬材料の本庁一括購入や、各病院で医薬品卸売業者等との値引き交渉を行い、値引き率の向上が図られるなど、費用の縮減に効果が上がっているところでございます。</p>
<p>第 2・四半期において、入院による内視鏡検査の導入による収益確保や、医薬材料費の値引き率の向上といった効果があったということと見られますが、それでは、この結果をもとにして積算した場合、今年度及び来年度の経営改善見込み額は、それぞれどの程度となるのか伺います。</p>	<p>◎田中医療政策局長</p> <p>経営改善見込み額についてでございますが、第 2・四半期における取り組みをもとに試算をいたしますと、今年度につきましては、第 2・四半期以降の分としまして、入院による内視鏡検査の実施や診療報酬請求の加算などによる収益確保に加え、医薬材料の廉価購入などによりまして、約 1200 万円の収支改善が見込まれるとこ</p>

<p>また、その見込み額をどのように受けとめているのか、あわせてお聞かせください。</p>	<p>ろでございます。</p> <p>また、来年度につきましては、診療報酬請求加算や入院における検査体制の充実などによりまして、約5200万円の収益の増、医薬材料の本庁一括購入や廉価購入の拡大、清掃業務委託の見直しなどにより、約4300万円の費用の削減が図られ、合わせて約9500万円の収支改善が見込まれるなど、一定の効果が得られるものと考えております。</p> <p>現在、第3・四半期における取り組みを進めているところであり、今後も経営改善効果が図られますよう、全病院と本庁が一体となって、取り組みを進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>医療経営コンサルタントからの指導、助言は、第2・四半期の結果も踏まえながら、さらに続けられるというふうにご考えておりますけれども、今後のスケジュールについてお聞かせください。</p>	<p>◎高木道立病院室長</p> <p>今後のスケジュールについてでございますが、各病院におきましては、現在、収益確保に向けた施設基準の取得や患者数の増を図るための検査の導入を初め、医薬材料費や庁舎管理委託費などの費用の縮減に向け、継続的に取り組んでいるほか、外来診療パスや内視鏡入院パスの導入、医療機器の保守点検の見直し、未収金回収業務などにつきまして意見交換を進めており、来年1月には、コンサルタントから第3・四半期の取り組み結果が報告されることとなっており、本年3月末までには、年間を通じた取り組み結果についての報告書がまとめられることとなっております。</p>
<p>次に、道立病院事業改革プランについて伺います。</p> <p>道は、有識者による検討委員会の意見を受け、次期道立病院事業改革プランの素案をまとめたところであり、先ごろ、パブリックコメントを実施したところでございます。</p> <p>パブリックコメントにおいて、道民の方々からはどのような意見が寄せられたのか、概要をお聞かせください。</p>	<p>◎望月道立病院室参事</p> <p>パブリックコメントについてでございますが、道におきましては、本年9月に策定いたしました次期プランの素案について、10月5日から11月9日までの期間に道民の皆様からの意見の募集を行い、42名、5団体から、125件の御意見をいただいたところでございます。</p> <p>その主なものといたしましては、医療機能の方向に関しましては、「広域医療や高度専門医療を担っている病院の診療機能を充実すべき」、医師確保対策に関しては、「全国からの医師の招へいや魅力ある病院作りにより医師を確保すべき」、経営形態の方向に関しては、「収支が改善され、安定的な医療を提供できるのであれば、経営形態を見直す必要はない」、また、その他の意見としまして、「経営改善が確実に図られ、実効性のある計画としてほしい」などの御意見をいただいているところでございます。</p>

<p>道は、パブリックコメントの意見なども踏まえて、道立病院事業改革プランの原案作成に向けた取り組みを進めているというふうに考えておりますけれども、その進捗状況はどのようなになっているのか、伺います。</p>	<p>◎望月道立病院室参事</p> <p>原案の検討状況についてでございますが、次期プランの原案の作成に当たりましては、素案に対するこれまでの議会議論やパブリックコメント、地域説明会で出された御意見などを踏まえ、検討を進めているところでございます。</p> <p>特に、結核医療を担っております苫小牧病院では、道立苫小牧病院に係る連絡会議において要望のありました、結核及び呼吸器疾患に対する医療の確保について、苫小牧市を初め地元医療機関などと協議を重ねているところでございます。</p> <p>また、広域医療を担っている江差病院及び羽幌病院につきましては、地域のニーズを踏まえた医師の配置など、診療体制の見直しや地元からの支援などについて、精神医療を担っている緑ヶ丘病院及び向陽ヶ丘病院では、地域の精神医療を担当する医療機関との役割分担について、循環器、呼吸器疾患の高度専門医療を担っている北見病院では、北見赤十字病院との役割分担と連携などについて、地元の市町村や医療機関などと協議を行ってきているところでございます。</p>
<p>各病院と協議を重ねているということでございますけれども、道立病院事業改革プランの原案においては、収支見込みについても示されることになると思います。</p> <p>たびたび指摘されているように、道立病院には、高度医療やいわゆる不採算部門など、病院会計だけで収支バランスをとることが、困難なものがあります。</p> <p>一般会計からの負担について、どのように道は考えておられるのかお聞かせください。</p>	<p>◎高木道立病院室長</p> <p>一般会計からの負担についてでございますが、道立病院については、広域医療や高度専門医療などの不採算医療を担っていることや病床規模が小さいことなど、厳しい経営環境に置かれておりますことから、地方財政計画における全国的な標準額のみで積算することは困難であり、総務省から示されております不採算経費を積算する例に基づき、収支差を取り入れて繰り出し基準を設定しておりますが、不採算医療であっても、企業としての経済性を発揮し、収支均衡に向けて取り組んでいく必要があるものと考えております。</p> <p>こうしたことから、次期プランにおきましては、経営改善方策を一層進めることにより、費用の縮減はもとより、必要な医師を確保するなどして収益の確保を図り、一般会計からの負担金の縮減に取り組んでいかなければならないものと考えております。</p>
<p>先ほど、医療経営コンサルタントからの指導、助言に基づく取り組みの結果から、どのような経営改善が見込まれるのか伺いましたが、答弁いただいたような状況では、赤字経</p>	<p>◎白川保健福祉部長</p> <p>次期プランの策定についてであります。道立病院が地域に必要な医療を継続的に提供するためには、医師の安定的な確保や経営改善方策を進め、収支の改善を最大</p>

<p>営から脱却できるほどの、大きな転換は望めそうにありません。</p> <p>今年度が 1200 万円の収支改善と来年度についても、合わせて約 9500 万円の収支改善が見込まれるというふうにはなっておりますけれども、大きな赤字の中のほんの一部が収支改善したということなだけでございます。</p> <p>さきの第3回定例会における我が会派の代表質問で申し上げたように、経営改善に向けた最大の課題は、定員割れが常態化している常勤医師をどう確保するのか、外来、入院ともに安定した診療体制をどう整えるのかということでございます。</p> <p>次期道立病院事業改革プランは、このような課題を解消できる実効性のあるものとしなければならないというふうに考えますけれども、どのように進めていく考えか、原案の取りまとめ時期も含め、部長の見解を伺い、これで質問を終えたいと思います。</p>	<p>限に図ることが必要であると考えているところでございます。</p> <p>次期プランの策定に当たりましては、実効性のあるプランを目指し、地元自治体や地域の関係団体などの意見や札幌医大を初め医育大学などとの協議を踏まえまして、地域枠医師の活用などにより医師確保を進め、診療体制の充実を図りますとともに、医療経営コンサルタントによる経営改善の取り組み結果も参考にいたしまして、今後の経営改善の見通しを立てた上で、収支計画を策定し、来年1月末を目途にこの計画を盛り込んだ原案を取りまとめまいりたいというふうに考えてございます。</p>
--	--

⑧平成 25 年保健福祉委員会（平成 25 年 2 月 5 日）

質問	答弁
<p>それでは、ただ今、報告のありました「新・北海道病院事業改革プラン」につきまして、内容の確認も含め、以下伺ってまいります。</p> <p>まず、広域医療を担う江差及び羽幌病院について、地域からの支援について地元自治体と協議を進めるといふうにされておりますけれども、その協議状況をまず伺います。</p>	<p>◎道立病院室参事</p> <p>地域からの支援についてでございますが、江差病院及び羽幌病院につきましては、民間医療機関が進出しがたいへき地における広域医療を担っておりますが、医師や看護師が不足している中で、地域に必要な医療を安定的に確保する観点から、地元自治体からの支援について、関係各町村と協議を行ってきているところでございます。</p> <p>江差町においては、現在、新年度からの医師に対する研究資金の貸与制度の創設が検討されており、また、羽幌町においては、医師に対する研究資金の貸与の継続に加え、新年度から看護師の修学に係る資金の貸与制度の創設が予定されており、こうした取り組みを通して、医師や看護師の確保と、医療の充実が図られるよう引き続き地元自治体との協議を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>それでは、次に、緑ヶ丘病院についてでございますが、救急・急性期医療の中心的役割とともに、身近な地域の医療需要にも対応した医療機能の確保を図るということでございますが、救急・急性期の中心的役割を担うために、どのように取り組んでいくのか伺います。</p>	<p>◎道立病院室参事</p> <p>緑ヶ丘病院についてでございますが、緑ヶ丘病院は、十勝圏域において精神科救急を中心に精神科医療を担ってきており、次期病院事業改革プランにおきましては、他の精神科病院との役割分担のもと、救急・急性期医療の充実を図ることとしたところでございます。</p> <p>具体的には、救急患者や急性期の集中的治療を要する患者の受け入れについて充実を図るため、個室を備えた専用の病棟の整備や、精神保健福祉士などの人員配置を要件とする精神科救急入院料の施設基準の取得に向けて検討を進めることとしているところでございます。</p>
<p>次に、向陽ヶ丘病院についてでありますけれども、地域医療再生計画に基づいて、病院庁舎の改築整備に努めるといふうにしておりますけれども、現時点での整備のスケジュールについて教えてください。</p>	<p>◎道立病院室参事</p> <p>向陽ヶ丘病院の改築整備についてでございますが、オホーツク圏域において精神科医療を担っている向陽ヶ丘病院は、昭和 45 年に建築され、既に耐用年数が経過し、耐震基準も満たしていないことから、次期病院事業改革プランにおいて、地域医療再生基金を活用し、老朽化・狭隘化が著しい病院庁舎の改築整備に努めることとしたところでございます。</p> <p>今後、設計業務の委託に必要な準備を進め、平成 25 年度に基本及び実施設計を行い、26 年度から建築工事に着手し、27 年度の完成を目指すこととしているところ</p>

	ろでございます。
次、苫小牧病院について、数点伺いますけれども1月10日に開催されました「道立苫小牧病院に係る連絡会議」では、どのようなことが議論されたのか伺います。	<p>◎道立病院室参事</p> <p>道立苫小牧病院に係る連絡会議についてでございますが、道では、次期プランの策定に向け、東胆振・日高地域における結核医療等の確保について、昨年8月に連絡会議を設置するなどして、地元の自治体や医師会と協議を重ねてきたところでございます。</p> <p>1月に開催しました連絡会議において協議を行った結果、結核患者数の減少などから道立苫小牧病院を存続していくことは、難しい状況にあることから、東胆振・日高地域における結核医療の確保については、緊急やむを得ない理由のある入院患者が発生した場合に備え、苫小牧市立病院において、一時受入れに必要な陰圧空調設備等を有する病床を必要数整備することや、地域の医療機関が3次医療圏の専門医療機関への結核患者の紹介を行うに当たっては、患者の自己受診ができない場合、保健所が搬送を行うなど、道において適切に対応すること、また、呼吸器疾患に対する医療の確保については、苫小牧市立病院及び王子総合病院を中心とした地域の医療機関で対応することとし、道として医師確保の支援を行うこと、といった三つの方針が確認されたところでございます。</p>
今の連絡会議の議論内容を踏まえ、東胆・日高地域の各市町村長の意見を伺っているとのことでございますけれども、そこからはどのような意見が出されているのか伺います。	<p>◎道立病院室参事</p> <p>各市町村長の意見についてでございますが、先月の連絡会議の開催後、只今答弁いたしました協議内容について各市町村長にご説明したところ、結核患者数の減少など、道立苫小牧病院の経営状況は厳しく、廃止はやむを得ないと考えるが、廃止する場合は、連絡会議で協議された結核医療及び呼吸器疾患に対する医療の確保が必要との意見が出されたところでございます。</p>
結核医療について伺いますけれども、苫小牧市立病院において、結核患者の一時受け入れに必要な陰圧空調設備等を有する病床を必要数整備するというところでございますが、苫小牧市立病院における具体的な対応についてお教えてください。	<p>◎道立病院室長</p> <p>結核患者の対応についてであります。苫小牧市立病院におきましては、結核の治療を要する入院患者の受け入れに当たり、他の患者への感染防止のため、病室内が陰圧に保たれている必要があることから、既に陰圧空調設備が設置されております病室を活用して受け入れることとしているところでございます。</p>
以前、道立苫小牧病院に伺ったときに結核患者より呼吸器疾患の患者さんの方が多かつ	<p>◎医療政策局長</p> <p>呼吸器疾患患者さんへの対応についてでございます</p>

<p>たかと思うんですけども、病院廃止後、具体的に呼吸器疾患の患者さんについては、受診先はどのようになるのか伺います。</p>	<p>が、道立苫小牧病院に受診している呼吸器疾患の患者さんについては、苫小牧市立病院や王子総合病院を中心とした地元の医療機関におきまして、専門医による診療体制を整え、受入先を確保することとしているところでございます。</p> <p>なお、道として、転院先の確保に当たりましては、患者さんの希望を伺いながら、地元の医師会や医療機関との連携のもと、適切に対応してまいりたいと考えております。</p>
<p>ぜひ、患者さんの対応をしっかりと聞いて、対応 していった欲しいというふうに思います。</p>	
<p>それと道立苫小牧病院は、平成7年に建てられていまして、まだまだ使用できるかというふうに思いますけども、廃止後の跡地利用について検討するというふうにしておりますけども、どのように考えているのか伺います。</p>	<p>◎道立病院室長</p> <p>跡利用についてであります。道立苫小牧病院につきましては、平成7年に病院事業債を活用して建設したものでありますことから、保健医療福祉の分野で有効に活用していくことが望ましいと考えておりますが、今後、地元苫小牧市など地域のご意見を十分に伺うとともに、国とも協議を行いながら、検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>次に収支計画について、伺います。</p> <p>一般会計からの負担金について、国基準と基準外というふうに分けておりますけども、基準外の3区分の算定の考え方について、改めて伺います。</p>	<p>◎道立病院室参事</p> <p>一般会計負担金の算定の考え方についてでございますが、一般会計負担金の基準外については地方財政計画積算例に基づく経費を除いた負担金として、3つの区分に分けており、まず、1つ目として、コドモックルの小児高度医療や療育、地域センター病院の必置診療科の運営に要する経費につきましては、経営改善を行ってもなお収支の均衡を図ることが困難であり、地域医療の確保のため、政策的に維持していく必要があることから、「道として特に政策的に行う医療機能等の確保に要する経費」としているところでございます。</p> <p>また、2つ目として、本庁業務に要する経費や庁舎の解体など臨時的なものに要する経費につきましては、受益者の負担とすることが適当でないことから、「特殊な経費や臨時的に発生する経費」としているところでございます。</p> <p>さらに、3つ目として、これら以外の経費については、改善の余地があることから、「経営改善により計画的に解消を図る経費」として、区分することとしたところでございます。</p>

<p>今の3つめの「経営改善により、計画的に解消する経費」についてなんですけども、どのような見通しのもとで半分以下になるとの見込みとなったのかについて、お聞かせください。</p>	<p>◎道立病院室長</p> <p>計画的に解消する経費についてであります。この計画的に解消する経費は、収益確保や費用縮減といった収支改善を図ることにより、着実に縮減していくこととしたところでございます。平成25年度の11億8千万円から、29年度には4億5千万円と、7億3千万円の減を見込んでいるところでございます。</p> <p>その積算としましては、江差・羽幌病院において、医師の増員や検査の充実などによる増収と医薬材料費や光熱水費などといった費用の縮減により、約1億1千万円、緑ヶ丘・向陽ヶ丘病院において、精神科の救急病棟に適用する新たな診療報酬の取得などによる増収と病棟再編による看護師の減員などといった費用の縮減により、約1億7千万円、苫小牧病院の廃止により、約4億5千万円を見込んでいるところでございます。</p>
<p>今回、今後5年間の収支計画が示されたのでありますけども、この計画に沿って進めば、安定的で持続可能な経営の確保の見通しを得ることができ、そして、経営形態の見直しを進めることができるというふうに考えて良いのか、最後に伺います。</p>	<p>◎保健福祉部長</p> <p>経営形態の見直しについてでございます。道立病院においては、医師不足である上、多額の欠損金を生じている経営状況にあり、医師の安定的な確保や、経営改善方策を進め、収支の改善を最大限図る必要がありますことから、こうした課題の解決に全力で取り組むこととしていただいております。</p> <p>このため、原案でお示した収支計画におきましては、医師の確保や経営改善方策を進め、一般会計からの負担金の縮減を図った上で、損失額の減少を目指すこととしてございまして、本プランに沿って収支改善に全力で取り組み、安定的で持続可能な経営の確保の見通しを得た上で、経営形態の見直しを進めてまいりたいというふうに考えてございます。</p>